官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一一一八）　二
○物資の流通の効率化に関する法律施行令及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部を改正する政令（一一一九）　二
○郵政民営化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一一二〇）　三
○郵政民営化委員会令の一部を改正する政令（一一二一）　三
〔府令・省令〕
○物資の流通の効率化に関する法律に基づく総合効率化計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通六）　四
〔省　令〕
○地方税法施行規則等の一部を改正する省令（総務一一九）　四
○物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（国土交通八四）　九
〔法規的告示〕
○国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則第四条の四第六号の国土交通大臣の定める基準（国土交通一一八九）　一六
〔その他告示〕
○貨物自動車相互間の中継輸送の実施に関する基本的な方針（国土交通一一九〇）　一八
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　二一
裁判所
破産、免責、再生関係　二一
特殊法人等
公立学校共済組合役員の退職及び就職関係　二一
地方公共団体
行旅死亡人、特定空家等関係　二二
会社その他
会社決算公告　二三

本号で公布された法令のあらまし

◇物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三百二十八号）（国土交通省）

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第二十一号）の施行期日は、令和八年十一月一日とする。

◇物資の流通の効率化に関する法律施行令及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部を改正する政令（政令第三百二十九号）（国土交通省）

第1　物資の流通の効率化に関する法律施行令の一部改正

1　貨物自動車中継輸送事業に係る国土交通大臣の権限の一部（一の地方運輸局の管轄区域内のみにおいて実施される貨物自動車中継輸送事業に係るものに限る。）について、当該区域を管轄する地方運輸局長に委任する。（第十四条第五項関係）

2　その他所要の改正を行う。

第2　独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正

第三条第一項第一号ハにおいて所要の改正を行う。

第3　附則

この政令は、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第二十一号）の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。（附則関係）

◇郵政民営化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三百三十号）（内閣官房）

郵政民営化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十号）の施行期日は令和八年十二月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年十一月一日とする。

◇郵政民営化委員会令の一部を改正する政令（政令第三百三十一号）（内閣官房）

1　郵政民営化委員会令の一部改正

郵政民営化委員会に臨時委員を置くことができるとされたことに伴い、所要の規定の整備を行う。（第一条関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

政　令

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十月二十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百二十八号

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第二十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年十一月一日とする。

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　武部　新
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　井林　辰憲
内閣総理大臣　高市　早苗

物資の流通の効率化に関する法律施行令及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十月二十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百二十九号

物資の流通の効率化に関する法律施行令及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第二十一号）の施行に伴い、及び物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第七十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（物資の流通の効率化に関する法律施行令の一部改正）

第一条　物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第四条第十七号ホ」を「第四条第五号ホ」に改め、同条第二項中「第四条第十七号チ」を「第四条第五号チ」に改める。

第二条第二号中「の倉庫業」を「に規定する倉庫業」に改め、同条第三号中「同条第十七号」を「同条第五号」に改める。

第五条第一項中「第三十条第一号」を「第二十九条の二第一号」に改め、同項第一号中「第三十条第六号」を「第三十条第四号」に改める。

第六条第二項中「第三十条第八号」を「第三十条第六号」に改める。

第七条第一項中「第三十条第二号」を「第二十九条の二第一号」に改め、同条第二項中「第三十条第九号」を「第三十条第七号」に改める。

第十二条第二項ただし書中「第四条第五号」を「第四条第四号」に改め、同項第一号ロ中「第四条第十八号」を「第四条第六号」に改める。

第十四条第一項中「第四条第十四号」を「第六条第四項第八号」に改め、同条中第十一項を第十二項とし、第六項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第三十条第七号」を「第三十条第五号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法第二十九条の六第一項、同条第五項から第八項まで（これらの規定を法第二十九条の七第三項において準用する場合を含む。）並びに法第二十九条の七第一項及び第二項並びに第二十九条の十三の規定による国土交通大臣の権限（一の地方運輸局の管轄区域内のみにおいて実施される法第二十九条の二第二号に規定する貨物自動車中継輸送事業に係るものに限る。）は、当該区域を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任する。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正）

第二条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ハ中「第四条第十七号」を「第四条第五号」に改める。

附　則

この政令は、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。

経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　井林　辰憲
内閣総理大臣　高市　早苗

郵政民営化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十月二十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百三十号

郵政民営化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、郵政民営化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十号）附則第一条（第一号及び第三号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

郵政民営化法等の一部を改正する法律の施行期日は令和八年十二月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年十一月一日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　藤井比早之

郵政民営化委員会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十月二十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百三十一号

郵政民営化委員会令の一部を改正する政令

内閣は、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百八十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

郵政民営化委員会令（平成十八年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「委員の」を「委員及び議事に関係のある臨時委員の」に改め、同条第二項中「委員で」を「委員及び議事に関係のある臨時委員で」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

府令・省令

○内閣府令・国土交通省令第六号

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第二十一号）の施行に伴い、及び物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二十九条の六第六項（同法第二十九条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、物資の流通の効率化に関する法律に基づく総合効率化計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年十月二十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
国土交通大臣　井林　辰憲

物資の流通の効率化に関する法律に基づく総合効率化計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の一部を改正する命令

物資の流通の効率化に関する法律に基づく総合効率化計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（平成二十八年内閣府国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
物資の流通の効率化に関する法律に基づく総合効率化計画及び貨物自動車中継輸送実施計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令	物資の流通の効率化に関する法律に基づく総合効率化計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令
（都道府県公安委員会への書面の送付） **第一条**　国土交通大臣（物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「法」という。）第七十四条の規定により権限が地方支分部局の長に委任された場合にあっては、当該委任を受けた者。以下同じ。）は、法第六条第一項の認定の申請又は法第二十九条の六第一項の認定の申請（以下「認定申請」と総称する。）があった場合には、法第六条第八項ただし書又は法第二十九条の六第六項ただし書に該当する場合を除き、遅滞なく、貨物軌道事業又はトラックターミナル事業を実施する区域を管轄する都道府県公安委員会（以下「関係公安委員会」という。）に対し、当該認定申請に係る申請書の写しを添えて、意見を求める旨の書面を送付するものとする。 （意見を聴く必要がない場合） **第二条**　（略） 2　法第二十九条の六第六項ただし書の国土交通省令・内閣府令で定める場合は、同条第二項第三号に掲げる貨物自動車中継輸送事業の内容にトラックターミナル事業が含まれない場合とする。 （処分の通知） **第四条**　国土交通大臣は、第二条の規定による関係公安委員会の意見の提出があった認定申請について、法第六条第四項又は法第二十九条の六第五項の認定に関する処分を行ったときは、遅滞なく、当該処分の内容を当該関係公安委員会に通知するものとする。 （総合効率化計画等の変更の認定） **第五条**　前各条の規定は、法第七条第一項又は法第二十九条の七第一項の規定による変更の認定の申請があった場合について準用する。	（都道府県公安委員会への書面の送付） **第一条**　国土交通大臣（物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「法」という。）第五十二条の規定により権限が地方支分部局の長に委任された場合にあっては、当該委任を受けた者。以下同じ。）は、法第六条第一項の認定の申請（以下「認定申請」という。）があった場合には、同条第八項ただし書に該当する場合を除き、遅滞なく、貨物軌道事業又はトラックターミナル事業を実施する区域を管轄する都道府県公安委員会（以下「関係公安委員会」という。）に対し、当該認定申請に係る申請書の写しを添えて、意見を求める旨の書面を送付するものとする。 （意見を聴く必要がない場合） **第三条**　（略） （新設） （処分の通知） **第四条**　国土交通大臣は、第二条の規定による関係公安委員会の意見の提出があった認定申請について、法第六条第四項の認定に関する処分を行ったときは、遅滞なく、当該処分の内容を当該関係公安委員会に通知するものとする。 （総合効率化計画の変更の認定） **第五条**　前各条の規定は、法第七条第一項の規定による変更の認定の申請があった場合について準用する。

附　則

この命令は、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。

省令

○総務省令第百十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月二十一日

総務大臣　藤井比早之

地方税法施行規則等の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第七十二条の百十四第四項の総務省令で定める経済構造統計等） **第七条の二の九**　［略］	（法第七十二条の百十四第四項の総務省令で定める経済構造統計等） **第七条の二の九**　［同上］
2　法第七十二条の百十四第四項に規定する経済構造統計の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額は、前項第一号に規定する統計表の表頭「品目（小売）」のうち「Ｉ二　小売商品計」のうち「年間商品販売額」の表側都道府県名が記載されている欄の額と同項第二号に規定する統計表の表頭「売上（収入）金額」の表側「Ｉ二　小売業」のうち「一　個人」の欄の額の合計額から、同項第一号に規定する統計表の表頭「品目（小売）」のうち「六〇三三一　医療用医薬品小売」のうち「年間商品販売額」の表側都道府県名が記載されている欄の額と、同項第三号に規定する統計表の表頭「商品販売形態別」のうち「三　通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「Ｉ二　小売業計」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「四　インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「Ｉ二　小売業計」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「五　自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「Ｉ二　小売業計」の欄の額の合計額と、前項に規定する経済センサス活動調査の結果に基づき、商業統計調査規則及び特定サービス産業実態調査規則を廃止する省令（令和元年経済産業省令第十四号）による廃止前の商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）により平成二十六年七月一日現在において行つた同令第一条に規定する商業調査の結果として公表された平成二十六年商業統計表業態別統計編（小売業）第五表（都道府県別、業態別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比）の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額を控除した額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額を控除した額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額、同表の表頭「商	［同上］

品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額を控除した額並びに同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額を控除した額の合計額に相当する額として総務大臣が定める額との合計額を控除した額とする。ただし、当該額が公表された後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、次に掲げる額を合計して得た額を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県については当該都道府県の額に加えたものとする。

一　境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県の額の二分の一の額に、当該区域の人口（国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によつて調査した令和七年十月一日現在における人口の確定数又はこれに相当する人口として総務大臣が別に定める人口をいう。以下この号及び次条第二項第一号において同じ。）を当該都道府県の人口で除して得た率を乗じて得た額

［二　略］

（政令第三十五条の二十第一項第二号の人口）

第七条の二の十一　政令第三十五条の二十第一項第二号の人口は、国勢調査令によつて調査した令和七年十月一日現在における人口の確定数とする。ただし、当該人口の確定数が官報で公示された後において地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十六条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県の人口を告示したときは、その人口とする。

（法第七十二条の百十五第一項の人口）

第七条の二の十四　法第七十二条の百十五第一項に規定する最近の国勢調査の結果による各市町村の人口は、国勢調査令によつて調査した令和七年十月一日現在における人口の確定数とする。ただし、当該人口の確定数が官報で公示された後において地方自治法施行令第百七十七条第一項の規定に基づいて都道府県知事が市町村（特別区を含む。次条において同じ。）の人口を告示したときは、その人口とする。

附　則

（福島県双葉郡楢葉町等に係る人口の定義の特例）

第三条の二の四　福島県双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する法第七十二条の百十五第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口は、第七条の二の十四の規定にかかわらず、平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

一　境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県の額の二分の一の額に、当該区域の人口（国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によつて調査した令和二年十月一日現在における人口の確定数又はこれに相当する人口として総務大臣が別に定める人口をいう。以下この号及び次条第二項第一号において同じ。）を当該都道府県の人口で除して得た率を乗じて得た額

［二　同上］

（政令第三十五条の二十第一項第二号の人口）

第七条の二の十一　政令第三十五条の二十第一項第二号の人口は、国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口の確定数とする。ただし、当該人口の確定数が官報で公示された後において地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十六条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県の人口を告示したときは、その人口とする。

（法第七十二条の百十五第一項の人口）

第七条の二の十四　法第七十二条の百十五第一項に規定する最近の国勢調査の結果による各市町村の人口は、国勢調査令によつて調査した令和二年十月一日現在における人口の確定数とする。ただし、当該人口の確定数が官報で公示された後において地方自治法施行令第百七十七条第一項の規定に基づいて都道府県知事が市町村（特別区を含む。次条において同じ。）の人口を告示したときは、その人口とする。

附　則

（福島県双葉郡楢葉町等に係る人口の定義の特例）

第三条の二の四　福島県双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する法第七十二条の百十五第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口は、第七条の二の十四の規定にかかわらず、平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口とする。

（地方揮発油譲与税法施行規則の一部改正）

第二条　地方揮発油譲与税法施行規則（昭和三十一年総理府令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 ［1～4　略］ 5　福島県双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する第五条第一項本文及び第二項の規定（第四条第三項及び第五項の人口に係る部分に限る。）の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる第五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。	**附　則** ［1～4　同上］ 5　［同上］
第一項	第一項
前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものの結果による人口	前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものの結果による人口
平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和七年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）	平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（次項において「特例率」という。）を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）
第二項	第二項
［略］	［同上］
当該人口をいう。以下この条	当該人口をいう。以下この条
従業地、通学地による人口に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（以下この項において「特例率」という。）を乗じて得た人口をいう。以下この項	従業地、通学地による人口に特例率を乗じて得た人口をいう。以下この項
当該市町村の常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この条において同じ。）	常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この条において同じ。）
平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に特例率を乗じて得た人口（以下この項において「特定特例人口」という。）	特例人口

昼間人口から常住人口	特例昼間人口から特定特例人口
［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（自動車重量譲与税法施行規則の一部改正）

第三条　自動車重量譲与税法施行規則（昭和四十六年自治省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
附　則	
［1～4　略］	
5　福島県双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する第三条第六項本文及び第七項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第六項ただし書及び第八項の規定は、適用しない。	
第六項	前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものの結果による人口
	平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和七年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）
第七項	［略］
	当該人口をいう。以下この項及び次項
	従業地、通学地による人口に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（以下この項において「特例率」という。）を乗じて得た人口をいう。以下この項

昼間人口から常住人口	特例昼間人口から特例人口
［同上］	

改正前	
附　則	
［1～4　同上］	
5　［同上］	
第六項	前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものの結果による人口
	平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（次項において「特例率」という。）を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）
第七項	［同上］
	当該人口をいう。以下この項及び次項
	従業地、通学地による人口に特例率を乗じて得た人口をいう。以下この項

当該市町村の常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）	平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に特例率を乗じて得た人口（以下この項において「特定特例人口」という。）	
昼間人口から常住人口	特例昼間人口から特定特例人口	
［略］		

［６　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第二十八条第一項及び第二十九条の人口）	（法第二十八条第一項及び第二十九条の人口）
第三条　法第二十八条第一項及び第二十九条に規定する人口は、国勢調査令により調査した令和七年十月一日現在における人口の確定数とする。ただし、当該人口の確定数が官報で公示された後において地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十六条第一項又は第百七十七条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県又は市町村の人口を告示したときは、その人口とする。	**第三条**　法第二十八条第一項及び第二十九条に規定する人口は、国勢調査令により調査した令和二年十月一日現在における人口の確定数とする。ただし、当該人口の確定数が官報で公示された後において地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十六条第一項又は第百七十七条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県又は市町村の人口を告示したときは、その人口とする。
附　則	**附　則**
（福島県双葉郡楢葉町等に係る人口の特例）	（福島県双葉郡楢葉町等に係る人口の特例）
第五条　福島県双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する法第二十八条第一項の規定の適用については、当分の間、最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口は、第三条の規定にかかわらず、平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和七年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）とする。	**第五条**　福島県双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する法第二十八条第一項の規定の適用については、当分の間、最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口は、第三条の規定にかかわらず、平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）とする。
２　福島県に対する法第二十九条の規定の適用については、当分の間、最近の国勢調査の結果による福島県の人口は、第三条の規定にかかわらず、令和七年の国勢調査の結果による福島県内の各市町村（前項に規定する市町村を除く。）の人口の確定数の合計数に前項に規定する市町村の特例人口の合計数を加えた数とする。	２　福島県に対する法第二十九条の規定の適用については、当分の間、最近の国勢調査の結果による福島県の人口は、第三条の規定にかかわらず、令和二年の国勢調査の結果による福島県内の各市町村（前項に規定する市町村を除く。）の人口の確定数の合計数に前項に規定する市町村の特例人口の合計数を加えた数とする。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第三十条第一項第二号の人口）	（法第三十条第一項第二号の人口）
第一条　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（以下「法」という。）第三十条第一項第二号に規定する最近の国勢調査の結果による人口は、国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によって調査した令和七年十月一日現在における人口の確定数とする。ただし、当	**第一条**　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（以下「法」という。）第三十条第一項第二号に規定する最近の国勢調査の結果による人口は、国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によって調査した令和二年十月一日現在における人口の確定数とする。ただし、当

［６　同上］

該人口の確定数が官報で公示された後において地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十六条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県の人口を告示したときは、その人口とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、令和九年四月一日から施行する。

（地方税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　令和七年十月二日から国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によって調査した令和七年十月一日現在における人口の確定数が官報で公示された日の前日までの間に市町村の廃置分合若しくは境界変更があったとき又は市町村の境界が確定したときは、都道府県知事が地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十七条第一項の規定に基づいて当該廃置分合若しくは境界変更又は境界の確定を考慮した令和七年十月一日現在における当該市町村の人口を告示するまでの間、当該市町村に対する第一条の規定による改正後の地方税法施行規則第七条の二の十四の規定の適用については、同条中「当該人口が官報で公示された後において地方自治法施行令第百七十七条第一項の規定に基づいて都道府県知事が市町村（特別区を含む。次条において同じ。）の人口を告示したときは、その人口」とあるのは、「同年十月二日以後において市町村（特別区を含む。次条において同じ。）の廃置分合若しくは境界変更又は境界確定に係る区域の人口を関係市町村の人口に加え、又は関係市町村の人口から減じたもの」とする。

○国土交通省令第八十四号

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第二十一号）及び物資の流通の効率化に関する法律施行令及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第三百二十九号）の施行に伴い、並びに物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二十九条の六第一項及び第三項第三号並びに第五項第三号及び第九項（これらの規定を同法第二十九条の七第三項において準用する場合を含む。）、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十六条第三項、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項並びに国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十三条第六項の規定に基づき、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和八年十月二十一日

国土交通大臣　井林　辰憲

物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第百号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（道路管理者の意見の聴取） **第一条**　国土交通大臣（物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「法」という。）第五十二条の規定により権限が地方支分部局の長に委任された場合にあっては、当該委任を受けた者）は、法第六条第一項の認定の申請があった場合には、同条第八項ただし書に該当する場合を除き、遅滞なく、期限を指定して、貨物軌道事業（法第六条第四項第八号に規定する貨物軌道事業をいう。次条において同じ。）を実施する区域を管轄する道路管理者（次項において「関係道路管理者」という。）の意見を徴しなければならない。 2　（略） （貨物自動車中継輸送実施計画の認定の申請等） **第四条の二**　法第二十九条の六第一項の規定により貨物自動車中継輸送実施計画の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二　法第二十九条の六第二項各号に掲げる事項	（道路管理者の意見の聴取） **第一条**　国土交通大臣（物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「法」という。）第五十二条の規定により権限が地方支分部局の長に委任された場合にあっては、当該委任を受けた者）は、法第六条第一項の認定の申請があった場合には、同条第八項ただし書に該当する場合を除き、遅滞なく、期限を指定して、貨物軌道事業（法第四条第十四号に規定する貨物軌道事業をいう。次条において同じ。）を実施する区域を管轄する道路管理者（次項において「関係道路管理者」という。）の意見を徴しなければならない。 2　（略） （新設）

三　法第二十九条の六第三項に規定する特定貨物自動車中継輸送施設の整備を行う場合にあっては、同項各号に掲げる事項

四　特定貨物自動車中継輸送施設が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する営業所及び自動車車庫（以下「営業所等」という。）を有する場合にあっては、次に掲げる事項

イ　営業所等を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ　営業所の名称及び位置

ハ　営業所に配置する事業用自動車の数

ニ　自動車車庫の位置及び収容能力

ホ　営業所等において行う業務の内容

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　既存の法人にあっては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ　最近の事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書

二　法人を設立しようとする者にあっては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為の謄本

ロ　株式の引受け、出資又は財産の寄附の状況又は見込みを記載した書類

三　個人にあっては、次に掲げる書類

イ　戸籍抄本

ロ　資産調書

四　特定貨物自動車中継輸送施設の平面図、立面図及び断面図、高速自動車国道その他の物資の流通を結節する機能を有する道路との位置関係を明らかにする図面並びに特定貨物自動車中継輸送施設が有する設備の能力を説明する書類

五　貨物自動車中継輸送実施計画に法第二十九条の六第三項に規定する者が行う特定貨物自動車中継輸送施設の整備に関する事項を記載する場合にあっては、当該特定貨物自動車中継輸送施設の整備を行う者について、第一号から第三号までに掲げる書類

3　第一項の場合において、別表第一の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、前項各号に掲げる書類のほか、同表の下欄に掲げる書類（同項各号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。

4　国土交通大臣は、第二項各号に掲げるもののほか、法第二十九条の六第一項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る貨物自動車中継輸送実施計画が同条第五項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

5　国土交通大臣は、特定貨物自動車中継輸送施設の整備に関する事項が記載された貨物自動車中継輸送実施計画について法第二十九条の六第一項の認定をしようとするときは、同条第七項の規定によるほか、関係地方公共団体の長の意見を聴くものとする。

6　第一項の申請書は、その貨物自動車中継輸送事業（当該事業に係る国土交通大臣の権限が物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号。以下「令」という。）第十四条第五項の規定により地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下この条及び第二十条において同じ。）に委任されているものを除く。）の主たる実施区域を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

（特定貨物自動車中継輸送施設の整備に関して貨物自動車中継輸送実施計画に記載すべき事項）

第四条の三　法第二十九条の六第三項第三号の国土交通省令で定める事項は、特定貨物自動車中継輸送施設の整備の実施時期とする。　（新設）

（特定貨物自動車中継輸送施設の基準）

第四条の四　法第二十九条の六第五項第三号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。　（新設）

一　高速自動車国道のインターチェンジ等（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道（まだ供用の開始がないものを除く。以下この号において「高速自動車国道」という。）、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路（高速自動車国道に接続しているものに限り、まだ供用の開始がないものを除く。）又は高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第二条第二項第二号に規定する自動車専用道路と同等の規格及び機能を有する道路（高速自動車国道に接続しているものに限り、まだ供用の開始がないものを除く。）と道路法第三条第二号に規定する一般国道、同条第三号に規定する都道府県道又は同条第四号に規定する市町村道（いずれも同法第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。）を連結させるための施設をいう。）の周辺五キロメートルの区域内に立地するものであること。

二　貯蔵槽倉庫（倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）第三条の九第一項に規定する貯蔵槽倉庫をいう。次号において同じ。）及び冷蔵倉庫（倉庫業法施行規則第三条の十一第一項に規定する冷蔵倉庫をいう。次号において同じ。）にあっては、特定貨物自動車中継輸送施設（第五号に規定する施設を除く。）について、その容積が四千立方メートル以上のものであること。

三　貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫以外の特定貨物自動車中継輸送施設にあっては、特定貨物自動車中継輸送施設（第五号に規定する施設を除く。）について、その床面積が二千平方メートル以上のものであること。

四　特定貨物自動車中継輸送施設の主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第五号に規定する主要構造部をいう。）である柱及びはりが鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

五　入浴設備を備えた待機所その他の運転者（法第二十九条の二第一号に規定する「運転者」をいう。以下同じ。）の疲労を回復するための施設を有するものであること。

六　到着時刻表示装置（特定貨物自動車中継輸送施設における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者から提供された当該特定貨物自動車中継輸送施設に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置であって、国土交通大臣の定める基準に適合するものをいう。）を有するものであること。

七　データ交換システム（取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。）を有するものであること。

八　非常用データ保存システム（特定貨物自動車中継輸送施設内において取り扱う貨物に関するデータを当該特定貨物自動車中継輸送施設外の適当な場所において保存するシステムであって、非常時において当該場所において保存された当該データを活用するために必要となる通信の機能及び電源を備えるものに限る。）を有するものであること。

九　貨物保管場所管理システム（電子情報処理組織に基づき倉庫内における貨物の保管場所を特定するシステムをいう。）を有するものであること。

十　大型車対応荷さばき・転回場（特定貨物自動車中継輸送施設に設けられた貨物の搬出入場所であって、その前面に奥行き十五メートル以上の空地を有するものをいう。以下同じ。）を有するものであること。

十一　高規格バース（特定貨物自動車中継輸送施設の一の階のいずれかの外壁面に技術的に可能な範囲で設けられている貨物の搬出入場所（当該貨物の搬出入場所から奥行き五メートル以上の荷さばきの用に供する空間が設けられているものに限る。）をいう。）を有するものであること。

十二　当該特定貨物自動車中継輸送施設の階数が二以上のもの（ランプウェイ構造を有するものを除く。）にあっては、最大積載荷重が二トン以上のエレベーターを有するものであること。

（貨物自動車中継輸送実施計画の変更の認定の申請等）

第四条の五　法第二十九条の七第一項の規定により貨物自動車中継輸送実施計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　変更しようとする事項

三　変更の理由

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該貨物自動車中継輸送実施計画に係る貨物自動車中継輸送事業の実施状況を記載した書類

二　当該貨物自動車中継輸送実施計画の変更が第四条の二第二項各号に掲げる書類の変更を伴う場合にあっては、当該変更後の書類

3　第四条の二第三項から第六項までの規定は、法第二十九条の七第一項の規定による変更の認定の申請があった場合について準用する。

（荷待ち時間）

第五条　法第三十条第二号の国土交通省令で定める者は、連鎖化事業者（法第四十五条第一項に規定する連鎖化事業者をいう。次項において同じ。）とする。

2　法第三十条第二号の国土交通省で定めるところにより算定される時間は、運転者が集貨若しくは配達を行うべき場所又はその周辺の場所（以下この項において「集貨場所等」という。）に到着した時刻（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる時刻）から荷役等（同条第三号に規定する荷役等をいう。次条第二項において同じ。）を開始した時刻までの時間（荷主（法第三十条第五号に規定する荷主をいう。）、集貨場所等の管理者又は連鎖化事業者（次条第一項において「荷主等」という。）の都合により待機した時間に限る。）とする。

一・二　（略）

（新設）

（荷待ち時間）

第五条　法第三十条第四号の国土交通省令で定める者は、連鎖化事業者（法第四十五条第一項に規定する連鎖化事業者をいう。次項において同じ。）とする。

2　法第三十条第四号の国土交通省で定めるところにより算定される時間は、運転者（同条第二号に規定する運転者をいう。以下同じ。）が集貨若しくは配達を行うべき場所又はその周辺の場所（以下この項において「集貨場所等」という。）に到着した時刻（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる時刻）から荷役等（同条第五号に規定する荷役等をいう。次条第二項において同じ。）を開始した時刻までの時間（荷主（法第三十条第七号に規定する荷主をいう。）、集貨場所等の管理者又は連鎖化事業者（次条第一項において「荷主等」という。）の都合により待機した時間に限る。）とする。

一・二　（略）

（荷役等時間）

第六条　法第三十条第三号の国土交通省令で定める業務は、貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査、貨物の荷造り、搬出、搬入、保管、仕分又は陳列、ラベルの貼付け、代金の取立て又は立替え、荷主等が行う荷役への立会いその他の通常法第二十九条の二第一号に規定する貨物自動車の運転の業務に附帯する業務とする。

2　法第三十条第三号の国土交通省令で定めるところにより算定される時間は、運転者が荷役等を開始した時刻から終了した時刻までの時間（荷役等に従事していない時間を除く。）とする。

第八条　法第三十七条第二項の国土交通省令で定める事項は、輸送能力（次年度以降における令第五条第二項の数値以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに輸送能力）とする。

第十九条　法第五十七条の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一　法第五十三条第一項に規定する判断の基準の遵守状況その他の運転者の荷待ち時間等（法第三十条第一号に規定する荷待ち時間等をいう。次号において同じ。）の短縮を図るための措置の実施状況

二　（略）

（書類の提出）

第二十条　この省令の規定（第四条の二及び第四条の五を除く。）により国土交通大臣に提出すべき書類は、提出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して提出するものとする。

別表第一（第四条の二関係）

規定	事項	書類	
法第二十九条の八	貨物自動車運送事業法第九条第一項の認可に係る部分	貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）第五条第一項各号に掲げる事項	貨物自動車運送事業法施行規則第五条第二項に規定する書類
	貨物自動車運送事業法第九条第三項の規定による届出に係る部分	貨物自動車運送事業法施行規則第六条第二項各号又は第七条第二項各号に掲げる事項	貨物自動車運送事業法施行規則第六条第三項又は第七条第三項に規定する書類
法第二十九条の九	自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第七条第一項の規定による届出に係る部分	自動車ターミナル法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十七号）第二条第一項各号に掲げる事項	自動車ターミナル法施行規則第二条第二項に規定する書類

（荷役等時間）

第六条　法第三十条第五号の国土交通省令で定める業務は、貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査、貨物の荷造り、搬出、搬入、保管、仕分又は陳列、ラベルの貼付け、代金の取立て又は立替え、荷主等が行う荷役への立会いその他の通常同条第一号に規定する貨物自動車の運転の業務に附帯する業務とする。

2　法第三十条第五号の国土交通省令で定めるところにより算定される時間は、運転者が荷役等を開始した時刻から終了した時刻までの時間（荷役等に従事していない時間を除く。）とする。

第八条　法第三十七条第二項の国土交通省令で定める事項は、輸送能力（次年度以降における輸送能力が物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号。以下「令」という。）第五条第二項の数値以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに輸送能力）とする。

第十九条　法第五十七条の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一　法第五十三条第一項に規定する判断の基準の遵守状況その他の運転者の荷待ち時間等（法第三十条第三号に規定する荷待ち時間等をいう。次号において同じ。）の短縮を図るための措置の実施状況

二　（略）

（書類の提出）

第二十条　この省令の規定により国土交通大臣に提出すべき書類は、提出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）を経由して提出するものとする。

（新設）

自動車ターミナル法第十一条第一項の許可に係る部分	自動車ターミナル法施行規則第四条第一項各号に掲げる事項	自動車ターミナル法施行規則第四条第二項各号に掲げる書類	
自動車ターミナル法第十一条第三項の規定による届出に係る部分	自動車ターミナル法施行規則第五条第二項各号に掲げる事項		
法第二十九条の十	倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第三条の登録に係る部分	倉庫業法施行規則第二条第一項各号に掲げる事項	倉庫業法施行規則第二条第二項各号に掲げる書類
	倉庫業法第七条第一項の変更登録に係る部分	倉庫業法施行規則第四条第一項各号に掲げる事項	倉庫業法施行規則第四条第二項各号に掲げる書類
	倉庫業法第七条第三項の規定による届出に係る部分	倉庫業法施行規則第四条の二第二項各号に掲げる事項	倉庫業法施行規則第四条の二第三項各号に掲げる書類
	倉庫業法第八条第一項の規定による届出に係る部分	倉庫業法施行規則第五条第一項各号に掲げる事項	

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第四条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～九　（略） 十　法第十三条第一項第十号に規定する物資の流通の効率化に関する法律第二十三条第一項及び第二十九条の十一第一項に規定する業務に関する事項 十一～十八　（略）	（業務方法書の記載事項） **第四条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～九　（略） 十　法第十三条第一項第十号に規定する物資の流通の効率化に関する法律第二十三条第一項に規定する業務に関する事項 十一～十八　（略）

（地方運輸局組織規則の一部改正）

第三条　地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（交通政策部の所掌事務） **第二条**　交通政策部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七　（略）	（交通政策部の所掌事務） **第二条**　交通政策部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七　（略）

八　物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関する計画の認定に関すること（港湾流通拠点地区（同条第五号に規定する港湾流通拠点地区をいう。以下同じ。）に関することを除く。）。

八の二　物資の流通の効率化に関する法律第二十九条の二第二号に規定する貨物自動車中継輸送事業に関する計画の認定に関すること。

九～十二　（略）

（環境・物流課の所掌事務）

第二十二条　環境・物流課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

七　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関する計画の認定に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。

七の二　物資の流通の効率化に関する法律第二十九条の二第二号に規定する貨物自動車中継輸送事業に関する計画の認定に関すること。

八・九　（略）

（所掌事務）

第八十五条　神戸運輸監理部は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一～二十四　（略）

二十五　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関する計画の認定に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。

二十五の二　物資の流通の効率化に関する法律第二十九条の二第二号に規定する貨物自動車中継輸送事業に関する計画の認定に関すること。

二十六～四十三　（略）

2　（略）

（総務企画部の所掌事務）

第八十七条　総務企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十八　（略）

十九　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関する計画の認定に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。

十九の二　物資の流通の効率化に関する法律第二十九条の二第二号に規定する貨物自動車中継輸送事業に関する計画の認定に関すること。

二十～三十一　（略）

（企画課の所掌事務）

第九十九条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

八　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関する計画の認定に関すること（港湾流通拠点地区に関すること及び物流施設対策官の所掌に属するものを除く。）。

八　物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区（同条第五号に規定する港湾流通拠点地区をいう。以下同じ。）に関することを除く。）。

（新設）

九～十二　（略）

（環境・物流課の所掌事務）

第二十二条　環境・物流課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

七　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。

（新設）

八・九　（略）

（所掌事務）

第八十五条　神戸運輸監理部は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一～二十四　（略）

二十五　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。

（新設）

二十六～四十三　（略）

2　（略）

（総務企画部の所掌事務）

第八十七条　総務企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十八　（略）

十九　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。

（新設）

二十～三十一　（略）

（企画課の所掌事務）

第九十九条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

八　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関すること及び物流施設対策官の所掌に属するものを除く。）。

八の二　物資の流通の効率化に関する法律第二十九条の二第二号に規定する貨物自動車中継輸送事業に関する計画の認定に関すること（物流施設対策官の所掌に属するものを除く。）。
九～十九　（略）
（物流施設対策官の職務）
第百一条　物流施設対策官は、次に掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
一～五　（略）
六　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関する計画の認定に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。
六の二　物資の流通の効率化に関する法律第二十九条の二第二号に規定する貨物自動車中継輸送事業に関する計画の認定に関すること。
七・八　（略）
（所掌事務）
第百二十二条　運輸支局は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。
一～五　（略）
六　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関する計画の認定に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。
七～四十二　（略）
（運輸企画専門官）
第百二十五条　（略）
2　運輸企画専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～十二　（略）
十三　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関する計画の認定に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。
十四～四十三　（略）
3～8　（略）

附　則

この省令は、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。

（新設）
九～十九　（略）
（物流施設対策官の職務）
第百一条　物流施設対策官は、次に掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
一～五　（略）
六　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。
（新設）
七・八　（略）
（所掌事務）
第百二十二条　運輸支局は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。
一～五　（略）
六　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。
七～四十二　（略）
（運輸企画専門官）
第百二十五条　（略）
2　運輸企画専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～十二　（略）
十三　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。
十四～四十三　（略）
3～8　（略）

法規的告示

○国土交通省告示第千二百八十九号

国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第百号）第四条の四第六号の規定に基づき、国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則第四条の四第六号の国土交通大臣の定める基準を次のとおり定め、令和八年十一月一日から適用する。

令和八年十月二十一日

国土交通大臣　井林　辰憲

国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則第四条の四第六号の国土交通大臣の定める基準

国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則第四条の四第六号の国土交通大臣の定める基準は、映像面の最大径が三十八センチメートル以上の表示器又は特定貨物自動車中継輸送施設内の作業に従事する者の携帯用の表示器であることとする。

その他告示

○国土交通省告示第千二百九十号

物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二十九条の五第一項の規定に基づき、貨物自動車相互間の中継輸送の実施に関する基本的な方針を次のとおり定めたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

令和八年十月二十一日

国土交通大臣　井林　辰憲

第一　貨物自動車相互間の中継輸送の実施に関する基本的な方針

1　貨物自動車相互間の中継輸送の意義及び目標に関する事項

物流は、我が国の国民生活や経済活動、地方創生を支える重要かつ不可欠な社会インフラである。特に、国内貨物輸送については、トンベースではその大半を、トンキロベースでは全体の半分超を貨物自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車であって、貨物の運送の用に供するものをいう。以下同じ。）が担っているところである。

一方で、貨物自動車運送事業を担う貨物自動車の運転者（以下「運転者」という。）の置かれている状況は厳しく、労働時間は全産業平均より長いにもかかわらず、年間賃金は低くなっており、他の産業と比較して人手不足が著しく進んでいる。加えて、年齢構成において、貨物自動車運送業は他産業と比較して中年層の割合が大きく、かつ若年層の割合が小さいことから、将来的には、更なる人手不足が懸念されている。

そのような状況において、物流産業を魅力ある職場とするため、令和六年四月から働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）による時間外労働の上限規制が運転者に対して適用されるとともに、運転者の拘束時間等を定めた自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第七号。以下「改善基準告示」という。）が改正された。その一方で、前述の運転者の担い手不足の深刻化や時間外労働の上限規制が課されたことにより、何らかの対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる物流の「二〇二四年問題」が社会的に大きな危機となった。

総合物流施策大綱（二〇二六年度～二〇三〇年度）（令和八年三月三十一日閣議決定）によれば、二〇三〇年度に想定されていた約三十四％の輸送力不足のうち、約十四％は、物流の「二〇二四年問題」に対応するための官民の取組の成果等により概ね克服することができた一方で、依然として輸送力がひっ迫している状況に変わりはなく、二〇三〇年度に想定される物流の停滞を回避するためには、残りの輸送力不足の克服に向けて、引き続き取組を進めていく必要がある。このような中、貨物自動車による国内の貨物輸送が将来にわたって継続的に維持され続けるためには、運転者の負担軽減と輸送力の確保の両立を図ることが喫緊の課題であり、中継輸送の促進はその有効な対応策の一つである。

中継輸送には、ドライバー交替方式、トレーラー・トラクター方式、貨物積替え方式の三つの方式が存在する。ドライバー交替方式及びトレーラー・トラクター方式は、中継輸送地点でそれぞれ運転者又はトレーラーヘッドを交替・交換し、車両やトレーラー自体は引き続き進行方向に運行する方式である。貨物積替え方式は、中継輸送地点において貨物の受渡しを行い、進行方向とは逆に折り返して運行することを可能とする方式である。

いずれの中継輸送の方式についても一つの長距離輸送を分担して行うことで運転者の走行距離や拘束時間を短縮するものであると同時に、帰り荷の確保による運行効率の向上を図るものであることから、中継輸送の促進は、運転者の負担軽減と輸送力の確保の両立の実現に貢献する意義がある。

2　貨物自動車相互間の中継輸送の目標

運転者の労働力不足に対応するため、これまで、労働生産性向上に資する物流ＤＸの推進、貨物自動車輸送を鉄道、海上、航空輸送へとシフトするモーダルシフトの推進、運転者の荷待ち時間等の短縮に資する荷主や物流事業者に対する規制的措置等の導入等に取り組んできた。

加えて、第一の1のとおり、貨物自動車運送事業における時間外労働の上限規制の導入等により、運転者一人当たりの拘束時間が従前より減少していくことが見込まれることから、これまでの貨物自動車輸送のあり方そのものを見直し、ひいては運転者の負担軽減に繋げていく必要がある。

そこで、一つの輸送行程を複数の運転者で分担する中継輸送を促進することで、改善基準告示による一日当たりの拘束時間を遵守しつつ、運転者の負担軽減につながる日帰り運行を可能とするとともに、運転者一人当たりの一回の運送における走行距離の短縮による運転者の過労運転の防止に寄与することができる。

加えて、中継輸送の実施により輸送行程を分担することで、貨物自動車が運行する区間の大部分で貨物が積載されている状態になることから、帰り荷確保の心配が少なく、運行効率の向上にも寄与することができる。

このため、中継輸送による取組の目標としては、運転者一人当たりの一回の運送における走行距離や拘束時間の短縮及び運行効率を向上させることを設定することとする。

なお、国は、必要に応じ、この取組の進捗状況を定期的に確認するものとする。

第二　貨物自動車中継輸送事業の実施に関する基本的な事項

1　基本的な考え方

貨物自動車中継輸送事業は、二以上の一般貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者をいう。）若しくは特定貨物自動車運送事業者（同法第二十一条に規定する特定貨物自動車運送事業者をいう。）（以下「貨物自動車運送事業者」という。）又は施設管理事業者等が連携して、貨物自動車相互間の中継輸送の促進を図る事業であって、運転者の過労運転の防止を図るとともに、必要な物資が必要なときに確実に運送されるようにすることを目的としている。

第一の1のとおり、中継輸送の方式にはドライバー交替方式及びトレーラー・トラクター方式に加えて、貨物積替え方式があるが、ドライバー交替方式及びトレーラー・トラクター方式は、運転者同士の到着時間の調整が必要であり、運行状況によっては運転者に一定の待ち時間が生じるケースも想定される。

他方、貨物積替え方式は、貨物自動車運送事業者が貨物の一時的な保管機能を有する中継輸送施設を活用することにより、運転者同士の待ち合わせが不要となるとともに、あらかじめ保管していた荷物を帰り荷として積み込むことにより、更なる運行効率の向上にも期待することができる。

(1)　貨物自動車中継輸送事業の実施主体

貨物自動車中継輸送事業を実施しようとする者として、二以上の貨物自動車運送事業者を必須としつつ、特定貨物自動車中継輸送施設を管理する倉庫業者やトラックターミナル事業者、当該施設を整備する不動産開発事業者及び製造業者等の荷主等、様々な事業者が連携することが想定される。

また、実施主体は必ずしも民間事業者である必要はなく、公的セクターも対象となり得る。例えば、市町村が特定貨物自動車中継輸送施設を整備するための土地を提供したり、当該施設そのものを整備したりするなど、地域物流の維持・確保に向け、市町村をはじめとする地方公共団体が参加することなどが想定される。

なお、二以上の者の連携に当たっては、法人格が別の事業者同士が連携することが必要である。ただし、組合は複数者が参画して共同の事業を行う主体であり、組合が行う事業は二以上の者が連携した事業とみなせることから、組合としては単体であっても、貨物自動車中継輸送事業の実施主体とはなり得る。

さらに、連携する者の組み合わせは様々なものが考えられるが、貨物自動車中継輸送事業を実施する者が含まれることが必要であることはもちろんのこと、貨物自動車中継輸送実施計画に記載された貨物自動車中継輸送事業の目標及び内容を実現可能とする者が含まれていることが必要である。例えば、特定貨物自動車中継輸送施設において、荷役に係る停留場所への貨物自動車の出入りの円滑な管理に資するシステムを導入する際には、当該システムを運用する者と活用する者が連携することが必須となることから、特定貨物自動車中継輸送施設を管理する者と当該特定貨物自動車中継輸送施設に日常的に物資の搬出入を行う主要な貨物自動車運送事業者が連携することが必要である。

(2)　貨物自動車中継輸送事業の内容

貨物自動車中継輸送事業は、二以上の貨物自動車運送事業者が、一つの長距離輸送の工程を一人の運転者が行う通常の運送形態に代えて、特定貨物自動車中継輸送施設において、貨物自動車相互間で運転者の交代又は貨物の受渡しを行い、複数の運転者が一つの輸送行為を分担することで、運転者の過労運転の防止や長時間労働を抑制しつつ、運転者一人当たりの一回の運送における貨物自動車の走行距離や拘束時間を短縮させ、帰り荷の確保による運行効率の向上を図る事業である。

なお、特定貨物自動車中継輸送施設を管理する者が当該二以上の貨物自動車運送事業者に当該特定貨物自動車中継輸送施設を利用させる事業も含むものである。

(3)　貨物自動車運送事業者の負担軽減及び運行効率の向上に関する評価

貨物自動車中継輸送事業は、運転者の過労運転の防止や長時間労働を抑制しつつ、運転者一人当たりの一回の運送における貨物自動車の走行距離や拘束時間を短縮させ、帰り荷の確保による運行効率の向上を伴うものである。したがって、貨物自動車中継輸送実施計画においては、従前又は貨物自動車中継輸送実施計画を実施しなかった場合との比較によりどの程度の運転者の走行距離や拘束時間の短縮が見込まれるかなどの運転者の負担軽減に係る効果について定量的に算出することが重要である。

加えて、従前又は貨物自動車中継輸送実施計画を実施しなかった場合と比較してどの程度運行効率が向上したか評価するに当たっては、天候不順等計画的な中継輸送の実施を阻害する要因が発生した場合を除き、貨物自動車中継輸送事業を実施した結果として、概ね運行効率が向上することが見込まれるかを評価することが重要である。

(4)　貨物自動車中継輸送事業の実施期間

貨物自動車中継輸送事業の実施期間は五年以上とする。なお、地方公共団体等との協定等に基づき五年を超える期間の事業を実施する場合は、当該期間を実施期間とすることができる。

また、実施期間中に貨物自動車中継輸送実施計画に変更が生じた場合は、同計画の変更に係る認定を受けることが必要である。

(5)　特定貨物自動車中継輸送施設の整備に関する基本的な事項

特定貨物自動車中継輸送施設は、高速自動車国道その他の物資の流通を結節する機能を有する道路の近傍に立地し、入浴設備を備えた待機所等の運転者の疲労を回復するための施設、荷役に係る停留場所への貨物自動車の出入りの円滑な管理に資する装置並びに貨物の搬入及び搬出の円滑化を図るための情報処理システム等の荷役及び荷さばきの効率化に資する設備を有するものであって、二以上の貨物自動車運送事業者の二以上の貨物自動車相互間で運転者の交代又は貨物の受渡しを行うものである（特定貨物自動車中継輸送施設の基準の詳細は、物資の流通の効率化に関する法律（以下「法」という。）第二十九条の六第五項第三号の国土交通省令で定められる。）。

また、大手の貨物自動車運送事業者が自ら保有する中継輸送施設の整備は一定程度進んでいる一方で、広く一般の中小の貨物自動車運送事業者が利用できる中継輸送施設は不足しており、中小の貨物自動車運送事業者も利用できる中継輸送施設の整備を促進する必要がある。このため、特定貨物自動車中継輸送施設は、貨物自動車中継輸送事業の実施主体となる貨物自動車運送事業者以外の者も中継輸送の実施のために活用できるようにすることが望ましい。

(6)　特定貨物自動車中継輸送施設を整備すべき地域に関する事項

特定貨物自動車中継輸送施設の整備は、大都市間の幹線輸送における地理的な中間地点に整備されるものだけでなく、運転者の労働時間遵守、引受け側の輸送を担う貨物自動車運送事業者の確保、運行効率向上に資する貨物の集積状況等を踏まえて整備されるべきである。

また、特定貨物自動車中継輸送施設は、地域の雇用創出や産業振興、災害対応に係る防災拠点としての役割を担うこともできるため、地域のニーズに沿って整備されるべきである。

(7)　特定貨物自動車中継輸送施設の立地や機能に関する事項

①　物流量や物流インフラの状況を見通した立地

特定貨物自動車中継輸送施設の立地場所は、高速道路等のインターチェンジ等の半径五㎞以内に立地する必要があることとする。加えて、物流量や周辺の自動車の交通量の見通し、道路等の交通施設の整備の見通し等を勘案して立地を決定する必要がある。

②　運転者の労働環境改善に資する機能

貨物自動車中継輸送事業は、運転者の過労運転を防止することを目的としていることから、特定貨物自動車中継輸送施設における一時的な停車時間の間等に利用可能な入浴設備（シャワー）等の運転者が疲労を回復することができる設備を備えることが必要である。

また、当該設備については、貨物自動車中継輸送事業者以外の者の運転者の疲労回復にも利用されることが望ましい。

③　防災対策に資する機能

特定貨物自動車中継輸送施設は、平時における物流に係る機能のみならず、防災の観点でも重要な機能を果たす潜在能力を持ち合わせている。

この観点から、地方公共団体と連携し、平時から災害時に必要となる食料品やヘルメット等の防災備蓄品等の保管、発災時においては、地元住民の一時的な避難場所や緊急物資の受入・中継輸送拠点となることなどの機能を備えることが期待される。

④　地域活性化に資する機能

特定貨物自動車中継輸送施設の整備により、当該施設での物流を担う人材の雇用機会の創出をもたらすほか、施設内で交流イベント等を開催することなど、様々な形での地域共生・地域貢献を通じた地域活性化に資する機能を備えることも期待される。

⑤　様々な貨物自動車運送事業者への施設利用機会の確保

貨物自動車中継輸送事業は、認定貨物自動車中継輸送実施計画に係る二以上の貨物自動車運送事業者による事業である一方で、貨物自動車中継輸送事業の実施に係る特定貨物自動車中継輸送施設は必ずしも当該認定を受けた者のみに利用が限定される必要はない。

貨物自動車運送事業者のうち、中継輸送の実施を希望する者は一定程度存在する一方、特に荷主の運送依頼に応じて固定化されていない経路を運行する中小事業者にとっては、運行頻度が低い地域に中継輸送施設を整備することは困難である。

他方で、運転者の拘束時間を短縮する必要がある現状において、貨物自動車運送事業者の多くを中小事業者が占めていることに鑑みれば、一時的な保管による短時間の利用が想定される中継輸送事業においては、貨物自動車中継輸送実施計画の申請者ではない広く一般の貨物自動車運送事業者が利用可能な中継輸送施設が整備されることが望ましい。

その際、中継輸送の実施を希望する事業者同士をマッチングさせるシステムの導入等により事業者の連携を促進させることが望ましい。

⑥　市町村との協定の締結

第二の1(7)③から⑤に列記する機能を持ち合わせた特定貨物自動車中継輸送施設を整備する場合には、特定貨物自動車中継輸送施設が所在する市町村と連携し、当該施設を整備する者又は管理者と当該市町村との間で協定を締結することが考えられる。

協定締結の対象となる特定貨物自動車中継輸送施設は、当該施設が所在する市町村との事前調整が図られた上で整備された施設であり、かつ、貨物自動車中継輸送実施計画に係る貨物自動車運送事業者以外の者に利用機会を開放する施設となるため、通常の特定貨物自動車中継輸送施設と比較して公共性が高いことから、固定資産税及び都市計画税に係る特例措置（以下「税制特例措置」という。）の対象とすることとする。

税制特例措置の適用を希望する事業者については、貨物自動車中継輸送実施計画に係る認定申請の際に、併せて市町村との協定書等を提出する必要があることとする。

ただし、当該認定申請時点において、市町村との間での具体的な取り決め内容までを定めた協定書等を締結していない場合は、基本的な事項のみを定めた協定書等を提出することとし、税制特例措置の対象である旨を地方運輸局長が証明する際の手続においては、市町村との間で具体的な取り決め内容まで定めた協定書等を確認することとする。

なお、協定書等に盛り込む項目のうち、第二の1(7)③又は④等の地域に資する内容については、市町村ごとに必要となる防災対策や地域活性化の取組内容は異なることから、当該市町村において必要とされる取組内容が記載されていることを確認することとする。

(8)　特定貨物自動車中継輸送施設の整備に当たっての留意点

特定貨物自動車中継輸送施設の整備に当たっては、国土形成計画（国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第二条第一項に規定する国土形成計画をいう。）、社会資本整備重点計画（社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画をいう。）、交通政策基本計画（交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）第十五条第一項に規定する交通政策基本計画をいう。）、都市計画（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第一項に規定する都市計画をいう。）や港湾計画（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第一項に規定する港湾計画をいう。）等の土地利用等に関する計画との整合が図られていることが必要である。

また、可能な限り既成市街地の外周の地域であって、交通条件及び地理的条件がともに良好であり、かつ、土地利用上適正な位置に立地することが必要である。

加えて、農地あるいは国有林野である土地に特定貨物自動車中継輸送施設を整備する場合には、用地の確保が確実であること及びその土地の利用に当たって必要な許認可等を取得していること又は取得の見込みがあることが必要である。

さらに、安全かつ円滑な道路交通の確保のため、周辺の道路交通状況に十分配慮する必要がある。特に、貨物自動車の交通量が増えることによる自動車の騒音とそれに伴う生活環境の悪化等、外部不経済を引き起こす可能性もある点も留意する必要がある。

2　貨物自動車中継輸送事業に参加する者の意思統一等

貨物自動車中継輸送実施計画の作成に当たっては、二以上の貨物自動車運送事業者に加えて、特定貨物自動車中継輸送施設を整備・運営する倉庫業者、トラックターミナル事業者や不動産開発事業者等が連携して取り組むことが想定されるが、その一貫性、一体性を確保するためには、当該計画に参加する者の緊密な意思統一を図ることが必要である。

また、貨物自動車中継輸送事業の実施に当たっては、適切な実施計画の下、貨物自動車中継輸送事業の進め方に関し、当該事業に参加する者の認識を一致させることが必要である。

なお、地方公共団体も含めて地域全体で取り組むことが望ましい取組については、地域の関係者が集まる協議会の開催等を通じて関係者間での合意形成を行うことが望ましい。

3　貨物自動車中継輸送事業の実施に必要な物流事業に関する許可等

貨物自動車中継輸送事業の実施に当たっては、貨物自動車運送事業法、自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）又は倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）の許可等が必要となる場合がある。このため、このような許可等が必要な貨物自動車中継輸送事業に係る業務を、当該許可等を有しない者が行うことを内容とする貨物自動車中継輸送実施計画は適切なものとは認められない。なお、これらの許可等については、貨物自動車中継輸送実施計画の認定申請の際に所要の関係書類を併せて提出し、必要な審査を実施することにより、貨物自動車中継輸送実施計画の認定を受けたことをもって許可等を受けたものとみなすこととしているが、貨物自動車運送事業法等の各事業法に基づいて別途許可等を受けた後に貨物自動車中継輸送計画の認定を申請することも可能である。

4　貨物自動車中継輸送事業の実施に必要な資金の確保

貨物自動車中継輸送事業を確実に遂行するため、事業の実施に必要となる資金の額及び調達方法を明らかとすることが必要である。貨物自動車中継輸送事業を円滑に実施するためには、国等の支援施策を活用することも効果的である。具体的には、国や地方公共団体からの補助金及び税制優遇措置、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、株式会社日本政策金融公庫、中小企業投資育成株式会社等からの融資、株式の引受け等による債務保証等の支援施策の活用が考えられる。

5　物流機器等の統一の推奨

パレット、コンテナ等の物流機器を標準化し、ユニットロード化を推進することは、荷役に係る作業の省力化にも資することから、貨物自動車中継輸送事業の実施に当たって推奨される。

6　ＫＰＩ導入の推奨

貨物自動車中継輸送事業において、二以上の者が連携していく上では、物流事業者におけるＫＰＩ（重要業績評価指標）の導入により、物流事業者の収益状況、コスト状況、生産性、最適性等を定量的に明らかとすることも推奨される。これにより例えば荷主と物流事業者が一体となった健全な貨物自動車相互間の中継輸送の促進を図ることができる。

第三　貨物自動車中継輸送事業の実施に当たって配慮すべき事項

1　就業環境の整備等

物流分野における労働力不足に対応するためには、運転者の負担軽減や運行効率向上の取組を促進するのみならず、人材の確保を図ることも必要である。貨物自動車中継輸送事業の主眼は運転者の負担軽減や運行効率向上を進めることにあるが、貨物自動車中継輸送事業の実施により、労働環境が改善され、人材の確保にも資するという効果も期待できるものである。

したがって、貨物自動車中継輸送事業の実施に当たっては、労働者の待遇改善や、性別・年齢に関わりなく誰もが働きやすい環境整備の観点も考慮の上、取り組むことが望ましい。

また、貨物自動車中継輸送事業の実施による運転者の拘束時間の短縮は、運転者の賃金を下げることにつながることも考えられるが、当該事業の実施により運行効率の向上が図られ、運転者の賃金の原資を確保することが可能であることから、運転者の賃金が下がらないよう、適正な待遇を維持することが必要である。

2　国及び地方公共団体の役割

(1)　国の役割

国は、中継輸送の取組を全国に普及させるため、貨物自動車中継輸送事業のモデル事例を収集し、中継輸送の実施における課題やその対応策等について周知を行うものとする。加えて、地方運輸局においては、管轄する地域ブロックの実情に応じた貨物自動車中継輸送実施計画ができる限り多く策定されるよう、貨物自動車中継輸送事業に取り組む意欲のある者等に対する助言、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

また、国は、法第二十九条の十一第一項第一号に規定する出資及び貸付けや税制特例措置を活用して、事業者が、中継輸送の取組を行う際には、当該取組が適切に進められるよう、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び事業者同士の連携の強化に努めることとする。

その際、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、国及び事業者と連携しつつ、民業補完性や償還確実性の確保等が図られるよう、十分な体制を構築して出資及び貸付けを実施することとする。

(2)　地方公共団体の役割

地域における物流の維持に貢献する貨物自動車中継輸送事業の実施に当たっては、地域の物流サービスのあり方について地域の関係者の意思統一を図った上で実施することが重要であり、その際、地方公共団体は、主導的な役割を果たすなど、貨物自動車中継輸送事業に積極的に参加又は関与することが望ましい。

また、貨物自動車中継輸送事業は、中継輸送を実施する関係者間の連携・協働が重要であることから、地方公共団体は、当該関連事業に係る施策の実施に当たり、貨物自動車中継輸送事業の円滑な実施のため、事業者同士のマッチングの場を設けるなどの積極的に協力することが望ましい。その際、地域公共交通と連携した貨客混載が行われる場合には、地域公共交通に関する施策との調和を十分考慮することが望ましい。

３　災害対応力の強化

我が国は災害リスクが常に高い状況にあり、貨物自動車中継輸送事業の実施に当たっては、災害発生時においても、当該事業が継続できるよう、災害への備えを十分に行うよう努めるものとする。その際、ＢＣＰ（事業継続計画）を定めておくことも有効であり、とりわけ、荷主事業者と物流事業者の連携によるＢＣＰ策定に当たっては、令和五年に策定された「多様な災害に対応したＢＣＰ策定ガイドライン～荷主・物流事業者の連携による安全で強靱な物流の実現に向けて～」が参考になる。

また、特定貨物自動車中継輸送施設については、災害の発生によりその機能が維持されないことは、地域の物流に重大な影響を与える可能性があることから、非常用電源を導入するなど災害に対する備えを講じておくことが必要である。

さらに、特定貨物自動車中継輸送事業を活用して平時から防災訓練や物資輸送訓練等を行うことが望ましい。

４　交通量の集中等による影響への配慮

貨物自動車中継輸送事業は、事業実施によって交通量の過度の集中等を招き、著しい渋滞等を引き起こし、ひいては二酸化炭素排出量の増大を招くこととなるようなものであってはならない。

また、貨物自動車中継輸送事業は、交通量の集中等に伴う渋滞、大気汚染、騒音、振動等の周辺環境への影響にも十分配慮されたものでなければならない。例えば、大気環境基準が達成されていない大気測定局周辺等の大気環境の改善が必要な地域に新たに特定貨物自動車中継輸送施設を立地する場合には事前に環境への影響を予測し、必要に応じて、立地の見直しを含めて対策を講ずることが必要である。

５　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の遵守

貨物自動車中継輸送事業は、公正かつ自由な取引環境を損なうようなものであってはならず、貨物自動車中継輸送事業を実施する事業者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）を遵守しなければならない。

例えば、競争関係にある物流事業者が、共同して荷主に提示する運賃の決定、維持又は引上げを行うこと、共同して契約する荷主の割当てを行うことなどにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合は、不当な取引制限として独占禁止法に違反することになる。

また、物流分野全体の取引の適正化を図るために措置されている、独占禁止法に基づく特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（平成十六年公正取引委員会告示第一号）や製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）についても遵守しなければならない。

６　その他関係法令の遵守

貨物自動車中継輸送事業の実施に当たっては、貨物自動車の過積載や過労運転、特殊車両通行制度違反等により輸送の安全が損なわれたり、物流事業者の事業の正常な運営が阻害されたりすることのないよう、関係法令を遵守することが必要である。

また、特定貨物自動車中継輸送施設の立地や貨物自動車の駐車場所の確保等に関し、関係行政機関とも連携の上、道路交通法規を遵守し、安全かつ円滑な道路交通の確保に配慮するものとする。

第四　貨物自動車相互間の中継輸送に係る一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、荷主、倉庫業者等その他の関係者相互間の連携及び協働に関する基本的な事項

１　取引の相手方の理解と協力

貨物自動車相互間の中継輸送を実施する者は、取引の相手方の理解と協力を得るよう努めることが重要である。例えば、荷主に対して、計画的発注や配送頻度、ロットの調整をはじめ貨物自動車相互間の中継輸送の円滑な実施のために必要な協力を得ることなどが挙げられる。

また、法に基づき、貨物自動車運送事業者等、荷主、貨物自動車関連事業者及び連鎖化事業者が連携して、運転者の荷待ち時間等の短縮及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に努めることも重要である。

加えて、貨物自動車運送事業者間で貨物自動車相互間の中継輸送を実施する際には、貨物自動車運送事業者及び荷主が協働し、当該中継輸送の実施に伴い発生する輸送コストも含め、貨物自動車運送事業者が適正な運賃・料金を確保できるようにすること、特に、両者の協働により、当該中継輸送を実施することに伴い倉庫業者等に発生する人件費等の必要経費を確保することが重要である。

２　物流に係るコスト及び取引条件の明確化等の商慣行の改善

物流に係るコスト及び取引条件の不明確性が物流における公正な取引を阻害し、物流の非効率化の一因となっている。

また、二以上の者が連携した事業である貨物自動車相互間の中継輸送を実施するに当たっては、コスト及び取引条件を明確化し、事業者間での信頼関係を築くことも重要である。よって、貨物自動車相互間の中継輸送の実施に当たっては、物流に係るコスト及び取引契約の書面化等の取引条件の明確化の徹底に努めるものとする。

第五　その他貨物自動車相互間の中継輸送の実施に関する重要事項

１　停留場所への出入りの円滑な管理に資する装置等に情報処理システム及び先進的技術の活用の推奨

貨物自動車相互間の中継輸送の実施に当たっては、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用することが効果的である。特に、標準化された情報処理システムが普及することは、特定の貨物自動車相互間の中継輸送における効果のみならず、社会全体の物流の効率化につながることから、大いに推奨されるべきことである。このような情報処理システムの導入の具体例としては商品マスターデータの共有、物流ＥＤＩ標準や流通ＢＭＳ（流通ビジネスメッセージ標準）等の標準化されたＥＤＩ（電子データ交換）の導入、電子タグの導入等が考えられる。その際、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応という観点からは、可能な限り国際標準が使用されるべきである。

加えて、情報通信技術は近年急速な進化を遂げており、人工知能によるビッグデータの解析や、無人搬送車、ピッキングロボット等の自動化機器、物流情報や商取引情報等を処理するデジタルプラットフォームの活用等、先進的技術を活用することも有用である。

また、貨物自動車相互間の中継輸送の実施に当たっては、ダブル連結トラックや自動運転トラックの活用も有効である。ダブル連結トラックは、一台で通常の大型貨物自動車二台分の輸送が可能となり、自動運転トラックは運転者が不要となることで、労働生産性は向上することから、これらの新技術を活用することにより、より一層の積載率の向上や運転者の負担軽減が期待される。

２　ノウハウの提供を受けること及び人材育成の推奨

貨物自動車相互間の中継輸送においては、物流機器や物流情報システムに関する専門的知見、ノウハウ等が求められる場合も多いため、これらの専門的知見、ノウハウを有する専門家等による支援を事業計画段階から受けることが推奨される。また、物流に係る専門的な知識を習得した人材を育成するため、各種研修等も積極的に活用することが有用である。

３　その他貨物自動車相互間の中継輸送の実施に当たっての留意点

貨物自動車相互間の中継輸送の実施に当たっては、中継輸送地点への到着時刻の調整が必要となるため、運行情報の共有や配車管理の高度化を図ることが望ましい。また、貨物の受渡しや車両の相互使用を行う事業者間で、貨物自動車のヘッドとシャーシが連結可能であること、待機スペースやヘッド交換をする十分なスペースを確保すること、車両及び貨物の損害賠償等の責任関係等について事前に協定書等で定めることが重要である。加えて、ドライバー交替方式及びトレーラー・トラクター方式の実施に当たっては、貨物の積替えを要しないことから、荷役作業に伴う貨物の損傷や追加的な荷役コストの発生を抑制できる一方、交換用車両の確保等に留意する必要がある。

附　則

この告示は、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第二十一号）の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。

公　告

諸　事　項

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和８年９月４日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年10月21日

財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目				製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称		製品の区分		
パイプたばこ	DEUS	Base	30.0ｇ　箱	ロシア	1,500円
		Black Currant			
		Black Ji			
		Blackberry Wine			
		Blueberry Yogurt			
		Catmint			
		Champagne			
		Cherry Jelly			
		Cola			
		Cooler			
		Elderberry			
		Guinness			
		Jasmine Pear			
		Kiwi			
		Love Is			
		Melon			
		Orange Blossom			
		Orange Tic Tac			
		Passion Fruit			
		Peonies			
		Pine			
		Pink Skittles			

		Pomegranate Mors			
		Raspberry			
		Red			
		Rose Grapefruit			
		Skittles			
		Sour Berries			
		Sour Pineapple			
		Tropic Soda			
		Ultima			
		Vanilla Berries			
		Violet Zephyr			
		Watermelon Halls			
		Yuzu			
		Base	100.0ｇ	箱	4,400円
		Black Currant			
		Black Ji			
		Blackberry Wine			
		Blueberry Yogurt			
		Catmint			
		Champagne			
		Cherry Jelly			
		Cola			
		Cooler			
		Elderberry			
		Guinness			
		Jasmine Pear			
		Kiwi			
		Love Is			
		Melon			

		Orange Blossom			
		Orange Tic Tac			
		Passion Fruit			
		Peonies			
		Pine			
		Pink Skittles			
		Pomegranate Mors			
		Raspberry			
		Red			
		Rose Grapefruit			
		Skittles			
		Sour Berries			
		Sour Pineapple			
		Tropic Soda			
		Ultima			
		Vanilla Berries			
		Violet Zephyr			
		Watermelon Halls			
		Yuzu			

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和８年９月７日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年10月21日

財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目					製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称			製品の区分		
加熱式たばこ	メビウス・トロピカル・オプション・プルーム用			4.0ｇ　20本	日本	590円
	エボ	・カカオ・ミント・クリスタル・22	・プルーム用	4.4ｇ　22本		620円
		・オータム・プレミアム・レギュラー		4.4ｇ　20本		
	メビウス・オータム・プレミアム・レギュラー・プルーム用					590円
	キャメル・オータム・プレミアム・レギュラー・プルーム用					570円

たばこ事業法第33条第２項の規定により製造たばこの小売定価を令和８年９月８日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年10月21日

財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目				製造国（地）	現行小売定価	変更小売定価	変更実施年月日
製造たばこの区分	名称		製品の区分				
葉巻たばこ	ロッキーパテル	IT'S A BOY	152㎜　１本	ニカラグア	1,200円	2,200円	8. 9.12
		IT'S A GIRL					

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和８年９月９日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年10月21日

財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目				製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称		製品の区分		
葉巻たばこ	MAMBO ROBUSTO MADURO		124㎜　１本	ニカラグア	3,300円
	Flor de Oliva 550	Robusto	127㎜　１本		1,210円
		Maduro Robusto			1,320円
	Oliva Serie	G 450 Robusto Round	114㎜　１本		1,540円
		G 438 Petit Corona	100㎜　１本		1,210円
		O 438 Petit Corona			1,320円
		V Melanio 135 Aniversario 2026	140㎜　１本		3,520円
パイプたばこ	ジョンエイルズベリー・ウインターエディション		100.0ｇ　缶	ドイツ	6,000円
	コップ・リミテッド　エディション	AHOY			
		A CABANA			
	サビネリ・150th ANNIVERSARY				
	ソラーニ・ヴァージニアフレイク633				
紙巻たばこ	ディージェー　ミックス　サイゴン	・アイシーブルー	ＦＫ　20本 ハードパック	ベトナム	550円
		・アイシーピンク			

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和８年９月14日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年10月21日

財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目				製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称		製品の区分		
かぎたばこ	ベロ・マンゴー・アイス・ミディアム		15個　缶	パキスタン	380円
葉巻たばこ	エル・ガウチョ・スクエア	・ファンタスティコ・ブルー	150㎜　１本	インドネシア	2,500円
		・プレミアム・レッド			

たばこ事業法第33条第２項の規定により製造たばこの小売定価を令和８年９月14日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年10月21日

財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目					製造国（地）	現行小売定価	変更小売定価	変更実施年月日
製造たばこの区分	名称			製品の区分				
かぎたばこ	ベロ	・スピッフィー・スペアミント	・ミディアム	15個　缶	パキスタン	360円	380円	8.11.1
			・インテンス					
			・エックスインテンス					
		・マイティー・ペパーミント	・インテンス					
			・エックスインテンス					
		・ブリージー・マンゴー・ミディアム						
		・ロイヤルミルクティー・ミディアム						
		・アイシー・ベリーズ・ミディアム						
		・グルービー・グレープ	・ミディアム					
			・インテンス					
			・エックスインテンス					
		・スムース・ペパーミント・ミディアム						
		・ブリージー・マンゴー・インテンス						
		・アイシー・ベリーズ	・インテンス					
			・エックスインテンス					
		・ピーチ・アイス・ミディアム						
		・ブラッシー・ベリー	・ミディアム					
			・インテンス					
			・エックスインテンス					

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和８年９月16日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年10月21日

財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
加熱式たばこ	センティア・グレープフルーツ・カプセル	F45　20スティック ハードパック　5.7ｇ	ルーマニア ギリシャ	590円

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和８年９月25日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年10月21日

財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目				製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称		製品の区分		
紙巻たばこ	エッセ　チェンジ　ダブル	ベリーソーダ	ＦＫ　20本　ハードパック	大韓民国	500円
		トロピカル			
葉巻たばこ	LOTUS MADURO 52		140㎜　１本	ベトナム	5,700円
	Dunbarton Tobacco & Trust 10TH JUBILEE		143㎜　１本	ニカラグア	5,000円

たばこ事業法第33条第２項の規定により製造たばこの小売定価を令和８年９月25日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年10月21日

財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目				製造国（地）	現行小売定価	変更小売定価	変更実施年月日
製造たばこの区分	名称		製品の区分				
加熱式たばこ	H.O.T.	レッド	1.0ｇ　１本	アメリカ合衆国	560円	570円	8. 10. 1
		ブルー					
		メンソール					

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和８年９月28日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年10月21日

財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
パイプたばこ	アムステルダム	25.0ｇ　パウチ	ブラジル	950円
	マラジョ			850円

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和８年９月30日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和８年10月21日

財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目				製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称		製品の区分		
葉巻たばこ	OFFICIAL BOOTLEG SELECTION	Lonsdale	170㎜　１本	ホンジュラス	7,300円
		Torpedo	156㎜　１本		7,600円
		Double Corona	194㎜　１本		8,600円
		Lancero	192㎜　１本		8,300円

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

令和八年十月二十一日　外務大臣　茂木　敏充

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を令和八年十一月二十四日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の定めるところにより、外務大臣に対し審査請求ができます。審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六箇月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏名　原　貴義
　生年月日　平成十二年七月八日生
　申請上の住所　岡山県
二、返納すべき旅券
　旅券番号　ＭＶ〇六三〇三五一
　発行年月日　令和七年九月三日
　旅券名義人　原　貴義
三、返納すべき理由
　当該旅券名義人は、令和八年七月十日、岡山簡易裁判所裁判官から所在国外移送誘拐、被略者等所在国外移送事件の被疑者として逮捕状が発せられ、令和八年九月二十五日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和８年10月21日

国土交通省航空局長　池光　崇

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１．当該招請の主旨

本件は、サイバーセキュリティ管理処理システム（CRMS）の調整作業を行うものである。

下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務を適切かつ確実に履行できる能力を有する法人等（以下「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札による公告を行う予定である。

２．業務概要

⑴　業務名　令和８年度サイバーセキュリティ管理処理システム（CRMS）調整作業　一式

⑵　業務内容　公募説明書のとおり

⑶　履行期間　契約締結日の翌日から令和９年３月31日まで

３．業務目的

本業務は、サイバーセキュリティ管理処理システム（CRMS）において必要となる装置設定作業や動作試験作業を行うことを目的とする。

４．応募要件

⑴　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　国土交通省航空局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

③　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

④　上記以外の要件は、公募説明書による。

⑵　技術的要件

①　技術的な問い合わせに対応する窓口を有し、必要な情報の提供が可能であること。

⑶　業務実施体制に関する要件

作業工程の明示並びに品質管理及び検査を実施できる体制が整備されており、次の①～③に掲げる基準を満たす担当者を配置し、工程管理体制を明示できること。

①　全体管理責任者

受注者におけるプロジェクト全体管理責任者は本システムと同等規模（システムの設置・運用範囲が全国規模）のシステムに対する設計・開発の遂行責任者としての経験を２年以上有し、次のいずれかに該当すること。

・情報処理の促進に関する法律（昭和45年５月22日法律第90号）に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者

・プロジェクトマネジメント協会（PMI）が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）の資格保有者又は技術士（情報工学部門又は総合技術監理部門（情報工学を選択科目とする者））の資格を有すること

・上記のいずれかの試験合格者・資格保有者等と同等の能力を有することが、経歴等において、明らかな者

②　業務に係る管理者

業務の管理を行う管理者は、システム開発の経験年数を５年以上有すること。また、その中でリーダークラスとしての経験を２年以上有し、次のいずれかに該当すること。

・システムアーキテクト試験の合格者

・データベーススペシャリスト試験の合格者

・ネットワークスペシャリスト試験の合格者

・上記のいずれかの試験合格者・資格保有者等と同等の能力を有することが、経歴等において、明らかな者

③　情報セキュリティ管理者

情報セキュリティ管理を行う管理者は、次の要件を満たすこと。

・情報セキュリティに関する企画、実施、運用及び分析のすべての段階で、物理的観点、人的観点及び技術的観点から、情報セキュリティを保つための施策を計画及び実施し、その結果に関する評価を行った実績を有すること

５．手続等

⑴　担当部局

〒100―8918　東京都千代田区霞が関２―１―３国土交通省航空局予算・管財室　契約係　TEL　03―5253―8111（内線47186）

⑵　説明書の交付期間及び方法

令和８年10月21日から令和８年11月２日まで

⑶　参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和８年11月４日　17：00必着

場所：⑴に同じ。原則として電子メールにより提出すること。

６．その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　関連情報を入手するための照会窓口

５．⑴に同じ。

⑶　令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も５．⑶により参加意思確認書を提出することができるが、一般競争入札に移行した後、入札参加を希望する場合には開札時までに公告等級に適合した資格等級の格付けがなされていなければならない。

⑷　契約予定日　令和８年12月４日

⑸　随意契約によることとした場合の「政府調達に関する協定」の規定上の理由　第13条第１項(b)(iii)「技術的な理由により競争が存在しない」

⑹　その他詳細は、公募説明書による。

7．Summary

(1) Subject matter of contract : Adjustment of the Cyber Security Management System, 1 set.

(2) Time-limit to express interests : 5 : 00 P.M. November 4, 2026

(3) Contract point for documentation relating to the proposal : Contract section, Budget and Property Administration Office, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1―3 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8918 Japan. TEL 03―5253―8111 (Ext. 47186)

(4) Expected date of the contract award : December 4, 2026

(5) Reason for the use of the single tendering procedure as provided for in the Agreement on Government Procurement : Article XⅢ 1. b. ⅲ “Due to an absence of competition for technical reasons”

(6) Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs : IKEMITSU Takashi, Director-General of the Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第２０８４号

横浜市緑区新治町593番地　エクセル新治203
債務者　波木井裕也
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　義忠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午後２時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５８号

福岡県三井郡大刀洗町大字本郷4768番地１　ハイツエトワールＣ―103、前住所福岡県久留米市北野町千代島38番地11
債務者　永冨　裕輝
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永野　賢二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第３６８号

函館市柳町３番12―302号　ガーデンパレス五稜郭
債務者　八木　武志
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡谷　直明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第９９号

福島県会津若松市千石町３番１号　メゾンド・ドルチェ310号
債務者　佐々木昭博
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小池　達哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第２９１号

群馬県佐波郡玉村町大字南玉817番地６
債務者　神田　陽一（旧姓廣田）
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井匠太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第４８４号

新潟市西蒲区矢島101番地
債務者　滝澤智栄子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　晶久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６１号

新潟県上越市大字下名柄64番地
債務者　青木　美穂
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十嵐望美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第６５号

新潟県上越市大字下富川196番地１
債務者　志村由紀子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中澤　亮一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第６６号

新潟県上越市大字下富川196番地１
債務者　志村　香織
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中澤　亮一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時35分
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第２７８号

香川県さぬき市志度５番地４　シーサイドホーム志度Ｂ―10
債務者　越智　匠平
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多田　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２８６号

佐賀市高木瀬町大字長瀬1837番地
債務者　徳島さやか
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚本　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月３日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３８４号

沖縄県那覇市字小禄224番地　はまがぁマンション201
債務者　森　祐美子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久貝　克弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１０２号

鹿児島県阿久根市大川5479番地１
債務者　的場　純郎
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　秀郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月11日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第１０４９号

仙台市泉区八乙女中央５丁目６番14―317号
債務者　芹田　美咲
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川原　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前11時５分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３３号

宮城県気仙沼市松崎下金取14番地63
債務者　熊谷　正利
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畠山　喜敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和８年（フ）第１８９号
秋田県南秋田郡八郎潟町夜叉袋字中羽立37番地
債務者　村井　　陽
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　裕幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１０号
山形県米沢市下小菅73番地の２、前住所山形県上山市宮脇109番地11
債務者　油井直緒美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　正紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第１３２号
福島市松木町11番18号カーサ松木201
債務者　吉田　元気
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　靖裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第２３６号
山梨県北杜市長坂町大井ヶ森1176番地366
債務者　鈴木　健治
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木暮　利壱
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２５７号
山梨県甲府市飯田２丁目20番２号
債務者　青木　リカ　ユニタこと　リカ　ユニタ　アオキ
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村松　晃吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６６号
山梨県甲府市住吉４丁目７番14号
債務者　望月　絵麻
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　佳治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２８８号
山梨県笛吹市石和町河内519番地６
債務者　ジュエリー工房ＳＥＶＥＮ　こと　佐藤　邦彦
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　落合　圭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２２０号
奈良県大和高田市甘田町７番22号
債務者　中塚　勝彦
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室屋　和輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２２１号
奈良県香芝市磯壁三丁目94番地１　ベルドミール香芝30Ｃ
債務者　仲山　夢加
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芳林　貴裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２５号
鳥取県東伯郡琴浦町大字八幡28番地２
債務者　大黒百合子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濵田　卓志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

令和８年（フ）第５８９号
岡山市南区豊成三丁目16番８―205号
債務者　森　　宏児
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　弘昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９３１号
広島市安佐北区深川７丁目19番19―２―201号　ネオヴィータⅡ
債務者　安藤　衿花（旧姓成田）
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　智之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９９２号
広島市西区井口１丁目１番１―206号
債務者　武蔵と三平こと　川本　　潤
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　有志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８８号
広島県福山市笠岡町１番25―403号　ケアハウスハーモニー、旧住所広島県福山市東川口町三丁目３番17号
債務者　藤岡近代装工こと藤岡　一紀
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第２３１号
広島県福山市沼隈町大字常石2048番地１　せとテラス601、旧住所広島県福山市瀬戸町大字長和203番地７
債務者　Ａｓｋａ―Ｌａｂｏこと　山下　愛実（旧姓上田愛実）
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　多恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第２３４号
広島県福山市沼隈町大字常石2048番地１　せとテラス601、旧住所広島県福山市瀬戸町大字長和203番地７
債務者　山下　晃裕
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　多恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第３６８号
沖縄県那覇市字仲井真398番地77
債務者　奥原　　潤
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津嘉山　陽
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２９４号
沖縄県うるま市字兼箇段1728番地２
債務者　宜野座嗣明
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　島田　考人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午後１時10分
５　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２０４５号
横浜市保土ケ谷区岩井町285番地２　ミッドヒル横浜304号
債務者　辻　健太郎
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前田　泰志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午前11時40分
５　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８５５号
神戸市兵庫区神田町33番14号、従前の住所神戸市須磨区高倉台２丁目14番15号
債務者　杉野　雄三
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀川　隆二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前10時
５　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９２３号
神戸市垂水区本多聞７丁目３番36号
債務者　櫻木　愼吾
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　祥徳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前10時20分
５　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５２６号
兵庫県姫路市上大野１丁目５番26―611号　リベール上大野
債務者　三木由加里
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　千葉　真嗣
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午後１時20分
５　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２７５号
徳島県鳴門市大麻町姫田字森崎59番地４
債務者　上野　正夫
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒木賢太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時15分
５　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８８号
鹿児島県薩摩川内市宮内町3995―８　ウエストハイツ201、住民票上の住所鹿児島県薩摩川内市永利町３番地
債務者　小濱　祐貴
１　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　尾之上　玲
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第１０６６号
京都府宇治市広野町小根尾138番地の254
債務者　前田　浩志
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋本　竜彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時45分
５　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４６４号
兵庫県加古川市平岡町新在家1140番地の１　ファミールハイツ201号
債務者　松岡　英彰
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中森真紀子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３３１号
奈良県桜井市大字上之庄385番地の１　チェリージュヴィレ202
債務者　三畦　英明
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高谷　政史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午前10時55分
５　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３２号
岩手県宮古市上村一丁目13番３―102号　コーポラスそけい、前住所岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字三本松３番地16
債務者　新村理里子（旧姓八重樫）
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉水　和也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午後２時
５　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

令和８年（フ）第３６号
岩手県宮古市田老字ケラス６番地１
債務者　堀子　昌彦
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　良啓
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午後２時10分
５　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

令和８年（フ）第５７号
北海道室蘭市高砂町１丁目47番８―301号
債務者　本郷　　淳
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本間　寛菜
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午前11時10分
５　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第１２８３号
千葉市若葉区千城台西２丁目５番２号
債務者　細矢　康子
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　城戸　盾暁
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７４号
鹿児島県薩摩川内市宮崎町2635番地11
債務者　下市　茂樹
１　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　細谷　文規
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午前11時
５　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第７９号
鹿児島県薩摩郡さつま町湯田1052番地３
債務者　汐満　　凌
１　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　細谷　文規
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午前10時40分
５　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第４９号
岩手県九戸郡軽米町大字晴山第10地割118番地
債務者　高澤　義明
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上山　信一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午前11時10分
５　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

令和８年（フ）第５００号
相模原市緑区相原２丁目18番４号　ラフォーレ　101
債務者　舟久保涼介
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中山　峻介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午後２時
５　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２４５号
青森市金沢５丁目21番11号　サンクトガレン３号室、申立時の住所青森市青柳１丁目６番６号
債務者　神　　由夏
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　助川　圭太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２４６号
青森市金沢５丁目21番11号　サンクトガレン３号室、申立時の住所青森市青柳１丁目６番６号
債務者　神　　正樹
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　助川　圭太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１５５号
島根県松江市東忌部町183―７　住宅型有料老人ホーム　千本すずかけの樹、住民票上の住所島根県松江市南平台11番14号
債務者　小豆澤　浩子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桐山香代子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８６号
福井県越前市瓜生町第８号６番地の１　フェリス　ヴィーダⅡ204
債務者　内谷　元優
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１４６６号
千葉県市原市五所90番地６
債務者　足立　　亨
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月８日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４６７号
千葉県市原市五所90番地６
債務者　足立　仁美
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月８日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９４３号
大阪府河内長野市南花台３丁目２番７―502号
債務者　Ｂａｋｅｒｙ　Ｊａｍこと　中津留　俊
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩谷　博紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０００号
堺市美原区阿弥416番地６
債務者　藤井　　誠
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡筋　泰之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５５２号
埼玉県蕨市塚越３丁目27番７号　クオリスタエムズ303号、旧住所埼玉県志木市上宗岡四丁目６番47―511号
債務者　小泉　　涼
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸川康太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５３０号
さいたま市岩槻区大字表慈恩寺707番地２　さくらハウスＥＡＳＴ　102号室
債務者　荻野　健太
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２２７号
三重県四日市市西坂部町4137番地58
債務者　林　　智子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊川　雄志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１２０６号
大阪府寝屋川市高倉１丁目14番28号
債務者　小林　良光
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋重　　実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４６３４号
大阪府豊中市寺内２丁目３番11―702号
債務者　福山　　学
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田　雅士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４４号
奈良県北葛城郡広陵町馬見南４丁目１番12―３号
債務者　井川　奈美（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　泰幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２２６９号
名古屋市中川区尾頭橋４丁目５番25号　ハーモニアスガーデンＡ、従前の住所名古屋市熱田区南一番町17番24号　メゾンド　ルミナス203号
債務者　峰岡　亜美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西森由紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５４５号
愛知県安城市安城町栗ノ木33番地１　アイユー栗ノ木303
債務者　藤田　慎介
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪瀬　秀美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後１時55分
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１５９３号
さいたま市南区南浦和３丁目39番21棟405号
債務者　永井　博美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池長　宏真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８８４号
札幌市東区北14条東１丁目２番24号　141コーポ503号
債務者　上野　晃平
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９５８号
札幌市西区宮の沢２条４丁目６番20―403号
債務者　山崎　哲也（旧姓小幡）
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長崎　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７３号
富山市今泉西部町２－６　ベルヴィー・カワカミ３－Ａ、住民票上の住所富山市婦中町羽根960番地１
債務者　西村　　隆
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　伸子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３１１号
名古屋市港区築三町１丁目６番地、従前の住所名古屋市中川区中島新町２丁目1010番地　グレースエリ４階Ｂ号
債務者　川島　夏輝
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢澤　孝征
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３４号
岐阜市前一色２丁目２番２号
債務者　川井　マリア　アスンシオンことＫＡＷＡＩ　ＭＡＲＩＡ　ＡＳＵＮＣＩＯＮ　ＢＡＬＩＮＧＩＴ
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１６１９号
札幌市手稲区曙11条１丁目１番16―201号
債務者　石田　博哉
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６２０号
札幌市手稲区曙11条１丁目１番16―201号
債務者　石田　初美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２４６９号
横浜市神奈川区子安通２丁目231番地２　ライオンズ横浜新子安ハーバーコート906号
債務者　塙　　洋一
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日向　誓子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２９３号
福井市鮎川町91－４－１、住民票上の住所福井市鮎川町第91号50番地（旧住所）福井市大宮３丁目28―14
債務者　ｉｎｆｉｎｉこと　伊東　美佳（旧姓武澤）
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　悠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１８５号
長野県松本市村井町西１丁目25番10号　カルネ村井305
債務者　宮澤　直也
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長瀬　孝浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後２時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１６５４号
愛知県知多市つつじが丘４丁目11番地の17　ニューアゼリアⅢ202、従前の住所愛知県愛西市須依町喜之助2148番地９
債務者　中村　貴斗
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村博太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５３号
鳥取県米子市中島１丁目14番６号
債務者　タクサ塗装こと　田草　利幸
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　アザレア法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第７２号
山口県下松市せせらぎ町１丁目６番13号　ベイベリー102号、前住所山口県宇部市大字西岐波1543番地６　サンガーデンＫＯＢＡＹＡＳＨＩ　Ｂ棟　102号
債務者　沖野　舞子（旧姓今村）
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金折伸一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第１０９号
長崎県大村市沖田町461番地２
債務者　福田　夏生
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上村　基貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第３１号
熊本県人吉市城本町1039番地
債務者　御手洗みどり
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓑田　啓悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
熊本地方裁判所人吉支部

令和８年（フ）第２２６号
群馬県藤岡市立石556番地２、前住所千葉県野田市光葉町二丁目18番地の11
債務者　嶋田　政美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村越　芳美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第４６６５号
大阪府寝屋川市清水町20番５－２号
債務者　片山　恭佑
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹村　知己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４４号
埼玉県羽生市大字須影576番地３
債務者　髙鳥　圭一
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２２８６号
愛知県愛知郡東郷町白鳥４丁目２番地１　押草団地406棟101号
債務者　伊藤　彩子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　匡崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０４２号
堺市中区深井北町117番地３　Ｅ・Ｔｏｎｅハイツ406号
債務者　崩宗真由美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　修大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１４５３号
千葉県八千代市八千代台西７丁目１番地29　Ｔｏｍ’ｓＴｒｕｓｔ１－202号室
債務者　土田　里奈
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１８号
岐阜県大垣市本今１丁目109番地　ビーライン本今　205、前住所岐阜県大垣市直江町165番地　クレストール直江165　Ａ202
債務者　名本　国一
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大倉　範子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第３７６号
岐阜県各務原市鵜沼羽場町３丁目237番地３（ウィング・フィールド　101）
債務者　安藤　美玲
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　雅雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年２月９日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１１６９号
千葉市花見川区幕張町５丁目186番地６　サポートヴィラ幕張町
債務者　尾崎　弥生
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２３８号
千葉市中央区港町13番１－206号
債務者　上條　大志
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２５７号
千葉市花見川区検見川町３丁目303番地25
債務者　小島　有理
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２８２号
千葉市稲毛区あやめ台３番５棟306号
債務者　川名　利夫
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３１１号
千葉県八千代市大和田新田1036番地２　ベルウッド壱番館303号
債務者　高橋　照美
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３９６号
千葉市花見川区幕張町３丁目1095番地14　フローラ幕張101号
債務者　太田　裕二
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４１３号
千葉県市川市大野町４丁目2863番地１（シュロスＹＫ203号）
債務者　豊泉　和夫
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４４０号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番12棟406号
債務者　中澤　亘弘
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４６５号
千葉市緑区誉田町１丁目956番地２　アメージングエステート217号
債務者　池田　　啓
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４７５号
千葉市中央区弁天１丁目34番４号　牧野方
債務者　河嶋　美樹
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４７７号
千葉市中央区祐光４丁目16番12号　ＲＥＧＡＬＥＳＴ祐光101号
債務者　片柳　敦他
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４８６号
千葉県習志野市鷺沼４丁目４番２号
債務者　夏見　奈美
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４９０号
千葉市中央区葛城３丁目10番７号　ガーデンコート青葉の森106号
債務者　川崎　　栞（旧姓古澤）
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５０７号
千葉市中央区南生実町908番地
債務者　小倉　幸一
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５１１号
千葉県船橋市芝山７丁目24番４号　ひだまりのいえ芝山　101号室、住民票上の住所千葉県松戸市常盤平４丁目15番地　常盤平公団住宅Ｅ街区59棟206号
債務者　齊藤　大樹
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５１３号
千葉市中央区大巌寺町265番地２　レディスコーポラスＡ203号
債務者　金谷　明子
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５１９号
千葉県船橋市海神１丁目15番10号　ゼファー海神102号
債務者　岩井　陽祐
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５３２号
千葉県市川市福栄１丁目11番１－204号（ニックハイム行徳第２）
債務者　高田　慎也
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５４３号
千葉市中央区今井３丁目17番９号　Ｅ・Ｍハイツ202号
債務者　佐藤　　栞
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３４２号
静岡県磐田市立野2015番地２　マンションリビエールＩ－305
債務者　村井　康史
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第４４３２号
代替住所Ａ（旧住所　大阪市平野区喜連西６丁目２番33－409号）
債務者　山下　君江
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４９９号
大阪府東大阪市大蓮東１丁目８番３号　コムズＭＡＹ　102号
債務者　佐藤　　悟
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７９８号
大阪市西淀川区御幣島６丁目11番27－207号
債務者　南　　綾子（旧姓伊藤・藤田）
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８０７号
大阪府枚方市楠葉中町３番５－103号
債務者　向新　秀彦
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８０８号
大阪府枚方市楠葉中町３番５－103号
債務者　向新　亜紀
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８１３号
大阪府門真市島頭２丁目７番14号
債務者　岩瀬　政雄
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８１４号
大阪府門真市島頭２丁目７番14号
債務者　岩瀬美恵子
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８８５号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番33－805号
債務者　矢野　幸子
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５００１号
大阪市此花区伝法５丁目１番24―706号
債務者　浮島志風希
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０３３号
大阪市鶴見区鶴見３丁目５番30号　グランベール鶴見　303号、前住所大阪市城東区今福東１丁目２番２―602号
債務者　森田　浩司
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０６３号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目４番17―305号
債務者　中村　　洋
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０７８号
大阪府吹田市高野台２丁目１番Ｂ44―509号
債務者　荘田しのぶ
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１８７号
大阪市都島区片町２丁目９番25―506号
債務者　岡田　　竜
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２０２号
大阪市住之江区御崎１丁目９番29号　ＷＩＮ　ＭＩＳＡＫＩ　201
債務者　関谷　純子（旧姓岸本・山田）
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２３３号
大阪府吹田市山手町２丁目26番13―502号
債務者　福井　則子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１４８号
長崎県佐世保市大宮町11番３号
債務者　米満　由香
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１６４号
長崎県佐世保市天神４丁目12番22号　井手口イヤルハイツ201号
債務者　緒方　　悟
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１０１１号
宮城県黒川郡大和町吉岡字下町17番地　ブランドール吉岡205
債務者　渡部ゆかり
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０５０号
仙台市若林区若林３丁目５番35―２号　スミールハウスＢ棟、従前の住所仙台市太白区人来田３丁目18番18号　くれそん人来田
債務者　青木　　功
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０５５号
仙台市宮城野区小鶴３丁目４番39号　アップルハウス東仙台２―202
債務者　澤田石卓郎
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０８１号
仙台市若林区六郷14番６号　六郷市営住宅２棟101
債務者　清野　和紀
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１４１号
仙台市青葉区折立５丁目４番２―102号
債務者　沼田　政市
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２０９号
秋田市河辺北野田高屋字茱萸野31番地９、旧住所秋田市東通五丁目１番40号　ハイツキサク　Ｄ―313
債務者　鈴木研太朗
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１０号
秋田市外旭川字三後田142　外旭川病院、住民票上の住所秋田市泉三嶽根７番２号　メゾンド三嶽根１号
債務者　小玉喜美男　法定代理人成年後見人吉田鮎子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５０号
秋田県北秋田市鷹巣字愛宕下39番地３、借入時の住所秋田県大館市長坂字下岱80番地９・秋田県北秋田市綴子字太田屋敷後109―１　プレベールウエスト102
債務者　齊藤　　平
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
秋田地方裁判所大館支部

令和８年（フ）第２５０号
茨城県石岡市小幡3913番地
債務者　渡邊　浩美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２７６号
茨城県土浦市神立東一丁目８番26号　神立東川口住宅201号室
債務者　新垣　ロルデスこと　アラカキ　クシニモン　ロルデス　アンパロ
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１１６号
茨城県古河市諸川1553番地５
債務者　塚田　伴子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第２８９号
新潟県燕市下粟生津2744番地23
債務者　斎藤　和哉
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３１号
新潟市中央区上所３丁目２番９号　クレインウッド201号
債務者　泉　美穂子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５７号
新潟県五泉市村松乙696番地１　川井アパート１号室
債務者　滝澤　晋吾
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３８９号
新潟市西区上新栄町３丁目６番30号　ハイツサンリオ202号
債務者　中村　光一
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４１２号
新潟市江南区船戸山３丁目５番16号
債務者　佐藤咲貴子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４３９号
新潟市江南区木津３丁目２番38号
債務者　小野塚智恵子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４５２号
新潟市中央区上近江３丁目26番30号　メープル近江Ｃ101号
債務者　坂野上美紀
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４７６号
新潟市中央区長潟１丁目12番１号　ラ・ペル106号、前住所新潟市中央区上沼655番地サンビレッジフェリシアＤ棟102号
債務者　佐藤益治郎
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４号
富山県黒部市宇奈月町浦山1186番地１
債務者　坂口　陽雄
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
富山地方裁判所魚津支部

令和８年（フ）第３７号
富山県魚津市木下新12番地11
債務者　西村佳寿美（旧姓大鐘）
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
富山地方裁判所魚津支部

令和８年（フ）第２８３号
山梨県甲府市幸町13番20号　ラブリハイツ202
債務者　岩浪　勝保
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２９８号
山梨県甲斐市富竹新田1441番地３　小町荘201
債務者　大西ひかる
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４２号
山梨県都留市夏狩1842番地
債務者　亀田　勝子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和８年（フ）第１０６号
長野県上田市古安曽2105番地　ニングルテラスＢ102号、前住所長野県上田市富士山1582番地１
債務者　春原　国光
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第２００号
長野県松本市筑摩１丁目20番３号　ラルーチェＢ201
債務者　林　　重光
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２１０号
長野県松本市大字笹賀7445番地　市営住宅149号
債務者　野島　雅敏
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２８６号
静岡市葵区南沼上２丁目２番３－101号
債務者　加瀬　和也（ＫＡＺＵＹＡ　ＫＡＳＥ）
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５６０号
静岡市葵区北安東３丁目13番33号　セピアコートＡ102号
債務者　種本　　修
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７８号
三重県伊賀市柘植町6707番地
債務者　中村　しおりこと　ＬＥＫＫＬＡＮＧ　ＰＯＲＮＶＡＬＡＩ（旧姓ＪＡＳＯＯＮＧ　ＮＯＥＮ）
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第７９号
三重県伊賀市柘植町6707番地
債務者　中村さおり
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第２６６号
三重県三重郡菰野町大字竹成2795番地１
債務者　河野　勝久
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１５６号
滋賀県東近江市蛇溝町1034番地６
債務者　板垣　　稔
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第５０号
滋賀県長浜市川道町2496番地１
債務者　寺平　成輝
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第５４号
滋賀県米原市寺倉222番地
債務者　福田　正法
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第４８９号
兵庫県姫路市辻井２丁目４番26号　ハイツコスモス108
債務者　莞牟田信子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５０８号
兵庫県姫路市白鳥台１丁目34番２号、従前の住所兵庫県姫路市保城10番地１　ハイツ無限201
債務者　本田咲也香
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５２０号
兵庫県姫路市香寺町犬飼471番地１　ハイツエトワール106号室
債務者　松本　美幸
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５２３号
兵庫県姫路市本町68番地（白鷺89－３）
債務者　焼処ろあんこと　片山　真次
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５３５号
兵庫県姫路市城北本町10番21－308号　セントポーリア
債務者　横野　裕大
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２６４号
奈良市南肘塚町128番地
債務者　ＡＤＡＭＡＳこと　藤井　秀子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２８８号
奈良市肘塚町168番地の14
債務者　湊　　美華
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２１６号
奈良県御所市大字柏原1428番地の１
債務者　中川　良子
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第３３８号
和歌山県橋本市柏原128番地の１　アップグランカセバラ２棟102
債務者　北川　大成
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３４８号
和歌山市狐島15番地１　ラフィナートⅡ102
債務者　坂口　祐美
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３４９号
和歌山県海南市小野田1531番地217
債務者　南方　真砂代
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３７６号
和歌山市駿河町１番地　グレースⅠ301号
債務者　長谷川　和宏
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１１０号
鳥取県八頭郡若桜町大字高野177番地　高野団地Ｆ－１号
債務者　柴田　好道
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２０号
鳥取県岩美郡岩美町大字高山54番地１
債務者　松田　貴子
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２６号
鳥取県鳥取市緑ケ丘３丁目16番27号
債務者　依本　洋子
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５９４号
岡山市南区当新田444番地50
債務者　吉川　美穂
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６０８号
岡山市中区浜三丁目５―55　グループホームＳＯＲＴＥ、住民票上の住所岡山市中区福泊99番地２
債務者　上折　真美
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１００号
広島県呉市焼山中央１丁目18番８号
債務者　小林　裕美
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第１０９号
広島県呉市阿賀中央６丁目２番15―601号、旧住所広島県東広島市黒瀬楢原北３丁目14番13号
債務者　行友　法子（旧姓樹下）
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第１２２号
広島県呉市広白石２丁目10番５―107号
債務者　田邉　虎ノ助
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第１２４号
広島県呉市三和町12番20号
債務者　濵　和枝
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第２３６号
広島県福山市千田町三丁目28番５号　Ｂ101
債務者　佐々木茉子
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第２３８号
広島県福山市坪生町三丁目25番２号
債務者　櫻　　太吉
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第５６号
福岡県柳川市筑紫町91番地
債務者　斧山みどり
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第６８号
福岡県柳川市本城町39番地
債務者　田中　　薫
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第６８号
福岡県田川郡赤村大字内田818番地９、前住所福岡県田川市大字夏吉194番地460
債務者　原田　美紅
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第６９号
福岡県田川郡糸田町1700番地　ピースフルハイツ601号
債務者　高橋　　司
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第７１号
福岡県田川郡川崎町大字川崎408番地の２
債務者　小川　洋海
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第２９８号
佐賀県鳥栖市宿町1387番地１　レーベンハイツＥ202
債務者　福村　靖子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６６号
熊本県八代市大福寺町671番地１（３－３）ルミナス八代南、異動前住所熊本県八代市松江本町３番14号（５）みつる荘
債務者　木村　奈央
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第４８９号
大分県別府市大字亀川1839番地の２　県営上平田住宅２Ａ－１－40号
債務者　谷　　克治
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３９５号
宮崎県児湯郡新富町大字新田7029番地　しんこうじ団地Ａ棟201号、前住所宮崎県児湯郡新富町大字上富田3672番地　天井丸団地Ｆ棟203号
債務者　宮田　英樹
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３９６号
宮崎市鶴島３丁目43番地１　第10シャトーモリオカ309号
債務者　河野真理子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４０２号
宮崎市花ケ島町大原2337番地　県営住宅６棟212号
債務者　森　エツ子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４１９号
宮崎市青島１丁目12番19号
債務者　髙濵　浩一
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３４３号
沖縄県南城市佐敷字手登根63番地１、住民票上の前住所沖縄県豊見城市字豊崎１番地801
債務者　宮城　愛子（旧姓前田）
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３９２号
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1817番地　グリーンシャトレ301
債務者　玉城　真澄
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２８３号
沖縄県沖縄市胡屋６丁目９番40号　アメリカンハイツＡ－11
債務者　長田　朝幸
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２９８号
沖縄県沖縄市越来１丁目14番15号　伊礼アパート103
債務者　阿嘉　糸代
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２９９号
沖縄県沖縄市越来１丁目14番15号　伊礼アパート103
債務者　阿嘉めぐみ
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１３０号
栃木県小山市大字犬塚998番地106　ＳＳコーポ103号室
債務者　森坂　菜智
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第１１８０号
東京都八王子市諏訪町66番地４中村歯科ビル206号
債務者　原田　昌彦
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２６９号
東京都国分寺市日吉町四丁目32番地６特別養護老人ホームうれしのの里
債務者　石山　純子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３８３号
東京都八王子市東浅川町548番地１ドエル・クラ220号
債務者　山下　美貴
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３８９号
東京都立川市砂川町１丁目43番地の33
債務者　川崎ふゆみ
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４１６号
東京都調布市下石原１丁目12番地５オアシス202
債務者　阿部　美羽
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４８０号
東京都八王子市松木31番地８ＭＩＳH103号
債務者　村上　和代
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５２３号
東京都福生市南田園二丁目16番地福生団地10―501
債務者　宮　　陽子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５３２号
東京都八王子市大和田町６丁目14番５号メゾン・ド・ノア大和田320号
債務者　根本　友美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５４４号
東京都小平市花小金井南町３丁目23番２号ハイツアリモト101号
債務者　西稔　弘美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５４９号
東京都東大和市新堀２丁目1453番地の86コーポ永寿201号
債務者　清水　麻美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５６８号
東京都武蔵野市境南町４丁目１番５号メゾン八木207
債務者　髙橋　杏寿
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２９１号
金沢市尾張町１丁目２番12号　メゾン・ド・グロリエ314号、従前の住所金沢市八日市２丁目202番地２　イマージュ21・205号
債務者　川窪　雅哉
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６２０号
京都府八幡市男山弓岡１番地－Ｂ13―503
債務者　井上　優瞳
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７３４号
京都市上京区千本通下立売下る小山町892番地　メゾン青龍館　302号室
債務者　阿比留通子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７８５号
京都府相楽郡精華町大字山田小字下條64番地４
債務者　畝原　節子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７９４号
京都市山科区御陵久保町30番地１、前住所京都市右京区西京極末広町６番地　ルミエール西京極　522
債務者　森岡眞由美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８２０号
京都府宇治市五ケ庄三番割　黄檗市営住宅１棟205号
債務者　松川　　萌
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９６６号
京都市東山区渋谷通東大路東入三丁目上馬町535番地　ルネスピース清水南304
債務者　中川　直紀
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０１４号
京都府宇治市神明宮西26番地の２　コージーコート111号
債務者　平田政次こと　ＰＡＲＫ　ＪＵＮＧ　ＣＨＡ
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０６１号
京都府木津川市城山台十一丁目８番地15
債務者　岡島　　薫
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０６３号
京都府宇治市大久保町旦椋65番地の１　府営西大久保団地14棟308号
債務者　清水　香織
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２７９号
徳島県徳島市国府町佐野塚字出口５番地の３　ホープス国府203号室、旧住所徳島県勝浦郡勝浦町大字中角字玉の木10番地
債務者　杉本　和雄
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４９８号
東京都小平市大沼町１丁目１番３―203号
債務者　栗栖　京子
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５３６号
東京都国分寺市東元町一丁目38番30号中村荘１階
債務者　草壁　　功
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８３０号
東京都武蔵野市境南町３丁目17番７号第二若葉荘101
債務者　春山　涼花
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７７号
富山市八尾町福島10番地　八尾園
債務者　桑原　　勉
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７９号
富山市八尾町福島10番地　八尾園、前住所富山県射水市戸破2129番地13　ひばりハイツ205
債務者　石田　春男
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５６号
佐賀県鳥栖市本鳥栖町461番地２　サンライフ折口２
債務者　山田　陽子
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６７号
佐賀市鍋島町大字森田841番地１　江頭団地321
債務者　新宮　あや
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３１２号
佐賀市鍋島五丁目５番４―410号　アムール鍋島
債務者　大谷由記子
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１０８号
佐賀県伊万里市松浦町山形7318番地１、前住所佐賀県伊万里市山代町立岩2627番地１
債務者　坂狩　望愛
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第１２１号
栃木県佐野市堀米町2690番地　シティハイツ知野101
債務者　金井田　徹
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで　宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第１３９５号
千葉県習志野市屋敷３―14―２プランドール屋敷101、住民票上の住所千葉県習志野市屋敷２丁目11番８号
債務者　綿引　理恵
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４１２号
千葉県船橋市海神３丁目24番10号　小沢ハウス101号
債務者　斉藤　　希
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４２５号
千葉県船橋市坪井西２丁目６番25号　ヨエムＶ―202号
債務者　市原　淳一
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４３３号
千葉市若葉区西都賀２丁目19番20号
債務者　岩井　正志
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４９３号
千葉県船橋市浜町１丁目12番５号　ビブレ三勇２Ｆ
債務者　内山　健蔵
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５１２号
千葉県市川市二俣529番地　（ベストリハナーシングホーム西船橋）
債務者　川崎嘉千江
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５２３号
千葉県船橋市行田３－１－１－503　友田様方、住民票上の住所千葉県匝瑳市椿1844番地２　グレイスコート　207号室
債務者　林　きみ子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５２５号
千葉市中央区中央４丁目４番９号　Ｙ・Ｓビラ２号
債務者　山田　憲子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５２７号
千葉県浦安市富士見４丁目６番32―403号　グランヴィスタ舞浜
債務者　渡邊　一幸
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５４６号
千葉県市川市東菅野４丁目30番10号　（201号）
債務者　橋向　初子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５４８号
千葉県市川市幸１丁目13番７号　（福寿コーポ弐番館Ｆ号）
債務者　堀川久美子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第５７４号
神戸市北区筑紫が丘８丁目３番地の20
債務者　林　　佑樹
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７７３号
神戸市垂水区東舞子町６番16―305号
債務者　Ａｍｂａｒイングリッシュスクールこと　アンバル美香
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９４５号
神戸市中央区筒井町３丁目17番12―205号
債務者　峯崎枝里子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９５６号
神戸市東灘区岡本１丁目２番27―512号
債務者　堀　由美子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２８０号
長崎県長崎市三原２丁目27番68号　三原アパート203
債務者　小畑　　泉（旧姓濵崎、小川）
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３１１号
神奈川県愛甲郡愛川町中津2123番地の17　内野コーポ101
債務者　末永　　明
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第９８２号
広島市中区富士見町15番16―202号
債務者　可児　敬浩
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２７号
山口県周南市楠木１丁目４番23―203号、前住所山口県周南市青山町６―21
債務者　岩本妃佐子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第７３号
山口県下松市旗岡３丁目９番１―305号
債務者　佐原知香子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（フ）第２５０号
青森市大字大別内字葛野180番地　金浜療護園
債務者　五戸　佳織　法定代理人成年後見人一般社団法人はくさんだい後見事務所
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６８号
青森市安方２丁目８番５号　アシスト第２青森マンション303号
債務者　川村麻衣子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８３号
青森県青森市浪岡大字女鹿沢字東種本50番地19
債務者　加藤　　剛
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第１２０号
青森県弘前市大字豊原二丁目12番地13
債務者　田中　志穂（旧姓米澤）
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第１９４号
神奈川県愛甲郡愛川町中津792番地の２　ジェミネスハイツⅡ203
債務者　佐藤　大樹
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４７６号
神奈川県秦野市千村266番地　小野アパート223号
債務者　北村　　学
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第９５５号
広島市安佐南区緑井５丁目19番39―402号
債務者　安田みゆき
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１００７号
広島市西区横川町３丁目６番８―402号
債務者　住吉　知輝
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１００９号
広島市佐伯区河内南１丁目20番６号
債務者　溝口　和寛
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０１０号
広島市佐伯区河内南１丁目20番６号
債務者　溝口　夏美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４２号
大分県速見郡日出町川崎837―53　ロマネスク306号室、住民票上の住所大分県杵築市山香町大字山浦3500番地
債務者　岩尾　信秀
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

令和８年（フ）第９２号
山口県防府市大字植松1923番地の１
債務者　森岡　敬一
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第９７号
山口県防府市大字江泊275番地の11
債務者　山田　雅己
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

令和７年（フ）第２１６号
住居所不明　住民票上の住所群馬県伊勢崎市境750番地18
破産者　吉澤　晃穂
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１０８号
千葉県旭市イの1095番地１　キャロットハイツＢ―Ａ号室
破産者　加賀谷　翔
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第５９号
三重県名張市東田原666番地18　ビレッジハウス名張北１号棟105号
破産者　福井　秀治
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第２１３号
千葉県市川市関ケ島３番７―203号（メゾン・ド・ソレイユ）
破産者　横江　　亮
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第６７０号
千葉市緑区越智町737番地237
破産者　池田　淳子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第６８６号
千葉市若葉区桜木１丁目32番12号　エクラシア若葉桜木
破産者　船岡久美子
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８１０号
千葉市中央区千葉寺町208番地13　ヒルズナイン202号
破産者　前田　美弥
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第６０２号
千葉県市川市相之川３丁目５番３－101号（ハイブリッジクレスト）
破産者　島田　　眞
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第６０３号
千葉県市川市相之川３丁目５番３－101号（ハイブリッジクレスト）
破産者　島田　敏子
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７４８号
千葉県船橋市西習志野３丁目17番１号　市川ハイツ101号
破産者　粟生田　浩
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０１３号
千葉県八千代市八千代台北７丁目４番地２
破産者　肥前　孝志
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０４５号
千葉県市川市八幡３丁目19番15号
破産者　株式会社ＢＰデザイナーズ
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１３３号
千葉県大網白里市柿餅131番地19　コンフォートブルックＡ棟107
破産者　後藤日出子
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第９３号
千葉県山武市松尾町下野164番地１
破産者　秋葉　祐司
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和７年（フ）第６５３号
大阪府泉南郡熊取町つばさが丘西二丁目22番18号
破産者　ナカオ商会株式会社
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第７９号
奈良県磯城郡川西町大字下永1304番地の１
破産者　株式会社ＺＥＮＨＯＭＥ
１　決定年月日　令和８年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和７年（フ）第２号
青森県西津軽郡深浦町大字正道尻字小礒84番地２
破産者　株式会社秋穂ハウス
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第５４１号
宮城県宮城郡七ケ浜町花渕浜字天神堂30番地の４
破産者　有限会社シーブイネイションズ
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１８２号
埼玉県深谷市原郷25
破産者　じてんしゃＲＩＮＧＳ株式会社
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２１７号
埼玉県熊谷市上之1867番地10
破産者　株式会社ＡＣＴ
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（フ）第１５２２号
千葉県船橋市飯山満町２丁目685番地３　有料老人ホームはさま、開始決定時の住所千葉県船橋市藤原６丁目26番４－1003号
破産者　吉田　貞子
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２０８２号
千葉県市川市真間２丁目16番８号
破産者　有限会社フレッシュマートあるが
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第６７２号
千葉県船橋市前原西３丁目25番19号　チャームハイツ津田沼101号
破産者　寺尾　　匠
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７５７号
千葉県四街道市鹿放ケ丘569番地４　フローラⅡ202、開始決定時の住所千葉市花見川区千種町105番地41
破産者　木村　正弥
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９９８号
千葉県市原市青葉台３丁目27番地９
破産者　赤石　航輝
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０１１号
千葉市緑区おゆみ野中央８丁目32番地１　エルテナおゆみ野２　207号
破産者　田中　大輔
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第２４号
千葉県香取郡神崎町立野521番地120
破産者　中浜　大典
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和８年（フ）第１４０１号
横浜市旭区東希望が丘99番地５
破産者　株式会社エステートコジマ
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４０８号
川崎市高津区久末1297番地３ブリックケイ102号
破産者　株式会社番童
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４４１号
東京都台東区根岸１丁目３番21号
破産者　株式会社エステック
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第５７１号
神奈川県座間市小松原１丁目18番17号
破産者　株式会社アミツ
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第７５２号
愛知県大府市森岡町１丁目118番地
破産者　株式会社Ｔｏｐ　Ｄｉｎｉｎｇ
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３３０号
大阪府四條畷市岡山１丁目３番38号エクセルハイム202
破産者　有限会社イン・ビィレッジ
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５４６号
神戸市灘区箕岡通一丁目４番13号
破産者　株式会社ＳＥＲＯ＆ＴＯＮＩＮ
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第７６５号
神戸市東灘区住吉南町三丁目５番25―203号
破産者　有限会社ＳＳワークス
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２００号
神戸市長田区明泉寺町三丁目３－８
破産者　昭和製作所有限会社
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４４号
大阪府岸和田市三ケ山町766番地
破産者　ｓｏｒａ合同会社
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４５号
宮城県石巻市南境字水貫前16番地の１
破産者　有限会社小野寺鉄工所
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第５２７号
千葉県市川市入船６番25号
破産者　ＨＯＮＭＡＸ合同会社
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第５２８号
千葉県市川市入船６番25―305号　（ピュア入船）
破産者　本松　嘉之
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７６１号
千葉県船橋市金杉６丁目21番15号
破産者　清水　なお
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第６６１号
東京都西東京市ひばりが丘北３丁目３番29―215号
破産者　児玉　紳司
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９９３号
東京都町田市能ヶ谷２丁目11番46号サンモクレン201
破産者　相原　里美
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０５９号
埼玉県和光市中央２丁目６番21号ソレジオ103、破産手続開始決定時の住所東京都西東京市中町６丁目10番５号ベースⅠ102号
破産者　小林　優之
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２０６号
東京都八王子市美山町1763番地３
破産者　徳冨　勝幸
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２９７号
東京都八王子市台町３丁目24番８号コーポエトワールＣ棟102号
破産者　丹羽　泰啓
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３５８号
東京都日野市西平山５丁目29番地の25手塚ハイツ201
破産者　戸次　英司
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３７３号
東京都東村山市恩多町２丁目30番地１恩多マンション２―405
破産者　清水　裕史
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第５２８号
神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎１丁目２番50号
破産者　Ｍｉｌｉｅｕ株式会社
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１２５号
神奈川県海老名市国分寺台５丁目16番８号
破産者　株式会社大豊
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３８９号
横浜市旭区南本宿町１番地11
破産者　有限会社創輝建装
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９号
長野県伊那市日影236番地１
破産者　有限会社ナカムラ
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部

令和８年（フ）第５６号
岐阜県多治見市姫町七丁目102番地の８
破産者　株式会社Ｙ’ＳＳＵＣＣＥＳＳ
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和７年（フ）第１５３号
三重県松阪市嬉野中川町705番地　ラ・エスペール　Ｂ－２
破産者　奥田　侑佳
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１３６号
三重県津市雲出本郷町1223番地５　アラン102、前住所三重県津市上浜町一丁目115番地２ユーハウス津302
破産者　黒坂　恭子
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１３７号
三重県津市栗真町屋町945番地５
破産者　伊藤　大地
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１４６号
三重県津市河芸町上野1430番地
破産者　丹羽　啓介
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２１１号
滋賀県甲賀市甲南町柑子891番地
破産者　有限会社甲南運輸
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

令和６年（フ）第１２７４号
京都府八幡市下奈良今里１、商業登記簿上の本店所在地大阪市西淀川区歌島四丁目８番24号
破産者　ウインズトランスポート株式会社
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２１８号
京都市山科区東野南井ノ上町16番地62
破産者　ケービルド株式会社
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第３９３号
大阪府岸和田市西大路町225－２
破産者　有限会社オートサービスユーオート
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第１９９号
奈良県北葛城郡上牧町桜ヶ丘三丁目35番地１
破産者　株式会社Ｓｅｒｉｓｅ
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１２７号
広島県福山市南松永町三丁目９番33号
破産者　山陽陸運株式会社
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和７年（フ）第７６号
福岡県宮若市上大隈849番地
破産者　宮田建工株式会社
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第８５号
沖縄県那覇市首里鳥堀町３丁目８番地１　２階
破産者　久高　友凱
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１３８号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目211番地９　２階
破産者　土橋　大輔
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１７３号
沖縄県糸満市字兼城378番地の２　ラフィーユテラス301号
破産者　中村　孝秀
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１６４号
佐賀市大和町大字久池井1386番地２　特別養護老人ホームロザリオの園、前住所佐賀市高木瀬東六丁目６番222号
破産者　江頭玖美子
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第９１号
長崎県佐世保市中里町183番地６
破産者　藤山　瞬輝
１　決定年月日　令和８年10月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第４７号
秋田県能代市落合字中大野113番地
破産者　珍田　泰彦
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第１５９号
愛知県豊橋市草間町字郷裏37番地　Ｂｉａｒｒｉｔｚ105号室
破産者　田中　充生
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第３２２号
大阪府泉大津市東雲町３番16号　コーポラス東雲205号
破産者　若杉　風華
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第８０号
奈良県磯城郡川西町大字下永1304番地の１
破産者　川崎　全家
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１１５号
奈良県北葛城郡広陵町大字南郷87番地　特別養護老人ホームおきなの杜
破産者　奈須　泰一（法定代理人成年後見人　瀬尾　知里）
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１６０号
奈良県大和高田市大字野口123番地１　セジュールＦＢ棟105号
破産者　ｍｅ：ｏｎこと　小寺みゆき
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１７８号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄545番地　栗林ハイツ202号、前住所福岡県久留米市上津町2192番地637
破産者　久留米自習室こと　平　　良弘
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和７年（フ）第２１６９号
北海道千歳市清流２丁目６番５号　清流ハウス、申立時の住所北海道千歳市住吉１丁目12番14号
破産者　丸山　晴久
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９２０号
札幌市西区西野９条６丁目６番32号　寿ハイツ101号
破産者　下村　優雅
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４９６号
仙台市太白区長町２丁目５番７－３号
破産者　渡辺　紗雪
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１６号
宮城県気仙沼市西八幡前260番地15
破産者　高松　慎一
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和８年（フ）第２１号
宮城県気仙沼市長磯原ノ沢６番地18
破産者　佐々木　彩
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和８年（フ）第１０号
山形県米沢市舘山３丁目１番13号
破産者　蓼沼　憲二
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第８２号
山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝2896番地の10
破産者　福田　裕晴
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第８５号
山形県米沢市花沢町2695－４　グループホーム結いのき、住民票上の住所山形県米沢市西大通２丁目４番58号
破産者　篠田昭江
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第８５号
埼玉県八潮市大字南川崎597番地１グランドソレイユ105、申立時の住所福島市森合字的場10番地の17シャンピアＢ105
破産者　小野　祥孝
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和８年（フ）第８９号
栃木県小山市東城南３丁目16番地24　ラヴィベル201号室、開始決定時の住所栃木県小山市東城南５丁目11番地５　ヴィクトリーワンＥ－202号
破産者　大嶋　悠司
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第３７号
群馬県館林市高根町1040番地の18、前住所群馬県邑楽郡板倉町大字細谷777番地の１
破産者　須永　健哉
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１１１号
群馬県太田市台之郷町1390番地１　サンパレス韮川Ⅲ－201号、前住所埼玉県越谷市大字袋山1105番地17
破産者　羽賀　結菜
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和７年（フ）第３８９号
埼玉県羽生市大字藤井上組1342番地16
破産者　白根裕美子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（フ）第４２８号
埼玉県児玉郡上里町大字金久保359番地18
破産者　高橋　潤一
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１８３号
埼玉県深谷市原郷305番地140
破産者　田村　裕貴
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２０８号
埼玉県羽生市大字藤井上組1272番地11
破産者　秋元　正晴
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２１８号
埼玉県熊谷市上之1867番地10
破産者　贄田　　剛
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２２２号
埼玉県児玉郡美里町大字甘粕238番地２、旧住所埼玉県児玉郡美里町大字小茂田161番地
破産者　分須　悟志
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２２９号
埼玉県深谷市見晴町21番地37　サザンコート301号
破産者　伊藤　雄介
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２４９号
埼玉県羽生市南羽生２丁目18番地25
破産者　松本　一恵
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１１７８号
神奈川県大和市西鶴間２丁目６番26号　シャーメゾン西鶴間102
破産者　小田　　力
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２８８号
神奈川県大和市中央林間１丁目２番15―708号
破産者　早苗　友彦
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５５２号
神奈川県大和市下鶴間２丁目５番34号　Ｌ’Ａｒｌｅｓ　Ｃ201
破産者　上間　和秀
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６９６号
横浜市神奈川区六角橋１丁目４番15号　センチュリー白楽205号
破産者　加藤　正宜
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４０９号
川崎市高津区久末1297番地３　フラットケイ102
破産者　川端　正文
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４４２号
川崎市中原区下小田中３丁目１番33―202号　ボヌール常和
破産者　小塚日出夫
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５１１号
川崎市宮前区小台１丁目12番地２　ベルコリーヌ　102
破産者　篠田　健爾
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５６１号
川崎市川崎区小田２丁目18番13号　メディカルメゾン小田本通り弐号館　101
破産者　川内　良隆
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第６２１号
神奈川県平塚市横内2043番地の１　Ｔハイツ５号
破産者　山崎　昭彦
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２８９号
神奈川県平塚市四之宮５丁目７番８号　シャルム湘南101号
破産者　加藤　翔太
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第６９５号
神奈川県座間市相武台４丁目12番16号　ファミーユ稲垣102号
破産者　西尾由樹子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２４１号
神奈川県座間市東原５丁目１番10―501号
さがみ野さくら
破産者　山本　繭子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２７２号
相模原市中央区鹿沼台１丁目15番２号　ＧＦビル301号
破産者　竹葉　　強
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２４６号
新潟市南区上八枚772番地１
破産者　佐々木秀行
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９４号
新潟市西区寺尾東２丁目17番６号
破産者　高橋　真哉
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３２８７号
愛知県小牧市新町２丁目49番地　Ａ号
破産者　小野　陽平
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７５３号
愛知県みよし市三好丘あおば２丁目６番地９
破産者　浦上　昇也
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２５４号
愛知県日進市浅田町東前田29番地１　ハレルアナ302、従前の住所愛知県海部郡蟹江町富吉３丁目211番地　第二伊藤コーポ303号
破産者　逸見　　梓
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３０２号
愛知県春日井市穴橋町３丁目２番地４　ボヌールⅡ201、従前の住所岐阜県土岐市泉郷町２丁目45番地
破産者　土本　知史
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３３２号
名古屋市西区上小田井１丁目262番地の１
山田ハイツ205号
破産者　塚本　優里
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６３２号
愛知県春日井市高山町１丁目21番地８　アルカディア高山601号、従前の住所福岡県春日市上白水６丁目55番地　トーレ　グランデ205号
破産者　山下　雅史
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６４４号
名古屋市中川区蔦元町１丁目18番地
破産者　小野田恵美
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６７５号
愛知県豊田市堤町平松36番地
破産者　清水　俊紀
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第７２２号
愛知県知立市牛田１丁目75番地　クレアール101号
破産者　土岐　剛大
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第８１号
愛知県豊田市小坂本町１丁目15番地８　シティハイツＡＴ　404号
破産者　荒井　清三
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２７８号
愛知県岡崎市真伝１丁目２番地８　シャンテｍａｒｕｗａ　101
破産者　竹田　彰久
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１３号
大阪市福島区鷺洲１丁目７番39―101号
破産者　星島麻友子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０９号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目１番19号　泉荘615号
破産者　山口　　剛
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第８４１号
大阪府八尾市陽光園２丁目１番８号　ニュー陽光園ハイツ405号
破産者　にゃんだふること　大牟田愛子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１３３１号
大阪府大東市錦町12番12号　アバンス大友106号
破産者　中村　博信
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１４２４号
京都府宮津市日置3110番地の２　マリントピア７号館　502号、開始決定時大阪市阿倍野区北畠１丁目24番30号　グランディール北畠303号
破産者　羽様　　久
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１４５２号
大阪府豊中市箕輪１丁目11番８―203号
破産者　阪田　晃宏
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１９１０号
大阪府摂津市鳥飼下３丁目13番１号
破産者　中村　健志
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１４４号
大阪市北区豊崎３丁目８番５―511号
破産者　岸村　広光
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第７５０号
堺市堺区出島町２丁７番49―209号
破産者　松井　千惠
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４６８号
堺市中区新家町542番地１、住民票上の住所堺市東区野尻町284番地34
破産者　外山　誠英
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６２７号
堺市西区津久野町３丁19番14号、前住所堺市西区浜寺船尾町西５丁570番地１　メゾンドール諏訪森702号
破産者　仮屋　幹郎
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６３９号
大阪府柏原市清州１丁目３番33―603号　サングレース柏原
破産者　小林　豊一
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６４０号
堺市北区百舌鳥梅町３丁15番地４　サウスメゾン101号
破産者　島田　美潤
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第２０１号
神戸市北区大沢町市原236番地、従前の住所神戸市兵庫区東柳原町１番６―402号
破産者　神名　龍平
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４３号
神戸市灘区烏帽子町２丁目２番19―402号、従前の住所大阪府岸和田市三ケ山町1376番地
破産者　土井　倫治
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３３４号
神戸市中央区熊内橋通６丁目３番15号　エルパラッツォ新神戸303号
破産者　おそうじ本舗新神戸駅前店こと高見俊弥こと　高見　駿弥
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３３５号
神戸市中央区熊内橋通６丁目３番15号　エルパラッツォ新神戸303号
破産者　高見明日成（旧姓篠原）
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３５６号
神戸市東灘区御影２丁目30番５－２号　カーサ御影　101号
破産者　東　竜太郎
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５２５号
神戸市垂水区千鳥が丘３丁目８番23号
破産者　杉本　俊輔
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８号
奈良県生駒市高山町10192番地11
破産者　南條　優子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１８３号
奈良県大和郡山市南郡山町338番地１　プレステ五番館405号
破産者　木村　友紀
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１８９号
奈良市富雄泉ヶ丘11番６号
破産者　川西　清隆
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７５号
岡山県和気郡和気町田原上701番地
破産者　定國　恵美（旧姓石橋）
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６１５号
広島市西区西観音町10番４号
破産者　森脇　寛文
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５９号
熊本県玉名郡玉東町大字上木葉402番地１
上木葉団地402―１号
破産者　外川　元子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

令和８年（フ）第６１号
熊本県荒尾市平山2144番地３
破産者　松丸　　仁
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

令和７年（フ）第３１号
大分県佐伯市来島町16番５－６号　市営来島団地Ｃ棟、開始決定記載の住所大分県佐伯市城南町20番12―304号　山本ビル
破産者　渡邊麻衣子（旧姓カプガマギガナゲ）
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

免責許可決定

令和８年（フ）第１０８号
千葉県旭市イの1095番地１　キャロットハイツＢ－Ａ号室
破産者　加賀谷　翔
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１７１号
奈良県御所市283番地の17
破産者　有江　祐子（旧姓原）
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１８０号
奈良県橿原市大久保町３番地の１　大久保団地２号棟402号
破産者　橋本　雅毅
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１８７号
奈良県橿原市曽我町701番地の８
破産者　小村かなえ
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第６０２号
千葉県市川市相之川３丁目５番３－101号（ハイブリッジクレスト）
破産者　島田　　眞
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第６０３号
千葉県市川市相之川３丁目５番３－101号（ハイブリッジクレスト）
破産者　島田　敏子
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７４８号
千葉県船橋市西習志野３丁目17番１号　市川ハイツ101号
破産者　粟生田　浩
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９５２号
千葉市美浜区稲毛海岸１丁目１番27号　マリンビュー美浜802号
破産者　山本　　慎
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０１３号
千葉県八千代市八千代台北７丁目４番地２
破産者　肥前　孝志
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１３３号
千葉県大網白里市柿餅131番地19　コンフォートブルックＡ棟107
破産者　後藤日出子
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第９３号
千葉県山武市松尾町下野164番地１
破産者　秋葉　祐司
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１５７号
奈良県橿原市中町255番地
破産者　堀口　貴弘
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１８９号
奈良県橿原市白橿町５丁目１番15―103号
破産者　伊瀬知佳子
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１４号
奈良県五條市釜窪町107番地の５
破産者　川﨑　一史
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

令和８年（フ）第１３１２号
札幌市中央区宮の森２条７丁目３－47　デルソール宮の森402号室、住民票上の住所札幌市北区拓北７条３丁目９番21号
破産者　杉沢　匠惟
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４５１号
札幌市白石区本郷通９丁目南２番24―102号
破産者　木澤　真綾
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４７７号
札幌市中央区南５条西16丁目１番23―403号
破産者　福川　宗太
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４８３号
札幌市厚別区もみじ台西２丁目１番４－502号
破産者　橋本　広一
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４９０号
札幌市南区澄川３条１丁目７番20号　コスモ澄川101号
破産者　小松田初美
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５０２号
札幌市北区北24条西６丁目２番２―1105号
破産者　杉本　　翔
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５３８号
札幌市白石区平和通２丁目北４番１－208号
破産者　松本　梨奈
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５５１号
札幌市中央区宮の森４条１丁目１番16号　ギルド10―205号
破産者　沼田かなみ
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１６号
北海道旭川市10条通21丁目１番地の12　ドエルたけや　２階206
破産者　本部　　孝
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１８号
北海道旭川市緑町25丁目2143番地の125
破産者　奥山　裕之
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１９号
北海道旭川市緑町25丁目2143番地の125
破産者　奥山　祐子
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７４４号
仙台市青葉区小松島１丁目６番10号　インテリジェント小松島202
破産者　梅田万理大
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９９号
山形県西置賜郡飯豊町大字萩生4284番地３　アクトめざみ105号、前住所山形県米沢市万世町堂森772番地　フレンディーＫＡＺ一205号室
破産者　工藤　育大
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第９５号
栃木県栃木市岩舟町下津原375番地３
破産者　鈴木　　泰
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第９８１号
埼玉県戸田市美女木４丁目17番地の24　レジデンス美女木401号室
破産者　岡　なつき
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０２０号
埼玉県戸田市本町２丁目５番３号　Ｌｅ・ｌｉｅｎ戸田公園305号室
破産者　三浦　一行
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０５５号
埼玉県和光市西大和団地３番４号404
破産者　山下　義彦
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０９７号
埼玉県久喜市吉羽１丁目24番地18　カーサビアンカ102号
破産者　松尾　銀河
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１１６号
さいたま市西区三橋６丁目578番地１　県営大宮三橋西団地４一502
破産者　高嶋　　潔
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１４５号
さいたま市岩槻区大字馬込845番地４
破産者　小笠原公子
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１５９号
埼玉県新座市池田三丁目１番１号
破産者　朝永美佐子
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２００号
埼玉県川口市大字安行原2779番地の２
破産者　平澤よし江
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２０２号
埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納308番地１　エクレール久喜宮代501号
破産者　深江　幸子
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２１０号
さいたま市見沼区大字新堤152番地　20一109
破産者　古口　和夫
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２３１号
さいたま市西区大字土屋542番地５　ソレイユ指扇土屋103、旧住所埼玉県川越市田町20番地17　ＳＳＫⅡ206号室
破産者　小菅　祥都
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２３４号
さいたま市中央区鈴谷５丁目９番28号　南与野ガーデン
破産者　野村　千好
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２３５号
埼玉県戸田市川岸３丁目５番14一407号
破産者　立花　博行
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２４６号
さいたま市西区大字植田谷本327番地１　サンビレッジ101
破産者　青田　良夫
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２４７号
埼玉県川口市大字新堀178番地の12
破産者　鵜殿　郷子
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２５４号
埼玉県戸田市上戸田３丁目12番18一201号、旧住所埼玉県戸田市笹目北町２番地の30　リブリ・リヴィエール北戸田203号室
破産者　奥村香代子
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２６６号
埼玉県白岡市篠津1844番地15
破産者　小川　梨紗
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２６７号
埼玉県新座市馬場四丁目12番60一503号
破産者　嶋田希偉人
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２７４号
埼玉県戸田市美女木北２丁目４番地19　レオパレスピーチハイツ107号室
破産者　根本　智幸（旧姓横山）
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２９４号
埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛22番地　ハーモニーライフ宮代、旧住所埼玉県蓮田市関山２丁目８番28号　リバーサイド栗原103号
破産者　泉　　光治
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第１５２２号
千葉県船橋市飯山満町２丁目685番地３　有料老人ホームはさま、開始決定時の住所千葉県船橋市藤原６丁目26番４一1003号
破産者　吉田　貞子
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２０８３号
千葉県市川市曽谷３丁目１番５号
破産者　有賀　久晃
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第６７２号
千葉県船橋市前原西３丁目25番19号　チャームハイツ津田沼101号
破産者　寺尾　　匠
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７５７号
千葉県四街道市鹿放ケ丘569番地４　フローラⅡ202、開始決定時の住所千葉市花見川区千種町105番地41
破産者　木村　正弥
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９１１号
千葉市若葉区西都賀４丁目２番21号　Ａｒｉｅｔｔａ　Ｐｒｉｍ104号
破産者　豊田　翔太
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９８７号
千葉県船橋市前原西３丁目20番７―401号
破産者　小林　将人
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９９８号
千葉県市原市青葉台３丁目27番地９
破産者　赤石　航輝
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０１１号
千葉市緑区おゆみ野中央８丁目32番地１　エルテナおゆみ野２　207号
破産者　田中　大輔
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０６１号
千葉市若葉区みつわ台２丁目４番20―506号
破産者　中村　信隆
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０６５号
千葉県船橋市三山４丁目26番３号
破産者　田口　洋子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０８６号
千葉県八千代市島田台816番地10
破産者　吉田さくら（旧姓中澤）
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０９５号
千葉県船橋市七林町117番地84
破産者　菓子　寿一
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０９６号
千葉県八千代市大和田新田456番地130　アビタシオン八千代202号
破産者　村上　春美
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１０４号
千葉市緑区高田町1060番地２
破産者　江幡　霞練
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１１１号
千葉市稲毛区黒砂１丁目19番16号　クリエイティブ　12　305号
破産者　中川　嘉惟
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１１５号
千葉県船橋市前原東２丁目９番６―207号
破産者　有坂　　剛
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１２１号
千葉県八千代市ゆりのき台３丁目７番地１13棟101号
破産者　宮野　喜行
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１２３号
千葉県市原市五所1972番地１　ザ・ガーデンアイル707号
破産者　山岸　勇輝
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１２４号
千葉市花見川区花見川９番30棟407号
破産者　富樫　一也
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１２５号
千葉県市川市押切14番13―303号
破産者　栗崎あやめ
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１２８号
千葉市稲毛区黒砂２丁目６番15号　メゾンＫ202号
破産者　田中　菜南
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１３２号
千葉市中央区川戸町２　社会福祉法人清峯会都苑（特別養護老人ホーム）、住民票上の住所千葉県船橋市芝山１丁目40番７棟404号
破産者　市川　康子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１３４号
千葉県船橋市前原西４丁目21番17号　サニーライフ船橋
破産者　瀧沢　有子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１４０号
千葉県市原市五井中央東２丁目23番地６　ハイツルネ307
破産者　橋口　芳通
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１４４号
千葉県市原市国分寺台中央１丁目６番地４　コーポかずさＡ102
破産者　西村真理子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１４９号
千葉市花見川区作新台５丁目16番７号、前住所千葉市花見川区花見川１番25棟207号
破産者　小林美咲紀
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１５７号
千葉市若葉区若松町496番地２
破産者　畠山由起子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１７０号
千葉市若葉区桜木北２丁目７番５号　ビューラーみゆき201号
破産者　伊藤　　繁
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１７１号
千葉市花見川区朝日ケ丘５丁目27番42号　グループホームとらのすけ
破産者　川田　春菜
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１９７号
千葉県浦安市北栄２丁目15番36―203号　ホワイトパレス浦安
破産者　浦本　雅友
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３６号
千葉県銚子市小畑新町8447番地　ホーメストＥ
破産者　久保木房司
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１４９号
千葉県旭市後草1836番地２　ザ・プラン15号室
破産者　小出　信一
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第２４号
千葉県香取郡神崎町立野521番地120
破産者　中浜　大典
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和８年（フ）第３９２号
神奈川県座間市立野台３丁目25番45号　立野台ビューハイツ203号
破産者　山田ハナこと　パタンマボン　ハナ（ＰＡＴＨＡＭＭＡＶＯＮＧ　ＨＡＮＡ）
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４００号
相模原市南区大野台４丁目26番２号　ベルフォーレ205
破産者　下條　文子
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１０８号
新潟県魚沼市井口新田317番地19　メゾンｉ105号
破産者　渡邉　大輔
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１４１号
新潟県柏崎市駅前１丁目４番17―201号　市営駅前住宅５号棟
破産者　吉田恵里子
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１８８号
岐阜県羽島市桑原町小薮998番地１、前住所岐阜県不破郡関ケ原町大字松尾365番地の１
破産者　大橋美穂子（旧姓　西田）
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２３９号
代替住所Ａ（旧住所　兵庫県たつの市神岡町大住寺668番地45）
破産者　中島　由梨
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２６３号
岐阜県高山市山田町1382番地110
破産者　木村　佳音
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１２２号
静岡県富士宮市野中720番地の２　ダニエル103
破産者　佐野　直美
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１２９号
静岡県富士市宮島745番地の４　サニー・オンリーワン201号
破産者　竹津　政年
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１３１号
静岡県富士宮市淀師1673番地の15
破産者　渡邊　充彦
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１４３号
静岡県富士宮市長貫1161番地の１
破産者　松井　栄二
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１４９号
静岡県富士市厚原1359番地の１　グリーンハイツ稲葉203号
破産者　城内　百合香
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１５５号
静岡県富士市松岡14番地の１　グランドール岩松北203号
破産者　井出　陽子
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１６１号
静岡県富士宮市小泉236番地の２　シティーリバーＶ　Ｊ－１
破産者　野田　将啓
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第５１０号
堺市堺区南半町東１丁１番10―206号、前住所大阪市浪速区日本橋５丁目５番20―408号
破産者　岡田　和樹
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６７０号
大阪府羽曳野市西浦１丁目11番11―301号　ＪＰ羽曳野レジデンス
破産者　大橋　　瞳
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６８０号
大阪府富田林市梅の里二丁目13番９号
破産者　福録　洋一
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６９６号
堺市北区蔵前町３丁２番８―706号
破産者　茂刈　誠治
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７０７号
堺市堺区神石市之町26番４号
破産者　橋本　竜馬
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７１４号
堺市中区福田603番地　16―104号
破産者　西辻　良子
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７２０号
堺市堺区南田出井町２丁５番８号
破産者　小野　桃代
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７２４号
大阪府柏原市国分本町３丁目10番６号　新町ハイツ　105号
破産者　青木真砂代
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７３１号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地４号棟402号室
破産者　里見浩一郎
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７４１号
堺市南区三原台３丁40番２―307号
破産者　中野　正司
１　決定年月日　令和８年10月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７４５号
堺市中区深井清水町1741番地４、前住所堺市堺区協和町４丁419番地　東団地６号館303号
破産者　山田　華香
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７５０号
堺市北区百舌鳥梅北町３－125－168－301、住民票上の住所堺市北区東三国ヶ丘町２丁１番２－610号
破産者　小泉　大稀
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７５５号
堺市堺区柏木町４丁２番11－202号
破産者　日浦　和華
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３６６号
大阪府泉佐野市鶴原1065番地の３（304）
破産者　中筋　梨絵
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３６９号
大阪府岸和田市春木本町３番24－306号
破産者　宗田　郁代
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３７１号
大阪府岸和田市下松町1092番地の14
破産者　中川　尚治
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３７９号
大阪府和泉市芦部町122番地の３（101）
破産者　徳田　楓麻
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３８０号
大阪府和泉市芦部町122番地の３（101）
破産者　徳田　美香（旧姓原崎）
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３８３号
大阪府岸和田市荒木町２丁目22番６－306号
破産者　前本　志居
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３８８号
大阪府阪南市尾崎町５丁目26番17号
破産者　辻本　勝彦
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４００号
大阪府泉佐野市羽倉崎１丁目３－205－２、住民票上の住所大阪府泉佐野市羽倉崎４丁目２番84－２号
破産者　河合　亮介
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４０９号
大阪府泉佐野市中町２丁目４番46－216号
破産者　森下　明裕
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４１３号
大阪府泉佐野市市場南１丁目６番18－102号
破産者　花崎喜代子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４１４号
大阪府泉南郡熊取町大久保北３丁目4054番地（103）
破産者　北野　郁美
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４２１号
大阪府泉大津市小松町13番１－301号
破産者　吉田　朗
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４２２号
大阪府泉大津市要池住宅９番1307号
破産者　山原　芳子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４２３号
大阪府和泉市寺田町二丁目６番１－210号
破産者　藍原　優子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４２５号
大阪府泉南市樽井６丁目12番19号　アパート明和102号
破産者　遠山　眞理
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４２６号
大阪府岸和田市額原町303番地　府営住宅１棟410号
破産者　志田　光夫
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４２９号
大阪府岸和田市南町32番６－201号
破産者　百武　幸枝
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４３１号
大阪府和泉市伏屋町三丁目23番32号（202）
破産者　春田　勇杜
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４３２号
大阪府和泉市室堂町96番地の１（115）、前住所兵庫県姫路市網干区高田566番地　パークサイド１－102号
破産者　黒田　成明
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４３３号
大阪府貝塚市橋本954番地　セントレア貝塚Ⅲ103号
破産者　湊　吉信
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第１３６号
神戸市西区玉津町今津364番61　特別養護老人ホーム大慈智音園内、住民票上の住所神戸市西区秋葉台２丁目１番地の44
破産者　寺脇　正子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第４７号
兵庫県朝来市和田山町寺谷274番地１　ＭＩＫＩコンドミニアム301号室
破産者　細見　匡臣
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第５１号
山口県柳井市柳井1436番地２　県営住宅６棟103号
破産者　波戸　一美
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第２１２号
香川県高松市東山崎町514番地　市住Ｅ－12
破産者　下込　剛
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２１７号
香川県高松市林町2564番地７　エスポワール林404
破産者　中畑　由佳子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２０８号
福岡県久留米市西町551番地16　スペースフォー201号
破産者　木下裕一朗
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２１１号
福岡県久留米市東町402番地２　ロマネスク東町407号
破産者　堤　　翔
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２１４号
福岡県久留米市合川町114番地12　ヴィラ210　206号、前住所福岡県久留米市西町225番地15コーポ廣重201号
破産者　佐塚　昭彦
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２２０号
福岡県久留米市津福本町1169番地29　コーポ高島103号
破産者　中村奈己子
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２２２号
福岡県久留米市津福本町500番地３
破産者　後藤　千尋
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２２３号
福岡県三井郡大刀洗町大字山隈17番地31　ディアス菊池Ⅱ－101
破産者　蓮尾　宏樹
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第１０９号
長崎県佐世保市柚木元町2166番地５
破産者　榮　菜美子（旧姓　林）
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１８０号
沖縄県沖縄市登川２丁目32番12号　コーポラスＫＩＮＡ３－Ａ
破産者　水谷　　翔
1　決定年月日　令和８年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第４８号
北海道小樽市長橋１丁目17番39号
破産者　若林　直生
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第５２号
北海道小樽市長橋４丁目６番18号　ネクサス長橋103号室
破産者　安宅　春菜
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第２４号
北海道標津郡中標津町南中８番地20
破産者　冨坂　明美（旧姓　青柳）
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

令和８年（フ）第２５号
北海道標津郡中標津町南中８番地20
破産者　冨坂　　完
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

令和８年（フ）第１５８号
青森市久須志３丁目１番23号　第２あさぎ荘２号
破産者　蝦名　二枝
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１６５号
青森市中央１丁目16番４号　シティハイムパル赤坂101号
破産者　工藤ひかる
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１０１号
青森県八戸市北白山台四丁目１番７号Ｅｌｙｓｉｏｎ北白山台Ａ101
破産者　工藤　　暁
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第１０３号
青森県八戸市湊高台二丁目15番６号　メゾンソレイユ６号
破産者　山田紗尾里
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第１１０号
青森県八戸市諏訪三丁目５番１号　スペースブリックＣ号室
破産者　櫛引　愛菜
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第１１５号
青森県八戸市大字番町20番地６　番町ヒルズ201
破産者　中山美代子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第１１６号
青森県八戸市白銀台五丁目８番地１
破産者　四ツ役愛璃
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第１２２号
青森県八戸市大字白銀町字右新井田道３番地６
破産者　清水　礼子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第１１号
宮城県気仙沼市赤岩泥ノ木32番地20
破産者　藤野　洋子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和８年（フ）第５２号
秋田県能代市二ツ井町切石字山根39番地２
破産者　松嶋　圭佑
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第５３号
秋田県能代市字西赤沼18番地７　グリーンコーポ６号
破産者　横田　優華
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第５５号
秋田県能代市西通町８番13号
破産者　柴田　俊幸
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第１９２号
福島県郡山市熱海町高玉字南泥布沢２番地の97、前住所神奈川県川崎市川崎区南町５番地９　サウスアーバン　201
破産者　佐藤　彩乃
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１９５号
茨城県つくば市春日３丁目５番地51　ハイツ深志Ｂ棟201号、前住所茨城県北茨城市中郷町松井170番地９　メゾンベルデ101号
破産者　生野　ヒロシことイクノ　ヒロシ　デソウザ
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２２１号
茨城県土浦市並木四丁目13番22号　リーブルファイン１号棟104号室
破産者　小松崎莉菜（旧姓田村）
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第５２８号
千葉県市川市入船６番25－305号　（ピュア入船）
破産者　本松　嘉之
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７６１号
千葉県船橋市金杉６丁目21番15号
破産者　清水　なお
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２０３号
東京都小平市小川西町５丁目39番３―510号
破産者　髙橋　明美（旧姓増野）
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２８３号
東京都八王子市松が谷49番地５―104
破産者　齋藤　裕美
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３３４号
東京都小金井市前原町３丁目８番１―303号
都営小金井前原町三丁目アパート
破産者　小林　艶子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３１号
横浜市瀬谷区阿久和東４丁目13番地２　グルニエＳ　101
破産者　葛西　彪雅
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９０９号
横浜市保土ケ谷区岡沢町22番地52
破産者　森　　清志
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９５４号
横浜市神奈川区片倉５丁目33番23号　サンテック片倉201号
破産者　岡村　芙弥
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１４６号
横浜市旭区市沢町64番地　市ノ沢住宅２棟103号
破産者　曽我　成昭
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２１１号
神奈川県大和市福田１丁目21番地14
破産者　飯田　妙子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２１４号
横浜市南区蒔田町字会下906番地６　ユナイト蒔田ペンシルベニア106
破産者　大野　晃嗣
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２１５号
横浜市保土ケ谷区西谷２丁目６番１号
破産者　曽木惠美子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２７５号
横浜市保土ケ谷区峰沢町105番地　峰沢団地４棟404号
破産者　松島　大樹
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３６５号
横浜市保土ケ谷区星川１丁目12番９―１―203号
破産者　松塚　幸奈（旧姓斉藤・山本）
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４２６号
横浜市戸塚区汲沢１丁目11番10―101号
破産者　白井　勝美
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４３２号
横浜市港北区日吉本町５丁目63番29号　フォレストⅡ　101
破産者　佐藤　　晃
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４５４号
横浜市中区新山下３丁目14番２―312号
破産者　山下　　実
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４５５号
横浜市中区新山下３丁目14番２―312号
破産者　山下　　忍
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４５９号
横浜市泉区岡津町1671番地１　コンフォールＢ102号
破産者　鈴木　　綾
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４６２号
横浜市旭区本宿町24番地39
破産者　石口　香織
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４６９号
神奈川県大和市中央林間６丁目25番22号
破産者　多田隈　綾
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４７２号
神奈川県藤沢市辻堂新町３丁目８番23号　メゾン稲垣２　102
破産者　江崎　　徹
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４８２号
横浜市港南区野庭町40番地１　上永谷ガーデンハウス502号
破産者　松本　雅子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４８９号
横浜市神奈川区三ツ沢中町32番42号　セントラル三ツ沢201号
破産者　久保　喜樹
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４９３号
神奈川県鎌倉市上町屋214―４　サニーライフ鎌倉、住民票上の住所神奈川県鎌倉市玉縄４丁目４番地21
破産者　光島　和子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４９９号
横浜市青葉区藤が丘１丁目49番地１　エトワールＶ―405
破産者　西野美佐惠
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５０３号
横浜市泉区和泉中央北２丁目26番17号　ガーデンハイムＢ201号
破産者　山本　純子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５１１号
神奈川県大和市下鶴間２丁目３番３号　アルカディア203号
破産者　保科矢妃路
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５１７号
神奈川県鎌倉市笹目町５番10―106号
破産者　天野　梨香
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５３４号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地３－６－103
破産者　葛西　敬子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５５０号
神奈川県茅ヶ崎市若松町14番14号　ＫＡＩＮＯＳ茅ヶ崎201
破産者　堂込健次郎
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５７０号
横浜市南区堀ノ内町２丁目193番地１　蒔田フラワーマンション102
破産者　遠山クリスチャンルーイ
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５７２号
神奈川県大和市南林間６丁目22番26―501号
破産者　村上　夏海
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６０５号
横浜市戸塚区上矢部町1231番地　鈴木テラスハウスＡ－１号
破産者　長谷川　唯
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６１１号
横浜市南区永田北３丁目７番１－504号
破産者　大森　祥江
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６３６号
横浜市金沢区六浦２丁目12番58号　六浦ハイツ201号
破産者　成本　貴幸
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６５１号
横浜市泉区上飯田町1317番地　サンライフ上飯田202号
破産者　小沢美良乃
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６６６号
横浜市鶴見区矢向４丁目９番９－203号
破産者　長野　　晃
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６７４号
横浜市保土ケ谷区花見台１番７－504号
破産者　大内ひな子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７１４号
神奈川県大和市桜森３－９－15　アマ・ダブラム203、住民票上の住所福島県双葉郡富岡町字夜の森南４丁目24番地１　メゾン夢の森203
破産者　山口　喜之
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７１５号
神奈川県大和市桜森３－９－15　アマ・ダブラム203、住民票上の住所福島県双葉郡富岡町字夜の森南４丁目24番地１　メゾン夢の森203
破産者　山口　絵美
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７４３号
横浜市保土ケ谷区星川３丁目14番34－１号　ユナイト星川アイリッシュの杜101号
破産者　金城　信司
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３５８号
相模原市南区東林間３丁目４番15号　カーサ・ルーチェ103
破産者　益田　裕一
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３６２号
神奈川県座間市入谷東２丁目29番39号　メゾンせいすい102号
破産者　奥村　浩久
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３７２号
相模原市中央区陽光台４丁目８番９号　パステルメゾンⅡ　208
破産者　村松　美穂
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３８２号
相模原市中央区田名7197―11　プリムローズＣ301、住民票上の住所相模原市中央区矢部２丁目１番18号　ボヌール矢部302号
破産者　関口　泰敏
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３８３号
相模原市南区大野台５丁目13番７号　相模原養護老人ホーム
破産者　鶴瀬　勝水
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３８５号
相模原市中央区矢部１丁目20番24号　サンクレール相模原102号室
破産者　田中　哲子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３９１号
相模原市中央区陽光台４丁目８番22号　ＳＯＬＥＩＬ202
破産者　中村　愛美
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３９４号
相模原市中央区相模原３丁目４番１号　ぼなーる403
破産者　畑　　美帆
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４０１号
相模原市中央区田名3172番地５　江成住宅５号
破産者　白次　利子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４０４号
神奈川県座間市緑ケ丘４丁目11番47号　グリーンコーポ関101号
破産者　ナガヤマ　プレメリンダ　ラエド（ＮＡＧＡＹＡＭＡ　ＰＲＥＭＥＬＩＮＤＡ　ＬＡＥＤ）
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４０６号
相模原市南区豊町５番９号　ゆたかハイツ101
破産者　江嶋由紀子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４０８号
相模原市中央区上溝４丁目13番11号　ライオンズマンション上溝第２　305
破産者　原田　孝弘
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４１５号
相模原市中央区富士見５丁目21番22号　インベストメント富士見102
破産者　大須賀　鼎
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３１７号
新潟市江南区茜ケ丘３番６号　パレス茜ケ丘204
破産者　権平　慎次
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１８号
新潟県燕市吉田文京町17番11号　市営住宅105号
破産者　柏木茉莉亜
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１９号
新潟市東区竹尾３丁目20番11号　前田借家
破産者　赤松　紅美
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２３号
新潟市北区早通南５丁目１番４―12号
破産者　小林　友美
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３９号
新潟市西区四ツ郷屋2624番地20
破産者　山賀　香澄
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５４号
新潟県上越市中通町４番５号　市営中通住宅２棟　214号、前住所新潟県上越市春日山町１丁目26番14号
破産者　金井　和子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第５２号
石川県能美市和光台三丁目21番地、従前の住所石川県金沢市山科町チ182番地３、大阪府豊中市服部寿町17―20
破産者　橋本　璃子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第５９号
石川県加賀市山代温泉ヌ55番地３　中尾アパート１号室
破産者　中村　香里
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第４４８号
静岡市葵区瀬名５丁目16番２―１号
破産者　小泉　舞
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４５４号
静岡県焼津市惣右衛門1183番地　成案侍団地47―103号
破産者　宮野　昭夫
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６１号
愛知県豊橋市三ノ輪町三丁目100番地の３
破産者　立山　尚巳　（旧姓鈴木）
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１６３号
愛知県岡崎市欠町字中通４番地４　スギウラキャッスル109、開始決定時の住所愛知県豊橋市羽根井西町３番地１
破産者　渡辺　史隆
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第１５３号
三重県松阪市嬉野中川町705番地　ラ・エスペール　Ｂ―２
破産者　奥田　侑佳
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１３６号
三重県津市雲出本郷町1223番地５　アラン102、前住所三重県津市上浜町一丁目115番地２ユーハウス津302
破産者　黒坂　恭子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１３７号
三重県津市栗真町屋町945番地５
破産者　伊藤　大地
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１４６号
三重県津市河芸町上野1430番地
破産者　丹羽　啓介
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１８２号
三重県亀山市本町三丁目15番17―２―207号第14アーバンハイツ
破産者　曽我　有紀
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１８９号
三重県四日市市松本三丁目15番22号
破産者　ＴＡＫＡＭＡＴＳＵ　ＲＯＪＡＳ　ＭＥＬＯＥＹ　ＧＡＲＣＩＡ
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１９０号
三重県四日市市内堀町247番地１　ヴィクトリーハウス203
破産者　小畑　英幸
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１９１号
三重県桑名市大字東方320番地８　くわなハイツ―502、前住所三重県桑名市大字東方320番地８　くわなハイツ201号
破産者　中尾　直志
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１９７号
三重県四日市市日永西二丁目11番18号　ユーレジデンスサンミラー201
破産者　江口　潤三
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２０４号
三重県四日市市鵜の森一丁目10番17号　マルエイハウスＢ・Ｄ鵜の森102
破産者　森田　幸治
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２１００号
岩手県岩手郡雫石町鶯宿第６地割７番地、申立時の住所大阪市東淀川区東中島４丁目２番２―406号　中善マンション
破産者　水嶋　朋美
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６５６号
奈良市六条西二丁目６番１―３号、申立時の住所大阪市西成区花園北１丁目６番３号　マンションカンナ　501号
破産者　尾島　圭
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７２５号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目７番３号
破産者　水上　優
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８１９号
大阪市西区立売堀６丁目６番６―304号、住民票上の住所大阪市城東区関目６丁目５番29号　プレアール関目　４Ｃ
破産者　安里　奈々
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８４９号
大阪府東大阪市荒本新町６番41―405号
破産者　阪本　　茜
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９０１号
大阪府八尾市八尾木北６丁目166番地　メゾンド石本506号
破産者　坂本　幸子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９７７号
大阪府八尾市旭ヶ丘１丁目23番地の11　旭ヶ丘コーポラス305号
破産者　松本　聡子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３１８３号
大阪府守口市竜田通１丁目６番５―203号
破産者　田岡智代枝
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２５１号
大阪市東住吉区矢田３丁目６番21号　ニューコーポ芝　101号
破産者　藤永　淳二
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２８３号
大阪府守口市寺方本通３丁目７番４号　101号室
破産者　井上　三郎
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２９２号
大阪市生野区巽中１丁目18番30―522号
破産者　桐島　正耶
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３４１号
大阪市住吉区万代４丁目12番20号　Ｌｏｆｔ　ＭＤ　205号
破産者　松本　響子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３４９号
大阪市阿倍野区天王寺町北２丁目24番13―903号、前住所埼玉県越谷市相模町７丁目194番地２
破産者　若宮可琳こと　ＺＨＡＮＧ　ＫＥＬＩＮこと　張　　可琳
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３５４号
大阪市福島区大開２丁目５番17―206号
破産者　竹森　健二
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３６７号
大阪市生野区巽中４丁目２番11号　リンク生野Ｗｅｓｔ
破産者　栗井　文子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３７７号
大阪市港区夕凪２丁目２番６号　アルシャイン夕凪　403号、前住所大阪市港区田中３丁目１番130号　こうせいみなと　方
破産者　阪本　宏昌
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３８８号
大阪府東大阪市楠根１丁目５番39号　セジュールジュイエ　201号
破産者　小山　美帆（旧姓安達・田村）
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４１０号
大阪市東淀川区東中島１丁目18番４―901号
破産者　山河　奈緒（旧姓村田）
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４２８号
大阪市阿倍野区阪南町５丁目１番17号　松栄ハイツ305号
破産者　近藤　圭子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４５１号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目３番10号　北畠ビル４Ａ号
破産者　上畑耶々子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４６７号
大阪府枚方市北中振３丁目17番35―404号
破産者　池田　夏紀
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４８９号
大阪府池田市神田１丁目16番15―302号
破産者　森重　正行
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４９１号
大阪市城東区関目３丁目14番５号　ビックバーンズマンション関目　301号室
破産者　矢野　裕己
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５２１号
大阪府高槻市牧田町14番84―407号、前住所京都市伏見区羽束師菱川町579番地11
破産者　喜多　美香
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５３４号
大阪市浪速区下寺２丁目５番12―406号、前住所大阪市浪速区敷津西１丁目９番26号　玄関堂マンション　３Ａ号
破産者　波多野美代子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５４９号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目８番28号　黒田マンション　202
破産者　内田　光績
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５６４号
大阪府吹田市岸部中３―１―16、住民票上の住所大阪府吹田市岸部中３丁目16番24号
破産者　宇都宮　愛
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５７３号
大阪府高槻市井尻２丁目33番９号
破産者　菅原　正宏
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５７６号
大阪府寝屋川市菅相塚町７番13号
破産者　高見　尚子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５８１号
大阪市浪速区戎本町２丁目４番20号
破産者　寺川　　潤
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５８２号
大阪市浪速区戎本町２丁目４番20号
破産者　寺川作久良
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５８７号
大阪市東淀川区菅原２丁目10番17―202号
破産者　箭内　博之
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５９１号
大阪市城東区東中浜８丁目７番８―602号
破産者　大村　智史
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６０３号
大阪府守口市豊秀町１丁目３番10―202号
破産者　瀬口加奈恵
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６１８号
大阪市東淀川区豊里６丁目28番19―701号、前住所大阪府阪南市舞１丁目１番26号
破産者　杉野　元紀
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６４９号
大阪市生野区巽北２丁目４番８号
破産者　高橋　登男
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６５４号
大阪市住吉区長居４丁目11番24号　カーサビアンカ　３－５号
破産者　宮原　利夫
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６５５号
大阪市生野区林寺４丁目11番８号
破産者　北村　勝利
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６７９号
大阪府豊能郡能勢町稲地183番地の２
破産者　増田　恭子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６９３号
大阪府豊中市西泉丘２丁目2444番地の３（103号）
破産者　大栗　　哲
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７０９号
大阪府枚方市甲斐田東町33番９号　303号室
破産者　田部　　孝
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７２４号
大阪府吹田市垂水町１丁目15番11号（103）、前住所大阪府吹田市清和園町27番８号
破産者　坂口　治郎
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７２６号
大阪市都島区高倉町１丁目７番30―301号、前住所大阪市平野区背戸口３丁目３番19号701号
破産者　伊藤　祐乙
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７３０号
大阪市東住吉区住道矢田３丁目１番１―114号
破産者　吉原　美和
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７３１号
大阪市住吉区山之内５丁目１番18号
破産者　若浦　繁德
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８０８号
大阪府守口市金下町２丁目３番13―303号
破産者　立脇　　望
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８２２号
大阪府守口市八雲西町３丁目６番18号
破産者　筧　　進
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８３６号
大阪市平野区加美北７丁目１番30号、前住所大阪市生野区林寺２丁目25番32―424号
破産者　光川　環代
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８４４号
大阪府東大阪市中鴻池町１丁目９番７号107号、前住所大阪市鶴見区茨田大宮４丁目５番５―107号
破産者　有得　勝三
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８６７号
大阪市平野区瓜破２丁目１番６―501号
破産者　中居　洋子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第９８号
鳥取県西伯郡大山町妻木482番地
破産者　富田　祥弘
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１１５号
鳥取県米子市美吉248番地１　メゾングレースＣ　203号
破産者　森岡　　聖
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第３５５号
岡山市北区田中627番地１　ファミーユⅡ301
破産者　楮佐古真二
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４３４号
岡山県和気郡和気町尺所206番地　宮田団地20棟95号
破産者　谷田ひとみ
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０６号
徳島県小松島市中田町字蛭子ノ本96番地の５
破産者　鳥井　美鈴
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１３号
徳島県阿波市土成町浦池1382番地２、旧住所兵庫県神戸市西区学園東町８丁目２－４　Ｇｒａｎ　Ｐｉｎｏ　神戸学園都市305
破産者　藤井　湧暉
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２７号
徳島県徳島市新浜本町一丁目８番27号
破産者　瀬尾　仁美
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３１号
徳島県吉野川市川島町宮島767番地１　ハイツ川島313号
破産者　明石由美子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６５号
香川県坂出市府中町555番地150、旧住所香川県坂出市府中町5158番地１　ビレッジハウス本村２号棟307号
破産者　清水　美緒
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第８７号
香川県坂出市築港町一丁目５番27号ガーデンハイツⅡ－Ａ棟101号
破産者　笹田　沙織
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第６５号
愛媛県西条市福武甲875番地１　フォブール若葉102
破産者　荒井　悠希
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第１６４号
高知市一宮しなね１丁目12―24　岡ノ堂ハイツ302、住民票上の住所高知市一宮しなね１丁目８番46号
破産者　柳　　和孝
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２１０号
高知市役知町16番８号　メゾン潮302
破産者　田中さゆみ
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２１８号
高知県吾川郡いの町枝川2450番地77
破産者　中内　信利
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４０号
宮崎県日南市大字殿所1187番地２
破産者　谷口　　治
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

令和８年（フ）第４２号
宮崎県日南市梅ケ浜一丁目２番10号
破産者　岩倉　史弥
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

令和８年（フ）第４３号
宮崎県日南市北郷町郷之原乙3655番地５、前住所宮崎県日南市大字星倉5016番地
破産者　行本　勝保
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

令和８年（フ）第２３７号
沖縄県沖縄市海邦１丁目20番６号　松ノ美202
破産者　大城　亮真
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

小規模個人再生による再生計画認可

令和８年（再イ）第１５号
奈良県磯城郡三宅町大字石見484番地の４
再生債務者　杉本　　宏
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和７年（再イ）第８号
奈良県大和郡山市矢田山町48番地９
再生債務者　ＳＰ企画こと　森川　伸二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日　　奈良地方裁判所

令和８年（再イ）第１０号
長崎県西海市大島町1615番地32
再生債務者　川副　　聡
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
長崎地方裁判所佐世保支部

令和８年（再イ）第１３号
神奈川県座間市入谷西３丁目８番７号
再生債務者　泉澤　　透
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（再イ）第８７号
横浜市港南区野庭町1795番地５
再生債務者　秋元　翔太
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１９号
相模原市中央区上矢部４丁目23番21号
再生債務者　川端　心蔵
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（再イ）第８号
長崎県佐世保市有福町579番地10
再生債務者　諸冨　育美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
長崎地方裁判所佐世保支部

令和８年（再イ）第１５５号
大阪市鶴見区中茶屋１丁目14番27号
再生債務者　生長　真一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第６号
兵庫県明石市松が丘４丁目３番８―502号
再生債務者　樽谷　正伸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
神戸地方裁判所明石支部再生係

令和８年（再イ）第１８号
茨城県つくば市大曽根2093番地　ＷＨＩＴＥ　ＨＯＵＳＥ　Ｄ棟202号
再生債務者　清田　達也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（再イ）第５６号
横浜市青葉区荏田西２丁目21番地15
再生債務者　川西　竜介
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第９６号
神奈川県綾瀬市寺尾釜田１丁目21番10―７号
再生債務者　熊谷　隆太
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月５日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１４号
名古屋市南区浜田町３丁目57番地の３
再生債務者　伊藤　仲芳
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第９０号
名古屋市中区平和１丁目22番５号　パルティール金山アネックス203号
再生債務者　吉村朝日香（旧姓渡邊）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第７１号
神戸市灘区船寺通４丁目７番15号　中田マンション204
再生債務者　堤　　啓子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１９号
奈良市中山町1765番地の18
再生債務者　宮本　　健
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日　　奈良地方裁判所

令和８年（再イ）第１８号
佐賀県鳥栖市田代外町678番地３　マウンテンビレッジ７　606
再生債務者　梶山　茂樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（再イ）第１８号
千葉県木更津市祇園530番地22
再生債務者　池内　秀明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（再イ）第２１０号
大阪府東大阪市吉田本町３丁目２番26号105号
再生債務者　岡本　竜平
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第５０号
神戸市東灘区岡本６丁目７番15号　ヴィラ梅林201号
再生債務者　内田　圭介
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１号
千葉県鴨川市東町377番地
再生債務者　高梨　泰誉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日
千葉地方裁判所館山支部破産再生係

令和８年（再イ）第２６号
兵庫県三田市弥生が丘６丁目２番地　５番館404号
再生債務者　入野　雄介
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第３３号
兵庫県姫路市南駅前町16番地　グリーンハイツ南駅前106号室
再生債務者　赤津　重光
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第５４号
兵庫県加古川市平岡町二俣121番地の24
再生債務者　前田　貴之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第２９号
神奈川県小田原市早川199番地の15
再生債務者　高橋　　涼
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第３０号
神奈川県小田原市早川199番地の15
再生債務者　高橋　瑞希
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第１１号
相模原市南区上鶴間４丁目11番14号
再生債務者　服部　友生
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（再イ）第１３号
滋賀県野洲市吉川1218番地
再生債務者　川尻　信暁
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日
大津地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第１５号
滋賀県甲賀市土山町瀬ノ音947番地、（前住所）
滋賀県甲賀市土山町瀬ノ音949番地
再生債務者　立花　泰洋
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日
大津地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第６５号
神戸市垂水区塩屋北町１丁目２番５号
再生債務者　鈴木　栄美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第３０号
兵庫県加古川市野口町北野599番地
再生債務者　小林　大治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第５０号
兵庫県姫路市香寺町須加院２番地409
再生債務者　北村　高節
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第１６号
静岡県富士宮市大鹿窪700番地の11
再生債務者　勝又　五月
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和８年（再イ）第２５号
静岡県富士市宮下38番地の１
再生債務者　望月　昂平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和８年（再イ）第７号
奈良県生駒郡平群町菊美台４丁目19番12号
再生債務者　養田　順彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日　　奈良地方裁判所

令和８年（再イ）第６０号
広島市安佐南区東野１丁目11番13―202号
再生債務者　田邉　優哉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第４８号
札幌市清田区里塚３条１丁目15番１―207号
再生債務者　鶴巻　頌耕
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第９７号
埼玉県朝霞市根岸台３丁目３番10号
再生債務者　岡田　好正
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和７年（再イ）第２８号
岐阜県美濃加茂市牧野1721番地２　エアリー・ヴィラＡ203号室
再生債務者　大野瀬理菜
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日　岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（再イ）第６号
岐阜県加茂郡坂祝町取組658番地１
再生債務者　中川　英幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日　岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（再イ）第１３０号
大阪市大正区小林西２丁目18番18号
再生債務者　Ｙ＆Ｅカンパニーこと　上原　安彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第６４号
大阪府岸和田市上町２番19―205号
再生債務者　山田　啓治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第６５号
大阪府泉南郡熊取町野田１丁目19番35号
再生債務者　内田　達也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第３号
奈良県五條市居傳町229番地の１
再生債務者　坂上　昌義
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日
奈良地方裁判所五條支部個人再生係

令和８年（再イ）第３９号
岡山市中区海吉374番地
再生債務者　新地　　忠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第４８号
岡山市東区上道北方632番地　レオパレスシャルマン上道Ⅲ　104号室
再生債務者　西田　海斗
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第６０号
岡山県玉野市長尾325番地８
再生債務者　児島　大輔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第４号
北海道美唄市西３条北５丁目４番10号
再生債務者　中森　敏之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（再イ）第２７２号
大阪府東大阪市鷹殿町１番13号
再生債務者　伊達　啓志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第５号
島根県大田市大代町新屋261番地２
再生債務者　武田　　穣
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月６日　松江地方裁判所出雲支部

令和８年（再イ）第１４号
岩手県一関市関が丘５番地７
再生債務者　杉田　則幸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日　盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（再イ）第３８号
仙台市宮城野区南目館１－１　２曹教通教中（住民票上の住所）北海道千歳市北斗４丁目８番10号　インペリアルＣ－Ｄ号
再生債務者　上野　貴司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第２２号
相模原市南区上鶴間５丁目13番14号　第二市川ハイツ101号
再生債務者　小金　　稔
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（再イ）第２８号
相模原市緑区三ケ木1814番地６
再生債務者　三上　和哉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（再イ）第８号
滋賀県米原市顔戸494番地６
再生債務者　赤田　喜広
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日
大津地方裁判所長浜支部個人再生係

令和８年（再イ）第１号
愛媛県新居浜市寿町９番33号
再生債務者　小野　浩二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月７日　松山地方裁判所西条支部

公立学校共済組合役員の退職及び就職について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第４項の規定に基づき、公立学校共済組合の役員の退職及び就職を次のとおり公告する。
令和８年10月21日
公立学校共済組合理事長　丸山　洋司
（退職）　監事（常勤）　吉本　孝行
令和８年９月30日付け
（就職）　理事（常勤）　吉本　孝行
（就職）　監事（常勤）　藤田　裕司
以上令和８年10月１日付け

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、血液型ＡＢ、20～40歳位、男性、身長約173㎝、両耳に耳介血腫あり
上記の者は、令和８年８月29日午前７時15分頃、ＪＲ国府津駅の東方約1,300ｍ付近の海上で発見された。身元不明のため遺体は火葬に付し遺骨を保管していますので、心当たりの方は、当市福祉健康部福祉政策課までお申し出ください。
令和８年10月21日
神奈川県　　小田原市長　加藤　憲一

特定空家等に関する公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者等を確知することができないので、同法第22条第10項の規定により次のとおり公告する。
令和８年10月21日　西条市長　越智　三義
１　建築物の所在地
愛媛県西条市明屋敷755番地3
２　建築物の情報
種　　類　居宅
構　　造　木造スレート瓦葺２階建
延べ面積　94.8平方メートル
３　所有者等が行うべき措置の内容
当該建築物等の除却及び動産等の撤去処分
４　措置の期限
令和８年11月18日
期限までに３の措置が行われない場合は、市長又はその措置を命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、当該措置を行う。
５　動産等の取扱い
市長等が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去処分する。
動産等について権利等を主張しようとする者は、措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、次の問い合わせ先へ通知すること。
６　お問い合わせ先
西条市建設部都市計画課
電話 0897-52-1521

特定空家等に関する公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、法第22条第10項の規定により、次のとおり公告する。
令和８年10月21日　菊池市長　江頭　　実
１　当該建築物の所在地
熊本県菊池市隈府字城谷1472番地１
２　当該建築物の情報
家屋番号　1472番１
種　　類　居宅
構　　造　ブロック・木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
延床面積　１階　57.57㎡　２階　51.30㎡
３　所有者等に命じる必要な措置の内容　建築物等を除却するとともに、その敷地に残置されている動産を搬出し適正に処理すること。
４　措置の期限　令和８年10月31日
５　菊池市長による措置　所有者等が４の期限までに３の措置を行わないときは、法第22条第10項の規定により市長又は市長が命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、３の措置を行う。
６　動産等の取扱い　市長等が３の措置を行うときは、当該建築物及びその敷地に残置されている動産を撤去し処分する。
動産等について権利を主張しようとする者は、４の期限までに搬出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう通知すること。
７　問い合わせ先　菊池市役所防災交通課
電話0968-25-7203　ＦＡＸ0968-24-7222

会社その他の公告

解散公告
当社は、令和八年九月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十一日
札幌市中央区北一条西十八丁目二番地二一一四〇一号　　ＭＴＳ株式会社
代表清算人　小林　園子

解散公告
当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年十月二十一日
北海道川上郡標茶町川上十丁目二三番地
株式会社竹林不動産企画
代表清算人　竹林　義薫

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

札幌市東区北八条東四丁目一番二〇号

一般社団法人ＥＺＯＣＡみらい創造委員会

代表清算人　渡部　真也

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

札幌市豊平区美園六条二丁目一番一五―一〇三号

合同会社Ｖａｌｕｅ　Ｃｒｅａｔｅ

清算人　齊藤　円

解散公告

当社は、令和八年九月三十日に総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

岩手県盛岡市高松二丁目二六番六号

合同会社ＩＮＳＩＧＨＴ

代表清算人　ルテラ　デイビット　オウエン

解散公告

当法人は、令和八年九月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

札幌市東区北八条東四丁目一番二〇号

一般社団法人ＥＺＯＣＡみらい創造委員会

代表清算人　渡部　真也

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

仙台市泉区松森字沢目一八番地の一

有限会社丸敏材木店

清算人　島貫　智秀

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

山形県米沢市大町一丁目一番四五号

有限会社協働舎

代表清算人　鈴木　博志

解散公告

当社は、令和八年十月二十日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

山形県寒河江市大字寒河江字赤田六五番地の一

寒河江管財株式会社

代表清算人　矢口　浩二

解散公告

当認可地縁団体は、令和七年六月八日書面決議により解散いたしましたので、当認可地縁団体に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

福島県双葉郡大熊町大字子入野字向畑八番地

認可地縁団体大和久自治区

清算人　清水　正都

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

茨城県筑西市伊讃美九〇四番地二

有限会社エムティエム

清算人　伊東　元記

解散公告

当社は、令和八年五月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

埼玉県川口市西川口六丁目四―六第二荻島ビル二階―二三一号

和洋株式会社

代表清算人　唐　海虎

解散公告

当社は、令和八年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

埼玉県所沢市けやき台二丁目一二番地の一

合同会社ＶＩＮＧＨ―ＨＵＩＴ

清算人　道用　昌子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

埼玉県川越市松江町二丁目三番地三

特定非営利活動法人川越織物市場の会

清算人　小島　延夫

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

埼玉県川口市前上町一八番地二ＮＫ川口ビル三〇一

株式会社Ｎ．Ｅ．Ｏ

代表清算人　及川　望夢

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

埼玉県川口市鳩ヶ谷緑町一丁目三番地二

宮下ビル二〇一号室　株式会社伊東組

代表清算人　伊東　大樹

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

埼玉県越谷市大字南荻島一一七九番地六

有限会社真隆

清算人　鈴木　隆

解散公告

当社は、令和八年十月五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

埼玉県久喜市栗橋北一丁目一番八号

Ｎ＆Ａ合同会社

清算人　ファン・タン・シー

解散公告

当社は、令和八年九月三十日に総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

千葉県浦安市北栄三丁目二二番五―四〇一号

[illegible]

清算人　吉田　正行

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

千葉県大網白里市南横川三六一八番地九

鈴本建設株式会社

代表清算人　梨本　光江

解散公告

当社は、令和八年八月二十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

千葉県船橋市夏見台四―二〇―四五

合同会社ＴＳＵＭＵＧＵ

清算人　渡辺　織衣

解散公告

当社は、令和八年九月二日総社員の同意により解散致しましたので当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

千葉県松戸市本町一一番四の二九ビューハイツ六〇六号室

燕合同会社

清算人　笹原　啓弘

解散公告

当社は、令和二年八月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

千葉県市原市青柳六七五番地

株式会社ＡＹサービス

代表清算人　佐久間直宏

解散公告

当社は、令和八年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

千葉県船橋市旭町五丁目一番一八号

株式会社Ｄ＆Ｉインターナショナル

代表清算人　田部　邦彦

解散公告

当社は、令和八年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都渋谷区桜丘町一四番六号

株式会社アミューズメント産業出版

代表清算人　友井　一茂

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都渋谷区桜丘町三番二号ＳＡＫＵＲＡタワー一二〇二

株式会社Ｒｅｖｏ　Ｃｌｉｎｉｃすすきの

代表清算人　渡辺　一誠

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都墨田区両国二丁目一七番一七号両国ダイヤハイツ二〇二―Ｙ

悦道株式会社

代表清算人　陳　亜南

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都文京区本郷三丁目一二番六号

一般社団法人ＯＮＥ　ＦＵＫＵＤＡ

代表清算人　吉田　利一

解散公告

当社は、令和八年十月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

合同会社シバ

清算人　阪森真梨子

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がない場合は清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都千代田区神田錦町一丁目二一番一号

合同会社ＡＬＥＲＯ６９

清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都世田谷区梅ヶ丘二丁目二三番一九号

コーポミサキ二〇七　株式会社Ｌｉｖ Ｅｓｔａｔｅ

代表清算人　渡邊　涼介

解散公告

当社は、令和八年十月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都世田谷区祖師谷三丁目一七番二二三一六号

合同会社Ｍｉｙａｂｉ Ｃａｐｉｔａｌ Ｐａｒｔｎｅｒｓ

清算人　加藤　雅

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都練馬区立野町三一番二八―二〇四号

株式会社サメケン

代表清算人　石井　寿子

解散公告

当社は、令和八年九月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都大田区田園調布一丁目五番八号

株式会社ビジネスコミュニケーション社

代表清算人　桑畑　祐生

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都中野区中野五丁目六〇番八号フジヤビル三階

株式会社高島屋ユーライフコーポレーション

代表清算人　村形　紀子

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都中野区中央四丁目三一番一四号コーポふじ

株式会社佐藤企画

代表清算人　佐藤　馨一

解散公告

当社は、令和八年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都墨田区横川三丁目六番七号三―Ｂ室

ネオノヴァ株式会社

代表清算人　虞　炯

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都台東区浅草三丁目九番二号

株式会社ＣＳＣ

代表清算人　川本　健太

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都中央区銀座六丁目一四番八銀座石井ビル

株式会社ふかまる

代表清算人　佐藤沙織里

解散公告

当社は解散致しました。債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申し出下さい。期間内に申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ　合同会社ＵＢＬＡＮＣＨＥ

清算人　上原　英広

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都品川区北品川二丁目二七番八号

株式会社ＫＡＮＡＹＡＭＡ

代表清算人　金山　高士

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都千代田区神田三崎町二丁目一〇番一一号五Ａ―五　ＪＪＬ株式会社

代表清算人　趙　沛

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

ＫＯＪＩ―ＫＩＮ一般社団法人

代表清算人　中村　武

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

ＳＡＫＡＺＵＫＩ一般社団法人

代表清算人　中村　武

解散公告

当社は、令和八年十月五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都港区南青山五丁目一〇番五号青山ハイツ七〇五　合同会社タケムラプラン

清算人　竹村　洋子

解散公告

当監査法人は、解散いたしました。

つきましては、当監査法人に対して債権をお持ちの方は、本公告掲載の日の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右記期間内にお申し出がない場合は、清算から除斥いたします。

令和八年十月二十一日

東京都中央区日本橋人形町一丁目七番一〇号人形町ツカコシビル二階

誠国際監査法人

清算人　小川　浩

解散公告

当社は、令和八年十月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都港区港南四丁目六番四―三二〇八号

有限会社ジークロス

清算人　田中　孝典

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都千代田区岩本町二丁目五番四号

長谷川建装株式会社

代表清算人　長谷川　茂

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都新宿区新宿一丁目三六番二号新宿第七葉山ビル三Ｆ　合同会社Ｔｏｒａ―Ｄｏｒａ

清算人　土屋　裕太

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一五番一〇道玄坂１ハイツ四〇二号株式会社９課内

一般社団法人Ｗａｆｆｌｅ

代表清算人　田中沙弥果

解散公告

当社は、解散したので、債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都江戸川区北葛西二丁目三番一八号

イタキナ株式会社

代表清算人　秋永　将

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都港区三田一丁目一〇番一五号

株式会社新進維信

代表清算人　西村　優

解散公告

当社は、令和八年十月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都千代田区神田須田町二―一九―二三Ｄａｉｗａ秋葉原ビル二Ｆ

易歓美株式会社

代表清算人　孫　驕　鴻

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都中央区銀座一丁目一五番四号

株式会社よん

代表清算人　新井しおり

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都台東区台東一丁目二番九号大黒ビル三〇一

有限会社オニオン企画

代表清算人　山口　隆

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都新宿区須賀町四番地

丸正チェーン商事株式会社

代表清算人　飯塚　正彦

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

相模原市中央区相模原六―四―二〇長谷川ビル二〇一

ＨＧ合同会社

清算人　グエン・テイ・トウ・ハン

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

神奈川県横浜市神奈川区六角橋二丁目三番三号

有限会社川美せんべい

清算人　石川　清美

解散公告

当社は、令和八年九月三十日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

神奈川県横須賀市根岸町三丁目三番一六号

株式会社マリン

代表清算人　谷本　聖志

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

横浜市都筑区荏田東四丁目一八番四二号

株式会社スターナビゲーション

代表清算人　内海　洋一

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

横浜市神奈川区片倉二丁目五七番七号ロゼール片倉一〇一号

合同会社Ｆｉｃｕｓ

清算人　山中　陣以

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

山梨県南アルプス市藤田一九六番地九

有限会社ジャッセル

清算人　村松　廣義

解散公告

当社は、令和八年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

岐阜県土岐市泉森下町一丁目一〇番地

有限会社志田建築

清算人　志田　清隆

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

岐阜県可児市今渡四五六番地一

Ｐ．Ｏ．Ｗｏｒｋｓｈｏｐ株式会社

代表清算人　伊藤さつき

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

静岡県磐田市見付四九〇番地

株式会社伊藤商会

代表清算人　伊藤　一雄

解散公告

当法人は、令和八年九月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

静岡県掛川市杉谷一丁目八番二四号サンハイム和田二―Ａ

一般社団法人全日本ホームページ協会

代表清算人　松下　雅樹

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

静岡県島田市中河二〇四番地の六

有限会社植村熔接工業所

清算人　植村　照夫

解散公告

当法人は、令和八年九月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

静岡県三島市長伏一四七番地の一六

特定非営利活動法人ゆりかごつくり

清算人　山田　章雄

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

愛知県犬山市富岡新町五丁目四八番地

有限会社ミット

清算人　髙橋　清志

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

愛知県名古屋市西区宝地町二〇五番地

有限会社プロト

清算人　神野　正行

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

京都市右京区梅津堤下町六二番地

株式会社ステップ

代表清算人　太中理恵子

解散公告

当社は、令和八年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

京都府綾部市幸通り一一番地

アヤベックスジャパン株式会社

代表清算人　佐々木崇人

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年九月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

京都府久世郡久御山町栄二丁目一番地二一〇

株式会社イーツーラボ

代表清算人　高島　賢二

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年十月一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

京都府久世郡久御山町栄二丁目一番地二一〇

株式会社イー・スクエア

代表清算人　高島　賢二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

京都市左京区二条通川端東入三筋目大文字町一五八―二〇五

静子株式会社

代表清算人　大山　雅子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

大阪府大東市川中新町一五番五〇六号

有限会社ジェイアンドエヌシステムズ

清算人　平林　憲夫

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

大阪府枚方市養父丘二丁目七番一三号

特定非営利活動法人Ｈａｐｐｙ　Ｗａｎ

清算人　原　弥千代

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

大阪市都島区中野町四丁目三番六号Ｈ２Ｈ

大阪桜之宮邸三Ａ―二

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

大阪市中央区松屋町九番二〇号ローレルス

テート松屋町五〇七Ｂ

峻松株式会社

代表清算人　劉　克軍

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

大阪市北区天神橋二丁目五番一八号南森町センタービル三階三〇三号室

花言葉株式会社

代表清算人　胡　啓　貴

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

大阪市北区西天満三丁目五番一二号

荻野酒造株式会社

代表清算人　松井　隆行

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

大阪市西成区津守三丁目二―四四

Ｍｏｎｔｈ株式会社

代表清算人　大成　千恵

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

大阪市中央区鎗屋町二丁目二―一〇　三洋谷町ビル二〇一号室

ＡＰＡ株式会社

代表清算人　張　勝博

解散公告

当社は、令和八年六月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

兵庫県加古郡稲美町国安二丁目七二番地

有限会社設計事務所アドバン

清算人　市来　徹

解散公告

当社は、令和八年九月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

兵庫県豊岡市元町一〇番二号

株式会社遠藤商店

代表清算人　遠藤玄一郎

解散公告

当法人は、令和六年十二月十一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四九条第一項の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

神戸市須磨区平田町一丁目一番一六号

一般社団法人わくわくパスポート

代表清算人　八ケ代信行

解散公告

当社は、令和八年十月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

兵庫県明石市大久保町大窪一九二二番地の二

株式会社ハートパートナー

代表清算人　水田　考雄

解散公告

当社は、令和八年十月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

兵庫県尼崎市御園町三五―二F

近畿不動産リアルティ株式会社

代表清算人　森山　大希

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

鳥取県鳥取市青谷町青谷二一三番地の一

青谷紙器有限会社

清算人　髙橋　克己

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

岡山県倉敷市東塚二丁目一四番七号

有限会社双美宣伝

清算人　村上　金二

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年九月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

広島市中区幟町三―一第三山県ビル六階六〇一号

特定非営利活動法人中国キャリアコンサルタント研究会

清算人　畑中　一泰

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

山口県柳井市姫田一四番五四号

株式会社クラブリンクマネジメント

代表清算人　福田　敏勝

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

香川県高松市十川西町六八六番四

ＥＲ設計有限会社

代表清算人　東川　栄二

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

愛媛県松山市北斎院町四七七番地一

三森建設株式会社

代表清算人　山﨑　誠一

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

福岡市南区柏原六丁目六二番一三―一

有限会社加茂川

清算人　松本　千秋

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

福岡県飯塚市鯰田二五六七番地一三五

セオライド・テクノロジー株式会社

代表清算人　田原　良則

解散公告

当社は、令和八年九月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

福岡市早良区百道一丁目一八番二五号

株式会社シーフェス

代表清算人　野上　和弘

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

福岡県北九州市小倉北区木町二丁目一六番一二号

有限会社小池塗装

清算人　小池　麻子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

福岡市早良区高取二丁目二番一四号

合同会社アキエース

代表清算人　鮫島　真司

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

長崎県五島市坂の上一丁目二番一〇号

株式会社柏測量設計

代表清算人　柏　和政

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

大分県竹田市大字竹田一八九九番地七

有限会社唐橋商店

清算人　唐橋千賀子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

大分県大分市青崎二丁目一番三七号

有限会社釣具の山下

清算人　山下　和男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地一〇六

有限会社林田紙商店

清算人　林田　恭一

解散公告（第一回）

当法人は、社員総会の決議並びに長野県知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

長野県安曇野市堀金烏川二五八一番地

医療法人米倉医院

清算人　米倉　博之

解散公告（第一回）

当組合は、解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

大阪府守口市八雲東町一丁目一〇番一二号

パナソニックエンターテインメント&コミュニケーション労働組合

清算人　中村　勇

解散公告（第二回）

当法人は、社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、令和八年十月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

埼玉県朝霞市西弁財二丁目六番三四号ヴィラクレールⅡ一階

医療法人高志会

清算人　廣瀬　久忠

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

東京都府中市白糸台四丁目三九番二号

学校法人府中佼成学園

清算人　橋本　正晴

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年六月二十二日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

三重県熊野市井戸町字松原五六八番地一

宗教法人徐福廟

清算人　山田　英男

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年五月三十一日開催の社員総会の決議並びに長崎県知事の認可により、令和八年九月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

長崎県佐世保市権常寺町一一〇一番地三三

医療法人鶴清会シミズ小児歯科クリニック

清算人　清水　保

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年九月十日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

熊本県熊本市中央区本荘六丁目一二番一四号

医療法人阿部内科医院

清算人　鈴木　保子

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年九月十日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

北海道北見市本町四丁目二番九号

医療法人社団小西歯科医院

清算人　小西　慶明

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年六月十日開催の社員総会の決議並びに福島県知事の認可により令和八年九月十六日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

福島県福島市御山町七番一九号

医療法人大桶歯科医院

清算人　大桶　志延

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年七月十八日をもって診療所を廃止したことに伴い、令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

横浜市戸塚区吉田町三〇〇〇番地七木村屋ビル一階

医療法人社団彩清会中島歯科医院

清算人　中島　彩登

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年十月九日神奈川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

神奈川県高座郡寒川町田端一一八〇番地

寒川町田端西地区土地区画整理組合

代表清算人　大谷　光昭

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年九月三十日、社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

福井県敦賀市平和町七番三号

医療法人松田マタニティクリニック

清算人　松田　公代

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

兵庫県西宮市与古道町一番三七号

医療法人ほまれ（譽）会（財団）

清算人　櫻井　眞美

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年五月一日開催の社員総会の決議並びに広島県知事の認可により、令和八年九月十七日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

広島県安芸郡海田町南大正町三番二五号

医療法人社団真琴会

清算人　兼重　鉄也

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年九月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

広島市中区上八丁堀五番五―一〇五

医療法人北原会

清算人　原田　能之

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

宮崎県延岡市本町二丁目三番地五

医療法人社団戸島クリニック

清算人　戸島　信夫

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

宮崎県えびの市大字向江五〇六番地

医療法人黎明会

清算人　黒木富士子

解散公告（第三回）

当法人は、社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十一日

沖縄県中頭郡北中城村字瑞慶覧六四六番地

医療法人眞心会

清算人　名城　眞治

清算人　名城喜與子

清算人　原　俊雄

第十五期決算公告

令和八年六月三十日現在

貸借対照表の要旨

（単位・千円）

資産の部

流動資産	二、四七〇
固定資産	八〇、九八一
合計	八三、四五一
負債及び純資産の部	
流動負債	二〇六
固定負債	七〇、〇〇〇
株主資本	一三、二四五
資本金	一〇、〇〇〇
利益剰余金	三、二四五
その他利益剰余金	三、二四五
（当期純利益）	（四〇三）
合計	八三、四五一

令和八年十月二十一日

愛知県半田市東本町二丁目三〇番地

株式会社国盛コーポレーション

第二十二期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

（単位・千円）

資産の部

負債及び正味財産の部	六、四五五
負債の部計	二、五四五
正味財産の部計	三、九〇九
負債及び正味財産の部計	六、四五五

令和八年六月三十日

兵庫県姫路市井ノ口三三二番地の五

特定非営利活動法人日本福祉活動センター

理事　筒井　弘

第一四期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

（単位・円）

資産の部

負債及び正味財産の部	一七、六六九、一八五
負債の部計	六、一五八、三三〇
正味財産の部計	一一、五一〇、八五五
負債及び正味財産の部計	一七、六六九、一八五

令和八年十月二十一日

佐賀県佐賀市兵庫南一丁目一〇番四号

特定非営利活動法人　若杉会

理事　荒木　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市春光五区二条二丁目二八一番地、最後の住所北海道旭川市春光三条七丁目五番三二号　被相続人　亡　木村　孝志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十一日

事務所北海道旭川市末広四条六丁目七番八号　弁護士法人千葉総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　櫻井　航

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県能代市向能代字上野越一一一番地一、最後の住所秋田県能代市落合字上釜谷地二四〇番地二　被相続人　亡　赤塚　広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十一日

秋田県能代市通町九番四八号大丸ビル一階

のしろ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　岩崎　康宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区王子四丁目二九番地、最後の住所埼玉県川口市上青木西一丁目三番二七―五〇三号　秀和川口青木町レジデンス

被相続人　亡　島　永幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十一日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二―一―一六

浦和大熊ビル六階弁護士法人田島・佐世法律事務所

相続財産清算人　弁護士　井合　翼

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県坂戸市大字多和目五〇四番地、最後の住所埼玉県川越市大字木野目二五二番地一二　被相続人　亡　田中　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十一日

埼玉県川越市元町一丁目九番一九川越元町法律事務所

相続財産清算人　弁護士　井上　拓耶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野七四六番地三七、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　石川　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十一日

埼玉県越谷市弥生町一番四号越谷弥生ビル七階ポプラ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　岡本　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市本町五丁目三五四番地一、最後の住所埼玉県川口市北原台二丁目一三番六―四〇五号モア・ステージ東川口

被相続人　亡　嶋田　芳弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十一日

埼玉県さいたま市浦和区高砂一―二―一エイペックスタワー浦和中央館一〇七号室阿部高明法律事務所

相続財産清算人　弁護士　阿部　高明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市川崎区京町二丁目二二番、最後の住所千葉県茂原市六ツ野三七五七番地一二　被相続人　亡　内山　謙一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十一日

千葉県市中央区長洲一丁目三二番三号IZUMI03ビル一〇二号室　本千葉みらい法律事務所

相続財産清算人　弁護士　中村　恒平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区森下三丁目一〇番、最後の住所東京都府中市住吉町一丁目六二番地の一モリス中河原五〇三　被相続人　亡　石井　賢吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十二日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十一日

事務所東京都八王子市明神町二丁目二七番六号文秀ビル五階　弁護士法人ひまわりパートナーズ　八王子ひまわり法律事務所

相続財産清算人　弁護士　大山　晃平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区清水町一三番地、最後の住所東京都板橋区清水町一三番七号
被相続人　亡　市川　隆一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十二日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十一日
東京都千代田区神田司町二丁目八番地四吹田屋ビル七階　あぽろ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　森田　憲右

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区南砂二丁目一六番地一四、最後の住所東京都江東区南砂二丁目三番八―一〇一二号
被相続人　亡　石井　正幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十二日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十一日
事務所東京都港区新橋一丁目一八番一三号
杉村ビル七階　井野法律事務所
相続財産清算人　弁護士　井野　直幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県古河市柳橋六七八番地五五、最後の住所横浜市鶴見区鶴見中央二丁目六番二四―三〇六号
被相続人　亡　萩原　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十一日
横浜市中区本町一―五―二ロワレール横浜本町三〇二
相続財産清算人　弁護士　井上　浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市幸区小向仲野町一五番、最後の住所川崎市幸区小向仲野町一五番一号小向厩舎A1―二〇一
被相続人　亡　池田　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十一日
神奈川県川崎市多摩区登戸三二九三番地三フェリシア多摩二階　多摩麻生法律事務所
相続財産清算人　弁護士　石野百合子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市八幡西区永犬丸東町三丁目一〇番、最後の住所岐阜県美濃加茂市太田町二五九一番地一朝日プラザ（ステーションコア）七一一号室
被相続人　亡　甲利　秋生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十二日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十一日
事務所岐阜県美濃加茂市太田町一九四〇―一八アルゴビル一階　みのかも法律事務所
相続財産清算人　弁護士　林　真由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県各務原市前渡西町七九四番地一、最後の住所岐阜県各務原市鵜沼朝日町三丁目一五番地一スカイゲートⅡ二〇一
被相続人　亡　足立　惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月八日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十一日
岐阜市鹿島町一―三〇　いちい法律事務所
相続財産清算人　弁護士　飯沼　敦朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県桑名郡木曽岬町大字源緑輪中三三六番地、最後の住所愛知県名古屋市南区中割町一丁目三五番地の二　なごやの家中割西
被相続人　亡　三輪　巧

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十一日
名古屋市中区丸の内一―一三―一一ジャルダン桜橋四Ｂ　圭法律事務所
相続財産清算人　弁護士　水野　圭助

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県桑名市大字東方二番地一五、最後の住所三重県桑名市大字矢田一五〇番地二（五二街区六）
被相続人　亡　藪谷　佳香

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十一日
三重県四日市市安島一丁目二番二七号ジェックSビル二階あおば総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　吉田すみ江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市右京区京北鳥居町床波一番地、最後の住所京都市右京区京北鳥居町床波一番地
被相続人　亡　藤野みどり

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十一日
京都市中京区中町通夷川上ル鉾田町二八八
相続財産清算人　弁護士　橋本弥江子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区経堂二丁目一九四番地、最後の住所大阪市城東区森之宮二丁目一番四九号
被相続人　亡　福村美恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十一日
大阪市北区西天満四丁目四番一二号近藤ビル四階
相続財産清算人　弁護士　瀬川　武生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東住吉区駒川四丁目一四番地、最後の住所大阪市西区新町一丁目二二番一七号上田コーポ五〇三号
被相続人　亡　丸岡　豊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十一日
大阪市西区江戸堀一―二―一一大同生命南館一一階
相続財産清算人　弁護士　根岸　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市東佐多町三一三一番地、最後の住所兵庫県尼崎市西難波町三丁目二二番一四号
被相続人　亡　中野　幸造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十一日
兵庫県西宮市和上町五番七号ホワイエ西宮ビル亀若法律事務所
相続財産清算人　弁護士　亀若　浩幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県佐用郡佐用町大木谷三三二番地、最後の住所岡山県都窪郡早島町早島二一九五番地
被相続人　亡　山村　典生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十一日
岡山県都窪郡早島町早島二六九番地一三
相続財産清算人　司法書士　冨山　直司

第２期決算公告

令和８年10月21日
宮城県白石市大鷹沢大町字大門畑95番地13
エレフォーミングテクノロジー株式会社
代表取締役　髙島　圭介

貸借対照表の要旨

（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,409
	固定資産	171
	合計	3,580
負債及び純資産の部	流動負債	678
	固定負債	972
	株主資本	1,930
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,069
	その他利益剰余金	△1,069
	（うち当期純損失）	(1,839)
	合計	3,580

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市玉島柏島五八八六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　西　政高

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十一日

岡山県倉敷市松島五六三番地　相続財産清算人　弁護士　近藤　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市東川口町三丁目五一八番地、最後の住所岡山県岡山市中区土田一六九番地一五　被相続人　亡　洲崎　是子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十一日

岡山県岡山市北区富田町一―五―六　志水ビル三〇一号　相続財産清算人　弁護士　原田　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市向東町八五八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　兼　明雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十三日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十一日

広島県尾道市土堂一丁目一〇番一三号レイクス尾道ビル五階山脇・山内法律事務所　相続財産清算人　弁護士　山脇　将司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県阿南市羽ノ浦町岩脇町筋五二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　賓城百代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十一日

徳島県阿南市富岡町玉塚二一　里美ビル二階北側　相続財産清算人　弁護士　住吉　昭二

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　並木　將武　最後の住所　東京都板橋区志村町二ノ六の五　早川常吉方　生年月日　昭和十九年五月二十日

二　供託所　千葉地方法務局

三　供託番号　令和八年度金第二〇九三号

四　供託金額　六六一、六二八円

五　裁判所　千葉家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和六年（家）第三〇一三七号

令和八年十月二十一日

千葉市中央区中央三丁目九番一六号大樹生命千葉中央ビル八階　千葉市民協同法律事務所　不在者財産管理人　弁護士　山本　拓也

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　山本　春信　住所　不詳（不動産登記記録上の住所）東京都小金井市貫井北町四丁目七八〇番地　生年月日　不詳

二　供託所　東京法務局八王子支局

三　供託番号　令和八年度金第八七六号

四　供託金額　三十四万八千七百円

五　裁判所　東京家庭裁判所立川支部

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和八年（家）第九五〇四九号

令和八年十月二十一日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル二階八王子中央法律事務所　不在者財産管理人　弁護士　大久保康裕

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　被相続人　鎌田セツ子　最後の住所　山形県村山市楯岡中町五番一一四号　生年月日　昭和八年三月一日　死亡年月日　令和五年十一月十一日

二　供託所　山形地方法務局

三　供託番号　令和八年度金第三百六十四号

四　供託金額　六十七万五千四百十二円

五　裁判所　山形家庭裁判所

六　事件名　相続財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和六年（家）第二〇二九号

令和八年十月二十一日

山形市城北町一丁目三番一七号　五十嵐法律事務所　相続財産管理人　弁護士　青柳　紀子

無縁墳墓等改葬公告

墓地区画整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

令和八年十月二十一日

一　墳墓等所在地　栃木県足利市小曽根町二四二　墳墓等の名称　永宝寺墓地・塩田家先祖代々之墓・徳峰義賢居士謙道妙徳大姉　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳　改葬を行おうとする者　栃木県足利市小曽根町二四二　宗教法人永宝寺　代表役員　髙木　玲

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

令和八年十月二十一日

一、墳墓等所在地　兵庫県伊丹市伊丹一丁目一五番二号　宗教法人荒村寺　一、墳墓等の名称　荒村寺墓地　一、区画番号及び墓地使用者　七九　中岡繁雄　中岡志津江　一、死亡者の本籍及び氏名　不詳　中岡繁雄　中岡志津江　一、改葬を行おうとする者　兵庫県伊丹市伊丹一丁目一五番二号　宗教法人荒村寺代表役員住職　福田　智道

第20期決算公告　令和８年９月30日

東京都足立区花畑六丁目12番４―503号

株式会社夢の本棚社

代表取締役　吉野　克彦

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,465
	固定資産	54
	資産合計	4,519
負純資産の債及び部	流動負債	5,324
	負債合計	5,324
	株主資本	△804
	資本金	1,250
	利益剰余金	△2,054
	その他利益剰余金	△2,054
	（うち当期純損失）	(405)
	純資産合計	△804
	負債・純資産合計	4,519

第38期決算公告

令和８年10月21日

東京都練馬区栄町17番14号

株式会社水入エンタープライズ

代表取締役　篠　明江

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	76,728
	固定資産	147,893
	合計	224,621
負純資産の債及び部	流動負債	114,973
	固定負債	46,609
	株主資本	63,039
	資本金	5,000
	利益剰余金	58,039
	その他利益剰余金	58,039
	（うち当期純利益）	(14,967)
	合計	224,621

第１期決算公告　令和８年10月21日

東京都江戸川区西葛西五丁目２番３号

メインマーク・ホールディングス株式会社

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	25,919
	固定資産	5,851,645
	繰延資産	7,727
	資産合計	5,885,291
負純資産の債及び部	流動負債	610,732
	固定負債	3,225,250
	株主資本	2,049,308
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,300,000
	資本準備金	1,199,950
	その他資本剰余金	1,100,050
	利益剰余金	△350,691
	その他利益剰余金	△350,691
	（うち当期純損失）	(350,691)
	負債・純資産合計	5,885,291

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

令和８年10月21日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①株式会社スマートカレッジ　②第３種旅行業　③北海道知事登録旅行業第３－958号　④株式会社スマートカレッジ　札幌市北区北８条西１丁目３ＯＮＥ札幌ステーションタワー4010　代表取締役　佐伯輝明　⑤本社営業所　札幌市北区北８条西１丁目３ＯＮＥ札幌ステーションタワー4010　⑥令和８年５月29日　⑨令和８年９月17日　⑩300万円　⑪北海道知事　⑫札幌市北区北８条西１丁目３ＯＮＥ札幌ステーションタワー4010　株式会社スマートカレッジ　代表取締役　佐伯輝明

Ｂ　①天童予約センター　②地域限定旅行業務　③山形県知事登録旅行業地域－283号　④山川晃市　山形県天童市南町二丁目７番24号　⑤天童予約センター　山形県天童市南町二丁目7番24号　⑥平成29年２月21日　⑧令和8年9月25日　⑩100万円　⑪山形県知事　⑫山形県天童市南町二丁目７番24号　山川晃市

Ｃ　①株式会社ラグジュリーク　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－9004号　④株式会社ラグジュリーク　東京都港区六本木七丁目７番７号　代表取締役　眞野直美　⑤本店　東京都港区六本木七丁目７番７号　⑥令和８年７月16日　⑨令和８年９月25日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区六本木七丁目７番７号　株式会社ラグジュリーク　代表取締役　眞野直美

Ｂ　①株式会社バケットリストリゾート　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－8157号　④株式会社バケットリストリゾート　東京都世田谷区北沢二丁目10番８号ユナイテッドビル２階201号室　代表取締役　菅野信数　⑤本店　東京都世田谷区北沢二丁目10番８号ユナイテッドビル２階201号室　⑥令和３年12月２日　⑧令和８年９月25日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都世田谷区北沢二丁目10番８号ユナイテッドビル２階201号室　株式会社バケットリストリゾート　代表取締役　菅野信数

Ｂ　①株式会社ダイナムビジネスサポート　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－8243号　④株式会社ダイナムビジネスサポート　東京都葛飾区金町六丁目５番８号　代表取締役　松岡大成　⑤本社　東京都葛飾区金町６－５－８ダイナム金町ビル６Ｆ　⑥令和４年８月18日　⑧令和８年９月18日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都葛飾区金町六丁目５番８号　株式会社ダイナムビジネスサポート　代表取締役　松岡大成

Ｂ　①株式会社ＳＣＡ　Ｊａｐａｎ　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－1293号　④株式会社ＳＣＡ　Ｊａｐａｎ　神奈川県横浜市神奈川区台町17番地１　マストビル９階Ｅ３　代表取締役　セバスティアーノ・レッジョ　⑤本店　神奈川県横浜市神奈川区台町17番地１　マストビル９階Ｅ３　⑥令和７年６月10日　⑧令和８年８月31日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫神奈川県横浜市神奈川区台町17番地１　マストビル９階Ｅ３　株式会社ＳＣＡ　Ｊａｐａｎ　代表取締役　セバスティアーノ・レッジョ

Ｂ　①旅企画　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－3113号　④藤川修身　大阪府枚方市印田町60番28号　⑤本社営業所　大阪府枚方市印田町60番28号　⑥令和４年５月11日　⑧令和８年９月４日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府枚方市印田町60番28号　藤川修身

Ｂ　①ジェーピーツアーズ　②第３種旅行業　③兵庫県知事登録旅行業第３－839号　④ジェーピーツアーズ　兵庫県芦屋市南浜町２番12号　⑤ジェーピーツアーズ　兵庫県芦屋市南浜町２－12　⑥令和５年２月21日　⑧令和８年２月４日　⑩300万円　⑪兵庫県知事　⑫兵庫県芦屋市南浜町２番12号　ジェーピーツアーズ

Ｃ　①トライアルツアーズ　②第２種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第２－1048号　④株式会社トライアルツアーズ　福岡県福岡市東区多の津１－12－２　代表取締役　金堀宏宣　⑤宮若営業所　福岡県宮若市乙野667－３　⑥令和７年９月25日　⑨令和８年６月９日　⑩1100万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県福岡市東区多の津１－12－２　株式会社トライアルツアーズ　代表取締役　金堀宏宣

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第51条第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第51条第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第48条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

令和８年10月21日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

A　①株式会社ペンチャーリパブリック　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－7558号　④株式会社ペンチャーリパブリック　東京都港区南青山三丁目５番２号南青山第一韮澤ビル３階　代表取締役　柴田啓　⑤本社営業所　東京都港区南青山三丁目５番２号南青山第一韮澤ビル３階　⑥平成30年４月26日　⑦令和８年９月８日　⑧220万円　⑨1100万円

以上１件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　原　優二

A　①株式会社澳林吉トラベル・ジャパン　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－7115号　④株式会社澳林吉トラベル・ジャパン　東京都台東区台東二丁目10番７号　代表取締役　李輝　⑤本社営業所　東京都台東区台東二丁目10番７号ＧＯＧ１ビル201　⑥平成27年12月１日　⑦令和８年９月10日　⑧60万円　⑨300万円

A　①株式会社フェアトラベルジャパン　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－7638号　④株式会社フェアトラベルジャパン　東京都渋谷区富ヶ谷二丁目41番12号富ヶ谷小川ビル２階　代表取締役　高斗煥　⑤本社営業所　東京都渋谷区富ヶ谷二丁目41番12号富ヶ谷小川ビル２階　⑥平成30年９月６日　⑦令和８年８月28日　⑧220万円　⑨1100万円

以上２件

東京都港区赤坂４丁目２番19号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　近藤　幸二

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年10月21日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①森ビル・インベストメントマネジメント株式会社　②東京都知事(5)81587　③代表取締役　山本博之　④東京都港区赤坂１丁目12番32号　廃止した従たる事務所　東京都港区六本木六丁目７番６号　⑤500万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区赤坂１丁目12番32号　森ビル・インベストメントマネジメント株式会社　代表取締役　山本博之

①株式会社ＷＢＳ　②静岡県知事(1)014846　③代表取締役　内藤康夫　④静岡県浜松市中央区東伊場二丁目６番９号　⑤1000万円　⑥静岡県知事　⑦静岡県浜松市中央区東伊場二丁目６番９号　株式会社ＷＢＳ　代表取締役　内藤康夫

決算公告

令和８年10月21日
東京都港区芝公園一丁目３－８
苔香園ビル５階
Ｊ２Ｂ株式会社
代表取締役　金　廷均

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	659,660
	固定資産	82,186
	資産合計	**741,847**
負純資債及産のび部	流動負債	447,267
	固定負債	170,754
	株主資本	123,825
	資本金	30,000
	資本剰余金	70,617
	資本準備金	70,617
	利益剰余金	23,208
	その他利益剰余金	23,208
	（うち当期純利益）	(670)
	負債・純資産合計	**741,847**

第11期決算公告

令和８年10月21日
東京都世田谷区桜丘三丁目37番12号
株式会社いづな
代表取締役　新井　英資

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	41,433
	固定資産	1,463
	資産合計	**42,896**
負純資債及産のび部	流動負債	10,183
	負債合計	**10,183**
	株主資本	32,713
	資本金	3,000
	利益剰余金	29,713
	その他利益剰余金	29,713
	（うち当期純利益）	(3,860)
	純資産合計	**32,713**
	負債・純資産合計	**42,896**

第19期決算公告

令和８年10月21日
東京都港区虎ノ門一丁目10番５号
ＫＤＸ虎ノ門一丁目ビル
ジェットスターホリデーズ株式会社
代表取締役　横田　敏章

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	444,392
	資産合計	**444,392**
負純資債及産のび部	流動負債	236,797
	株主資本	207,595
	資本金	45,600
	利益剰余金	161,995
	その他利益剰余金	161,995
	（うち当期純利益）	(5,243)
	負債・純資産合計	**444,392**

第１期決算公告

令和８年10月21日
石川県金沢市広岡２丁目12番６号
株式会社金沢サムライズ
代表取締役　西出　光

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	75,079
	固定資産	332,606
	資産合計	**407,685**
負純資債及産のび部	流動負債	11,877
	固定負債	16,127
	株主資本	379,681
	資本金	204,750
	資本剰余金	174,750
	資本準備金	174,750
	利益剰余金	181
	その他利益剰余金	181
	（うち当期純利益）	(181)
	負債・純資産合計	**407,685**

第57期決算公告

令和８年10月21日
東京都千代田区神田駿河台二丁目８番
株式会社野田学園
代表取締役　伊藤　誠

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	701
	固定資産	49
	資産合計	**751**
負純資債及産のび部	流動負債	220
	（賞与引当金）	(2)
	固定負債	18
	（退職給付引当金）	(11)
	株主資本	513
	資本金	40
	利益剰余金	473
	利益準備金	20
	その他利益剰余金	453
	（うち当期純利益）	(104)
	負債・純資産合計	**751**

第50期決算公告

令和８年10月21日
名古屋市中区栄三丁目13番６号
株式会社愛知友の会
代表取締役　牧野　秀紀

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,241
	固定資産	1,840,330
	合計	**1,848,571**
負純資債及産のび部	流動負債	5,233
	固定負債	1,797,736
	株主資本	45,601
	資本金	20,000
	資本剰余金	20,000
	利益剰余金	5,601
	その他利益剰余金	5,601
	（うち当期純利益）	(1,415)
	合計	**1,848,571**

第 7 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 21 日
京都市中京区壬生西桧町17番地２
株式会社ＯｐＥＬ.
代表取締役　宿野　秀晴

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,415
	固定資産	80
	合計	2,495
負債純資産及び部	流動負債	4,841
	株主資本	△2,346
	資本金	1,000
	利益剰余金	△3,346
	その他利益剰余金	△3,346
	（うち当期純損失）	(3,387)
	合計	2,495

第 23 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 21 日
京都市中京区壬生西桧町17番地２
Ｍｅｄｉｃｏ－ｔｅｃ株式会社
代表取締役　宿野　秀晴

貸借対照表の要旨
（令和８年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	103,721
	固定資産	4,042
	合計	107,763
負債純資産及び部	流動負債	12,805
	固定負債	57,572
	株主資本	37,386
	資本金	3,000
	利益剰余金	34,386
	その他利益剰余金	34,386
	（うち当期純利益）	(2,377)
	合計	107,763

第 58 期決算公告

令和８年10月21日
愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字久保田41
株式会社田中組
代表取締役　田中　伸昭

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	467,453
	固定資産	256,452
	合計	723,906
負債純資産及び部	流動負債	186,021
	固定負債	6,158
	株主資本	531,726
	資本金	20,000
	利益剰余金	514,576
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	509,576
	（うち当期純利益）	(42,714)
	自己株式	△2,850
	合計	723,906

第 10 期決算公告

令和８年９月29日
福岡県福岡市西区石丸四丁目５番53号
メーカーズグループ株式会社
代表取締役　白井　剛

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	112,129
	固定資産	118,416
	合計	230,544
負債純資産及び部	流動負債	170,691
	固定負債	23,401
	株主資本	36,452
	資本金	20,000
	資本剰余金	41,060
	資本準備金	41,060
	利益剰余金	△24,608
	その他利益剰余金	△24,608
	（うち当期純利益）	(15,345)
	合計	230,544

第 64 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 21 日
広島市安佐南区川内六丁目26番４号
大邦テクノプラント株式会社
代表取締役　桑原　浩

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	728,536
	固定資産	172,678
	合計	901,214
負債純資産及び部	流動負債	519,734
	固定負債	115,492
	株主資本	265,987
	資本金	30,000
	利益剰余金	235,987
	利益準備金	2,380
	その他利益剰余金	233,607
	（うち当期純利益）	(8,713)
	合計	901,214

第 49 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 21 日
大阪府八尾市八尾木三丁目７番地
富士ハイツ株式会社
代表取締役　平尾　貴英

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	20,981
	固定資産	22,994
	合計	43,976
負債純資産及び部	流動負債	823
	固定負債	7,891
	株主資本	35,261
	資本金	10,000
	利益剰余金	25,261
	利益準備金	700
	その他利益剰余金	24,561
	（うち当期純損失）	(489)
	合計	43,976

第 5 期決算公告

令和８年10月21日
福岡市中央区天神四丁目１番37号
株式会社アイキューブドベンチャーズ
代表取締役　山形　修功

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	52,455
	固定資産	4,166
	合計	56,622
負債純資産及び部	流動負債	18,073
	株主資本	38,220
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	18,220
	その他利益剰余金	18,220
	（うち当期純利益）	(3,531)
	評価・換算差額等	328
	合計	56,622

第 10 期 決 算 公 告

令和８年９月 29 日
福岡県福岡市西区石丸四丁目５番53号
株式会社リーディットシステム
代表取締役　南　敬之

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	41,474
	固定資産	21,819
	合計	63,293
負債純資産及び部	流動負債	38,816
	固定負債	260
	株主資本	24,218
	資本金	30,000
	利益剰余金	△5,782
	その他利益剰余金	△5,782
	（うち当期純利益）	(14,248)
	合計	63,293

第 35 期決算公告

令和８年９月29日
福岡県福岡市西区石丸四丁目５番53号
株式会社メーカーズ
代表取締役社長　白井　剛

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,550,884
	固定資産	1,497,624
	合計	4,048,508
負債純資産及び部	流動負債	2,867,698
	固定負債	1,062,306
	株主資本	121,958
	資本金	41,060
	資本剰余金	17,560
	利益剰余金	63,338
	その他利益剰余金	63,338
	（うち当期純利益）	(73,055)
	評価・換算差額等	△3,454
	合計	4,048,508

第 20 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 21 日
栃木県足利市山川町691番地１
ファーレン栃木南株式会社
代表取締役　相川　拓海

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,185
	固定資産	366
	資産合計	1,552
負債純資産及び部	流動負債	798
	賞与引当金	5
	固定負債	486
	株主資本	268
	資本金	50
	利益剰余金	218
	その他利益剰余金	218
	（うち当期純利益）	(2)
	負債・純資産合計	1,552

第 12 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 21 日
札幌市東区東苗穂五条二丁目６番10号
ＭＩＤ不動産株式会社
代表取締役　相川　政二

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	474
	固定資産	1,554
	繰延資産	1
	資産合計	2,030
負債純資産及び部	流動負債	367
	固定負債	1,565
	株主資本	98
	資本金	9
	利益剰余金	88
	その他利益剰余金	88
	（うち当期純利益）	(4)
	負債・純資産合計	2,030

第 5 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 21 日
札幌市中央区南十六条西十丁目２番20号
株式会社中央不動産
代表取締役　相川　政二

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	22
	固定資産	0
	繰延資産	3
	資産合計	25
負債純資産及び部	流動負債	76
	固定負債	13
	株主資本	△63
	資本金	10
	利益剰余金	△73
	その他利益剰余金	△73
	（うち当期純損失）	(23)
	負債・純資産合計	25

第24期決算公告　令和８年10月21日
東京都港区芝浦三丁目１番１号
株式会社エグゼクション
代表取締役社長　山本　進
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	705,314
	固定資産	14,818
	資産合計	720,133
負純資産及び部	流動負債	196,543
	賞与引当金	1,498
	株主資本	523,590
	資本金	80,000
	資本剰余金	80,000
	その他資本剰余金	80,000
	利益剰余金	363,590
	利益準備金	1,900
	その他利益剰余金	361,690
	（うち当期純利益）	(80,475)
	負債・純資産合計	720,133

第13期決算公告　令和８年10月21日
東京都港区芝浦三丁目１番１号ｍｓｂＴａｍａｃｈｉ田町ステーションタワーＮ31Ｆ
株式会社八興システムズ
代表取締役社長　熊澤　隆之
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	140,113
	固定資産	19,319
	資産合計	159,432
負純資産及び部	流動負債	71,750
	固定負債	4,970
	株主資本	82,712
	資本金	10,000
	利益剰余金	72,712
	その他利益剰余金	72,712
	（うち当期純利益）	(930)
	負債・純資産合計	159,432

第25期決算公告　令和８年10月21日
埼玉県蓮田市西新宿五丁目147番地
株式会社ＭＩＤ
代表取締役　相川　政二
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	7,931
	固定資産	3,539
	資産合計	11,470
負純資産及び部	流動負債	7,759
	賞与引当金	53
	固定負債	2,849
	株主資本	861
	資本金	30
	利益剰余金	831
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	824
	（うち当期純利益）	(29)
	負債・純資産合計	11,470

第１期決算公告　2026年10月21日
東京都千代田区有楽町一丁目１番２号
ＥＹラーニング・マスターズ株式会社
代表取締役　鵜澤慎一郎
貸借対照表の要旨（2026年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	177,318
	固定資産	165,440
	資産合計	342,758
負純資産及び部	流動負債	161,595
	賞与引当金	3,602
	原状回復費引当金	9,420
	固定負債	287,387
	退職給付引当金	54,322
	株主資本	△106,224
	資本金	10,000
	利益剰余金	△116,224
	その他利益剰余金	△116,224
	（うち当期純損失）	(116,224)
	負債・純資産合計	342,758

第86期決算公告　令和８年10月21日
東京都八王子市台町二丁目15番20号
東京セメント工業株式会社
代表取締役　松﨑　秀雄
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,334,630
	固定資産	1,631,827
	繰延資産	660
	資産合計	2,967,118
負純資産及び部	流動負債	1,771,319
	固定負債	539,546
	退職給付引当金	30,553
	株主資本	656,252
	資本金	100,000
	資本剰余金	22,964
	利益剰余金	533,287
	その他利益剰余金	533,287
	（うち当期純損失）	(3,246)
	負債・純資産合計	2,967,118

第24期決算公告
令和８年９月25日
東京都港区虎ノ門一丁目23番１号
エイアイエムコンサルティング株式会社
代表取締役　奥川　透
貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	286,529
	固定資産	43,427
	合計	329,957
負純資産及び部	流動負債	36,417
	固定負債	10,450
	株主資本	283,090
	資本金	25,308
	利益剰余金	257,781
	その他利益剰余金	257,781
	（うち当期純利益）	(10,415)
	合計	329,957

第10期決算公告
令和８年10月21日
東京都中央区銀座七丁目３番５号
株式会社ＭＩＤネットワーク
代表取締役　相川　政二
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	589
	固定資産	22
	資産合計	611
負純資産及び部	流動負債	801
	株主資本	△190
	資本金	30
	資本剰余金	189
	その他資本剰余金	189
	利益剰余金	△410
	その他利益剰余金	△410
	（うち当期純損失）	(75)
	負債・純資産合計	611

第５期決算公告
令和８年10月21日
東京都世田谷区深沢一丁目37番６号
株式会社ＩＲＣ２
代表取締役　田中　修治
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	31
	固定資産	2,779
	繰延資産	0
	合計	2,811
負純資産及び部	流動負債	31
	固定負債	2,897
	株主資本	△118
	資本金	1
	利益剰余金	△119
	その他利益剰余金	△119
	（うち当期純損失）	(72)
	合計	2,811

第12期決算公告　令和８年10月21日
東京都千代田区丸の内二丁目３番２号
ＩＦＭインベスターズ・ジャパン・ピーティーワイ・リミテッド
在日代表　取締役　正田　雄二
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	308,580
	固定資産	63,825
	資産合計	372,405
負純資産及び部	流動負債	143,931
	固定負債	28,125
	株主資本	200,349
	資本金	20,369
	利益剰余金	179,980
	その他利益剰余金	179,980
	（うち当期純利益）	(45,427)
	負債・純資産合計	372,405

第37期決算公告
令和８年10月21日
東京都港区虎ノ門三丁目５番１号
株式会社キューエイチ・インターナショナル
代表取締役　ダニエル・バネンス
貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	401,554	流動負債	64,059
固定資産	23,296	固定負債	23,390
		退職給与引当金	20,853
		有給休暇引当金	2,536
		株主資本	337,401
		資本金	70,000
		利益剰余金	267,401
		利益準備金	17,500
		その他利益剰余金	249,901
		（うち当期純利益）	(15,061)
資産合計	424,850	負債・純資産合計	424,850

第15期決算公告
令和８年10月21日
東京都港区虎ノ門一丁目10番５号ＫＤＸ虎ノ門一丁目ビル
ジェットスター・インターナショナル・グループ・ジャパン株式会社
代表取締役　横田　敏章
貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	24,409	流動負債	11,484,766
		関連会社への将来負担に関する引当金	2,668,419
		株主資本	△11,460,357
		資本金	1,000
		資本剰余金	9,784,925
		その他資本剰余金	9,784,925
		利益剰余金	△21,246,282
		その他利益剰余金	△21,246,282
		（うち当期純損失）	(2,399,726)
資産合計	24,409	負債・純資産合計	24,409

第 52 期 決 算 公 告

令和８年９月 25 日
福島県会津若松市町北町大字上荒久田字鈴木57－１
株式会社南会西部建設コーポレーション
代表取締役　大浦　和久

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,290,348	流動負債	1,155,924
固定資産	3,702,374	賞与引当金	18,500
		固定負債	33,543
		退職給付引当金	33,543
		株主資本	3,803,254
		資本金	49,300
		利益剰余金	3,756,954
		利益準備金	12,325
		その他利益剰余金	3,744,629
		（うち当期純利益）	（444,779）
		自己株式	△3,000
資産合計	4,992,722	負債・純資産合計	4,992,722

第 60 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 21 日
長崎市深堀町一丁目161番地38
第一ガス株式会社
代表取締役　福田　裕孝

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	89,554	流動負債	26,725
固定資産	140,622	賞与引当金	1,858
		固定負債	43,229
		退職給付引当金	2,064
		役員退職引当金	17,115
		株主資本	160,222
		資本金	50,000
		利益剰余金	110,222
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	97,722
		（うち当期純損失）	（20,464）
資産合計	230,177	負債・純資産合計	230,177

第 2 期 決 算 公 告

令和８年９月 17 日　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
虎ノ門ヒルズステーションタワー17階
株式会社The Cosmetics Group
代表取締役　喜多慎一郎

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	177	流動負債	3,051
固定資産	14,923	固定負債	6,665
投資その他の資産	14,923	負債合計	9,716
		株主資本	5,382
		資本金	50
		資本剰余金	5,650
		資本準備金	5,650
		利益剰余金	△317
		その他利益剰余金	△317
		（うち当期純損失）	（33）
		新株予約権	1
		純資産合計	5,384
資産合計	15,100	負債・純資産合計	15,100

第 13 期 決 算 公 告

令和８年９月 25 日　福島県南会津郡南会津町山口字堀田791番地
南総建株式会社
代表取締役　目黒　良樹

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	718,732	流動負債	292,225
固定資産	1,294,239	賞与引当金	11,000
		固定負債	325
		負債合計	292,550
		株主資本	1,720,421
		資本金	20,000
		資本剰余金	4,688
		その他資本剰余金	4,688
		利益剰余金	1,695,733
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	1,690,733
		（うち当期純利益）	（176,422）
		純資産合計	1,720,421
資産合計	2,012,972	負債・純資産合計	2,012,972

第 11 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 21 日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
アークトゥルスＭＦ特定目的会社
取締役　田中　雅勝

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
特定資産	9,781,900	流動負債	466,646
投資その他の資産	9,781,900	固定負債	5,460,000
その他の資産	194,743	負債合計	5,926,646
流動資産	189,553	社員資本	4,049,997
固定資産	4,093	特定資本金	100
繰延資産	1,097	優先資本金	4,051,500
		剰余金	△1,603
		当期未処理損失	1,603
		純資産合計	4,049,997
資産合計	9,976,643	負債・純資産合計	9,976,643

損益計算書の要旨
（自　令和８年１月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	117,276
営業費用	118,607
営業損失	1,331
営業外収益	203
営業外費用	0
経常損失	1,128
税引前当期純損失	1,128
法人税、住民税及び事業税	475
当期純損失	1,603
当期未処理損失	1,603

第 6 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 21 日
東京都港区西新橋二丁目23番３号
神山ビル３階
一般社団法人交通ＩＳＡＣ
代表理事　栗田　和博

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	42,777
	固定資産	66
	繰延資産	—
	合計	42,843
負債及び正味財産の部	流動負債	1,620
	固定負債	—
	基金	—
	指定正味財産	—
	代替基金	—
	その他一般正味財産	41,223
	合計	42,843

第 9 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 21 日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
コルブスＭＦ特定目的会社
取締役　田中　雅勝

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
特定資産	25,170,100	流動負債	884,197
投資その他の資産	25,170,100	固定負債	13,980,000
その他の資産	488,093	負債合計	14,864,197
流動資産	440,550	社員資本	10,793,996
固定資産	39,694	特定資本金	1,000
繰延資産	7,849	優先資本金	10,634,700
		剰余金	158,296
		当期未処分利益	158,296
		純資産合計	10,793,996
資産合計	25,658,193	負債・純資産合計	25,658,193

損益計算書の要旨
（自　令和８年１月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	331,936
営業費用	173,189
営業利益	158,747
営業外収益	431
経常利益	159,178
税引前当期純利益	159,178
法人税、住民税及び事業税	882
当期純利益	158,296
当期未処分利益	158,296

第 38 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 21 日
神奈川県秦野市堀川818番８
株式会社関野ハウジング
代表取締役　渡邊　善久

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	361,919
	固定資産	325,151
	繰延資産	67
	合計	687,138
負純債資及産びの部	流動負債	202,549
	固定負債	225,368
	株主資本	259,220
	資本金	20,000
	利益剰余金	239,220
	その他利益剰余金	239,220
	（うち当期純利益）	（9,534）
	合計	687,138

第25期決算公告　令和８年９月24日
神奈川県横浜市西区北幸２－１－22
ナガオカビル３Ｆ
株式会社アンビション・バロー
代表取締役　田村　直人
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	352,853
	固定資産	161,614
	合計	514,468
負債及び純資産の部	流動負債	253,687
	（うち賞与引当金）	(23,181)
	固定負債	66,445
	株主資本	194,336
	資本金	20,000
	利益剰余金	174,336
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	169,336
	（うち当期純利益）	(20,704)
	合計	514,468

第１期決算公告
令和８年10月21日
福岡市中央区天神一丁目13番２号
須恵旅石宅地開発特定目的会社
取締役　小林健一郎
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	2,165	流動負債	0
流動資産	2,165	固定負債	2,291
販売用不動産	2,143	負債合計	2,292
前渡金	22	社員資本	263
その他の資産	389	特定資本金	0
流動資産	383	優先資本金	300
現金及び預金	376	剰余金	△36
前払費用	7	当期未処理損失	36
固定資産	5		
長期前払費用	5	純資産合計	263
資産合計	2,555	負債・純資産合計	2,555

損益計算書の要旨
（自　令和７年８月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	36
営業損失	36
営業外収益	—
営業外費用	—
経常損失	36
税引前当期純損失	36
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	36
当期未処理損失	36

第37期決算公告
令和８年10月21日
富山県南砺市川除新91番地
新越部品株式会社
代表取締役　山口　健次
貸借対照表の要旨
（令和８年３月20日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,582
	固定資産	1,488
	合計	3,070
負債及び純資産の部	流動負債	1,348
	固定負債	774
	株主資本	948
	資本金	10
	利益剰余金	938
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	935
	（うち当期純利益）	(139)
	合計	3,070

第58期決算公告　令和８年10月21日
福島県白河市白坂一里段６番地236
株式会社南湖自動車学校
代表取締役　小櫻　恵
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	200,711
	固定資産	946,083
	繰延資産	1,949
	資産合計	1,148,743
負債及び純資産の部	流動負債	101,916
	固定負債	378,878
	株主資本	667,949
	資本金	10,000
	利益剰余金	657,949
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	655,449
	（うち当期純利益）	(58,046)
	負債・純資産合計	1,148,743

合併公告
当社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和８年12月１日であり、各社の株主総会の承認決議は令和８年10月15日にて終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
令和８年10月１日
（甲）福島県白河市白坂一里段６番地236
株式会社南湖自動車学校
代表取締役　小櫻　恵
（乙）福島県白河市白坂一里段６番地二三六
有限会社ワークス
取締役　小櫻　恵

第６期決算公告　令和８年10月21日
東京都千代田区二番町９－３
株式会社ワークスアプリケーションズ・フロンティア
代表取締役　社長執行役員　青木　孝行
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,164
	固定資産	11
	合計	1,175
負債及び純資産の部	流動負債	718
	（うち賞与引当金）	(21)
	株主資本	457
	資本金	100
	資本剰余金	1,481
	資本準備金	1,481
	利益剰余金	△1,124
	その他利益剰余金	△1,124
	（うち当期純利益）	(129)
	合計	1,175

第44期決算公告
令和８年10月21日
茨城県神栖市知手中央一丁目16番16号
三洋テクノサービス株式会社
代表取締役　大竹泰治郎
貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	151,895
	固定資産	319,481
	合計	471,377
負債及び純資産の部	流動負債	23,575
	固定負債	9,635
	株主資本	438,167
	資本金	10,000
	利益剰余金	428,167
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	428,067
	（うち当期純利益）	(41,693)
	合計	471,377

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙のリース業及び左記不動産賃貸業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
令和８年10月１日
（甲）茨城県神栖市知手中央一丁目一六番一六号
三洋リース株式会社
代表取締役　大竹泰治郎
（乙）茨城県神栖市知手中央一丁目一六番一六号
三洋テクノサービス株式会社
代表取締役　大竹泰治郎

第34期決算公告　2026年９月25日
大阪市東住吉区長居公園１－１
株式会社セレッソ大阪
代表取締役社長　日置　貴之
貸借対照表の要旨（2026年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,978,085
	固定資産	413,924
	合計	2,392,010
負債及び純資産の部	流動負債	1,229,056
	固定負債	194,582
	株主資本	968,371
	資本金	100,000
	資本剰余金	355,305
	その他資本剰余金	355,305
	利益剰余金	523,280
	その他利益剰余金	523,280
	（うち当期純利益）	(182,997)
	自己株式	△　10,215
	合計	2,392,010

第26期決算公告　令和８年10月21日
千葉県旭市ニの5944番地
株式会社アサショウ
代表取締役　吉田耕太郎
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	485,172
	固定資産	242,052
	資産合計	727,225
負債及び純資産の部	流動負債	335,709
	固定負債	151,327
	（役員退職金引当金）	(2,400)
	株主資本	240,188
	資本金	150,000
	利益剰余金	90,188
	利益準備金	46,650
	その他利益剰余金	43,538
	（うち当期純利益）	(9,302)
	負債・純資産合計	727,225

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を七千五百万円減少し七千五百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年十月二十一日
千葉県旭市ニの五九四四番地
株式会社アサショウ
代表取締役　吉田耕太郎

第 38 期決算公告　令和８年10月21日
東京都練馬区中村一丁目５番７号
日本クラウス株式会社
代表取締役　菊池　浩一

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	760,814
	固定資産	3,928,275
	資産合計	**4,689,089**
負純資産及び部	流動負債	19,128,882
	固定負債	5,085,800
	負債合計	**24,214,682**
	株主資本	△19,525,593
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△39,525,593
	その他利益剰余金	△39,525,593
	（うち当期純損失）	(4,690,613)
	純資産合計	**△19,525,593**
	負債・純資産合計	**4,689,089**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十一日
東京都練馬区中村一丁目五番七号
日本クラウス株式会社
代表取締役　菊池　浩一

第 23 期決算公告　令和８年10月21日
福岡市博多区博多駅前二丁目17番26号
株式会社ブランニューウェイブ
代表取締役　髙田　誉啓

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	304,468
	固定資産	43,118
	資産合計	**347,586**
負純資産及び部	流動負債	60,288
	固定負債	12,961
	負債合計	**73,249**
	株主資本	274,337
	資本金	3,000
	利益剰余金	291,337
	その他利益剰余金	291,337
	（うち当期純損失）	(19,340)
	自己株式	△20,000
	純資産合計	**274,337**
	負債・純資産合計	**347,586**

第 10 期決算公告　令和８年10月21日
東京都中央区日本橋浜町二丁目４番２―709号
株式会社ガルデリア
代表取締役　谷本　肇

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	78,350
	固定資産	404,156
	合計	**482,507**
負純資産及び部	流動負債	122,777
	株主資本	△40,270
	資本金	269,449
	資本剰余金	266,475
	資本準備金	266,475
	利益剰余金	△576,194
	その他利益剰余金	△576,194
	（うち当期純損失）	(50,910)
	新株予約権	400,000
	合計	**482,507**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億四千三十七万九千四百九十五円、資本準備金の額を三千五百八十一万五千二百十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十一日
東京都中央区日本橋浜町二丁目四番二―七〇九号　株式会社ガルデリア
代表取締役　谷本　肇

決算公告　令和８年10月21日
山形県米沢市大字三沢26100番地５
東北ホモボード工業株式会社
代表取締役　垣平　通世

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,650
	固定資産	200,084
	有形固定資産	198,787
	投資その他の資産	1,297
	資産合計	**206,734**
負純資産及び部	流動負債	133
	固定負債	2,669,000
	株主資本	△2,462,399
	資本金	10,000
	利益剰余金	△2,472,399
	利益準備金	336
	その他利益剰余金	△2,472,735
	（うち当期純損失）	(7,064)
	負債・純資産合計	**206,734**

第 1 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 21 日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
ＡＭ　ａｌｐｈａ　Ｊａｐａｎ特定目的会社
取締役　鄭　　武壽

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	4,277,002	流動負債	10,299
特定資産の部合計	**4,277,002**	固定負債	100,000
その他の資産	209,022	**負債合計**	**110,299**
流動資産	187,629	社員資本	4,375,724
固定資産	5,496	特定資本金	100
繰延資産	15,895	優先資本金	4,395,000
		剰余金	△19,375
		当期未処理損失	19,375
		純資産合計	**4,375,724**
資産合計	**4,486,024**	**負債・純資産合計**	**4,486,024**

損益計算書の要旨
（自　令和７年９月12日　至　令和８年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,168
営業費用	19,869
営業損失	18,701
営業外収益	45
営業外費用	0
経常損失	18,655
税引前当期純損失	18,655
法人税、住民税及び事業税	719
当期純損失	19,375

第 28 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 21 日
東京都港区元赤坂一丁目１番７号
ＴＤ・ＤＳ特定目的会社
取締役　塩野　光二

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	9,784,423	流動負債	190,056
その他の資産	276,787	固定負債	8,762,698
流動資産	222,370	**負債合計**	**8,952,755**
固定資産	48,064	社員資本	1,108,455
繰延資産	6,352	特定資本金	200
		優先資本金	960,000
		剰余金	148,255
		当期未処分利益	148,255
		純資産合計	**1,108,455**
資産合計	**10,061,211**	**負債・純資産合計**	**10,061,211**

損益計算書の要旨
（自　令和８年１月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	318,789
営業費用	171,345
営業利益	147,443
営業外収益	1,025
営業外費用	1
経常利益	148,466
税引前当期純利益	148,466
法人税、住民税及び事業税	211
法人税等調整額	△0
当期純利益	148,254

第 6 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 21 日

東京都豊島区東池袋三丁目１番１号

株式会社高橋書店

代表取締役　清水　美成

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	14,151,444
	固定資産	5,108,159
	資産合計	**19,259,604**
負債及び純資産の部	流動負債	9,610,706
	賞与引当金	14,945
	固定負債	108,688
	退職給付引当金	10,013
	役員退職慰労引当金	98,675
	株主資本	9,521,946
	資本金	10,000
	資本剰余金	5,714,353
	資本準備金	2,500
	その他資本剰余金	5,711,853
	利益剰余金	3,797,592
	その他利益剰余金	3,797,592
	（うち当期純利益）	(1,236,122)
	評価・換算差額等	18,262
	その他有価証券評価差額金	18,262
	負債・純資産合計	**19,259,604**

第８期決算公告

令和８年10月21日

東京都豊島区東池袋三丁目１番１号

株式会社髙和堂

代表取締役　清水　美成

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,800,184
	固定資産	473,017
	資産合計	3,273,202
負債及び純資産の部	流動負債	84,252
	賞与引当金	2,025
	固定負債	25,039
	退職給付引当金	1,125
	株主資本	3,162,571
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	3,142,571
	その他利益剰余金	3,142,571
	（うち当期純利益）	(131,124)
	評価・換算差額等	1,339
	その他有価証券評価差額金	1,339
	負債・純資産合計	3,273,202

第13期決算公告

令和８年10月21日

東京都渋谷区円山町28番３号

株式会社ジールズ

代表取締役　椎名　宣行

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	75,134
	固定資産	6,620
	合計	81,754
負債及び純資産の部	流動負債	3,606
	株主資本	78,148
	資本金	10,000
	利益剰余金	68,148
	その他利益剰余金	68,148
	（うち当期純利益）	(1,978)
	合計	81,754

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ｃｏｚｙ（住所東京都墨田区太平一丁目一六番五号グローリオ錦糸町三〇一号室）に対して当社の飲食店事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十一日

東京都渋谷区円山町二八番三号

株式会社ジールズ

代表取締役　椎名　宣行

第36期決算公告

令和８年10月21日

東京都港区南青山七丁目10番３号

株式会社日進ＬＲＤ

代表取締役　塚田　雅夫

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	13,856,883
	固定資産	18,437,147
	繰延資産	341
	資産合計	32,294,372
負債及び純資産の部	流動負債	406,793
	固定負債	3,764,430
	株主資本	28,123,148
	資本金	100,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	27,973,148
	その他利益剰余金	27,973,148
	（うち当期純利益）	(1,160,876)
	負債・純資産合計	32,294,372

新設分割公告及び資本金の額の減少公告

当社は、新設分割により新設する苫小牧緑化株式会社（住所北海道苫小牧市字植苗四三七番地）に対して当社のゴルフ事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

また当社は、資本金の額を百万円減少することにいたしました。

これらの決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十一日

東京都港区南青山七丁目一〇番三号

株式会社日進ＬＲＤ

代表取締役　塚田　雅夫

第９期決算公告

令和８年10月21日

名古屋市中区丸の内二丁目18番22号三博ビル７Ｆ

株式会社Ｎ２ｉ

代表取締役　篭橋　裕紀

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	244,489	流動負債	24,520
固定資産	21,605	賞与引当金	7,142
繰延資産	71,340	固定負債	329,008
		株主資本	△16,093
		資本金	90,000
		資本剰余金	133,500
		資本準備金	133,500
		利益剰余金	△239,593
		その他利益剰余金	△239,593
		（うち当期純損失）	(100,512)
		新株予約権	0
資産合計	337,435	負債・純資産合計	337,435

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社サイジー（住所名古屋市昭和区鶴舞一丁目二番三二号ＳＴＡＴＩＯＮ・Ａｉ）に対して当社のシステムの開発及び販売の一部に関する事業の権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十一日

名古屋市中区丸の内二丁目一八番二二号三博ビル七Ｆ　株式会社Ｎ２ｉ

代表取締役　篭橋　裕紀

第16期決算公告

令和８年10月21日

大阪市天王寺区四天王寺二丁目１番９号

株式会社ケー・エキスプレス

代表取締役　加藤　友康

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,152,177	流動負債	1,615,822
固定資産	3,668,321	固定負債	3,788,354
繰延資産	71,710	株主資本	2,488,032
		資本金	41,500
		資本剰余金	10,400
		資本準備金	10,400
		利益剰余金	2,436,132
		利益準備金	100
		その他利益剰余金	2,436,032
		（うち当期純利益）	(281,272)
資産合計	7,892,209	負債・純資産合計	7,892,209

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のつるとんたん運営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年十月二十一日

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町八番地京都三井ビルディング四階

（甲）代表取締役　藤川　祐樹　株式会社つるとんたん

大阪市天王寺区四天王寺二丁目一番九号

（乙）株式会社ケー・エキスプレス

代表取締役　加藤　友康

官報

「官報」は、国の法令や公示事項を掲載し、国民に周知するための国の公報です。行政機関の休日を除き、毎日午前８時３０分に官報発行サイトにおいて発行され、直近９０日間の「官報」を閲覧・ダウンロードすることが可能です。

https://www.kanpo.go.jp

内閣府

第 34 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 21 日
福岡県柳川市大和町皿垣開1777番地
ダイワサンライズ興産株式会社
代表取締役　松藤　善人

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	17,584,005
	固定資産	1,158,576
	合計	18,742,581
負純資産の債及び部	流動負債	107,467
	固定負債	20,004,853
	株主資本	△1,369,739
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△4,369,739
	その他利益剰余金	△4,369,739
	（うち当期純利益）	（319,472）
	合計	18,742,581

合併公告

令和８年 10 月 21 日
福岡県柳川市大和町皿垣開一七七七番地
（甲）ダイワサンライズ興産株式会社
代表取締役　松藤　善人
福岡県柳川市大和町皿垣開一七七七番地
（乙）ダイワ興産有限会社
代表取締役　松藤　善人

（甲）及び（乙）は、令和８年 10 月 21 日付で合併することとなりましたので、会社法第 789 条第３項の規定に基づき、合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和８年 10 月 21 日
福岡県柳川市大和町皿垣開一七七七番地
ダイワサンライズ興産株式会社
代表取締役　松藤　善人

（甲）及び（乙）は、令和８年 10 月 21 日付で合併することとなりましたので、会社法第 789 条第３項の規定に基づき、合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和８年 10 月 21 日
福岡県柳川市大和町皿垣開一七七七番地
（乙）ダイワサンライズ興産株式会社
代表取締役　松藤　善人

（甲）及び（乙）は、令和８年 10 月 21 日付で合併することとなりましたので、会社法第 789 条第３項の規定に基づき、合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和８年 10 月 21 日
福岡県柳川市大和町皿垣開一七七七番地
（甲）

第64期決算公告

令和８年10月21日

福岡市博多区博多駅東三丁目６番18号

株式会社福山コンサルタント

代表取締役　榮徳　洋平

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,061,076
	固定資産	2,012,304
	有形固定資産	1,300,344
	無形固定資産	12,118
	投資その他の資産	699,841
	資産合計	**5,073,381**
負債及び純資産の部	流動負債	1,130,087
	固定負債	117,790
	退職給付引当金	18,107
	負債合計	**1,247,878**
	株主資本	3,817,476
	資本金	100,000
	資本剰余金	882,172
	資本準備金	543,708
	その他資本剰余金	338,463
	利益剰余金	2,835,304
	利益準備金	68,913
	その他利益剰余金	2,766,391
	（うち当期純利益）	(679,766)
	評価・換算差額等	8,026
	その他有価証券評価差額金	8,026
	純資産合計	**3,825,503**
	負債・純資産合計	**5,073,381**

第43期決算公告

令和８年10月21日

千葉県松戸市横須賀一丁目８番地の１

株式会社ホンダカーズ北千葉

代表取締役　山路　嘉章

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	852,447
	固定資産	1,909,289
	繰延資産	398
	資産合計	**2,762,135**
負債及び純資産の部	流動負債	1,140,212
	役員保険料引当金	411
	賞与引当金	14,300
	自動車税引当金	820
	社会保険会社負担分引当金	2,500
	固定負債	1,011,183
	株主資本	610,738
	資本金	10,000
	利益剰余金	600,738
	その他利益剰余金	600,738
	（うち当期純利益）	(80,600)
	負債・純資産合計	**2,762,135**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月二十一日

千葉県柏市旭町一丁目一四番六号

（甲）株式会社ホンダカーズ柏

代表取締役　飯泉　裕一

千葉県松戸市横須賀一丁目八番地の一

（乙）株式会社ホンダカーズ北千葉

代表取締役　山路　嘉章

第54期決算公告

令和８年10月21日

千葉県柏市旭町一丁目14番６号

株式会社ホンダカーズ柏

代表取締役　飯泉　裕一

貸借対照表の要旨

（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,022,727
	固定資産	503,971
	資産合計	**3,526,698**
負債及び純資産の部	流動負債	1,113,591
	固定負債	182,841
	株主資本	2,230,265
	資本金	40,000
	利益剰余金	2,190,265
	利益準備金	17,200
	その他利益剰余金	2,173,065
	（うち当期純利益）	(140,573)
	負債・純資産合計	**3,526,698**

第69期決算公告

令和８年10月21日

長崎市目覚町５番20号

ハヤシカネエネルギー株式会社

代表取締役　福田　裕孝

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	380,082
	固定資産	738,334
	資産合計	**1,118,416**
負債及び純資産の部	流動負債	275,898
	賞与引当金	13,814
	固定負債	204,004
	退職給付引当金	34,081
	役員退職引当金	9,672
	株主資本	363,305
	資本金	20,000
	資本剰余金	520
	資本準備金	520
	利益剰余金	342,785
	利益準備金	4,480
	その他利益剰余金	338,305
	（うち当期純利益）	(12,296)
	評価・換算差額等	275,208
	その他有価証券評価差額金	275,208
	負債・純資産合計	**1,118,416**

決　算　公　告

令和８年10月21日

兵庫県伊丹市南町二丁目１番３号

伊丹電機工業株式会社

代表取締役　中村　祐一

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,164,567
	固定資産	4,402,608
	合計	**7,567,176**
負債及び純資産の部	流動負債	657,983
	固定負債	1,751,347
	（うち役員退職引当金）	(70,000)
	株主資本	5,157,846
	資本金	50,000
	資本剰余金	13,509
	資本準備金	13,509
	利益剰余金	5,094,336
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	5,079,336
	（うち当期純利益）	(200,331)
	合計	**7,567,176**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十月二十一日

兵庫県伊丹市南町二丁目一番三号

（甲）伊丹電機ホールディングス株式会社

会社　代表取締役　中村　祐一

兵庫県伊丹市南町二丁目一番三号

（乙）伊丹電機工業株式会社

代表取締役　中村　祐一

決　算　公　告

令和８年10月21日

兵庫県伊丹市南町二丁目１番３号

伊丹電機ホールディングス株式会社

代表取締役　中村　祐一

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	固定資産	59,447
	合計	**59,447**
負債及び純資産の部	株主資本	59,447
	資本金	15,959
	資本剰余金	43,488
	資本準備金	7,979
	その他資本剰余金	35,509
	利益剰余金	—
	その他利益剰余金	—
	（うち当期純利益）	(20,052)
	合計	**59,447**

第 88 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 21 日　大阪府大東市新田北町３番47号

津熊鋼建株式会社

代表取締役　津熊　浩司

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,204	流動負債	2,925
固定資産	2,334	固定負債	1,770
		引当金	164
		株主資本	1,680
		資本金	10
		利益剰余金	1,672
		利益準備金	4
		その他利益剰余金	1,668
		（うち当期純利益）	(199)
		自己株式	△2
		評価・換算差額等	0
資産合計	6,539	負債・純資産合計	6,539

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の資産運用事業、有価証券運用事業及び航空機リース投資事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月二十一日

大阪府大東市新田北町三番四七号

（甲）津熊鋼建株式会社

代表取締役　津熊　浩司

奈良県生駒市東生駒一丁目一六三番地

六ネオハイツⅡ番館二一六

（乙）津熊鋼建株式会社

代表取締役　津熊　浩司

第 8 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 21 日

京都市下京区中堂寺粟田町93番地

京都リサーチパーク６号館２階

ジャパンアクセス株式会社

代表取締役　澤田　賢二

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	26,137
	合計	26,137
負純資産及び部	流動負債	852
	株主資本	25,284
	資本金	1,000
	利益剰余金	24,284
	その他利益剰余金	24,284
	（うち当期純利益）	(6,918)
	合計	26,137

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載官報

掲載の日付　令和八年七月十五日

掲載頁　一一二頁（号外第一五八号）

（乙）左記のとおりです。

令和八年十月二十一日

京都市下京区中堂寺粟田町九三番地京都リサーチパーク六号館二階

（甲）株式会社ＣｏｅＮｏｖａ

代表取締役　澤田　賢二

京都市下京区中堂寺粟田町九三番地京都リサーチパーク六号館二階

（乙）ジャパンアクセス株式会社

代表取締役　澤田　賢二

第 19 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 21 日

東京都港区六本木五丁目15番12号

Pepper Advantage Capital Management株式会社

代表取締役　浅野　俊成

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,326
	固定資産	58,693
	合計	70,020
負純資産及び部	流動負債	20,126
	固定負債	25,000
	株主資本	24,893
	資本金	5,000
	利益剰余金	19,893
	その他利益剰余金	19,893
	（うち当期純利益）	(3,145)
	合計	70,020

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載官報

掲載の日付　令和八年四月二十三日

掲載頁　五十頁（号外第九十五号）

（乙）次の通りです。

令和八年十月二十一日

東京都港区六本木五丁目一五番一二号

（甲）Ｐｅｐｐｅｒ Ａｄｖａｎｔａｇｅ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社

代表取締役　浅野　俊成

東京都港区六本木五丁目一五番一二号

（乙）ピーエイジェイ株式会社

代表取締役　浅野　俊成

東京都港区六本木五丁目一五番一二号

（丙）Ｐｅｐｐｅｒ Ａｄｖａｎｔａｇｅ Ｃａｐｉｔａｌ Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ株式会社

代表取締役　浅野　俊成

東京都港区六本木五丁目一五番一二号

（丁）Ｐｅｐｐｅｒ Ａｄｖａｎｔａｇｅ Ａｓｓｅｔ Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ株式会社

代表取締役　浅野　俊成

第 19 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 21 日

東京都港区六本木五丁目15番12号

Pepper Advantage Asset Consulting株式会社

代表取締役　浅野　俊成

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,113
	固定資産	4,044
	合計	11,158
負純資産及び部	流動負債	4,006
	固定負債	24,000
	株主資本	△16,848
	資本金	5,000
	利益剰余金	△21,848
	その他利益剰余金	△21,848
	（うち当期純損失）	(2,007)
	合計	11,158

第 19 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 21 日　東京都港区六本木五丁目15番12号

Pepper Advantage Holdings株式会社

代表取締役　浅野　俊成

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	173,774	流動負債	311,062
固定資産	632,480	固定負債	364,749
		退職給付引当金	9,096
		株主資本	130,442
		資本金	38,686
		資本剰余金	238,686
		資本準備金	238,686
		利益剰余金	△146,930
		利益準備金	5,700
		その他利益剰余金	△152,630
		（うち当期純利益）	(4,585)
資産合計	806,255	負債・純資産合計	806,255

第 70 期 決 算 公 告

令和８年10月21日　鹿児島市与次郎二丁目７番25号
インフラテック株式会社
代表取締役　松﨑　秀雄

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,968,276	流動負債	7,972,199
固定資産	9,482,244	賞与引当金	160,000
繰延資産	4,400	固定負債	1,412,916
		退職給付引当金	248,036
		株主資本	9,069,806
		資本金	73,000
		資本剰余金	1,332,458
		資本準備金	794,291
		その他資本剰余金	538,166
		利益剰余金	7,664,348
		利益準備金	18,250
		その他利益剰余金	7,646,098
		（うち当期純利益）	（1,250,973）
資産合計	18,454,921	負債・純資産合計	18,454,921

第 8 期 決 算 公 告

令和８年８月28日　京都府京丹後市弥栄町鳥取123
株式会社丹後王国ブルワリー
代表取締役社長　中川　正樹

貸借対照表の要旨　（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	278,709	流動負債	54,758
固定資産	149,472	賞与引当金	1,685
		固定負債	60,694
		退職給付引当金	3,194
		役員株式給付引当金	1,122
		株主資本	312,729
		資本金	30,000
		資本剰余金	454,841
		資本準備金	454,841
		利益剰余金	△172,112
		その他利益剰余金	△172,112
		（うち当期純損失）	（172,112）
資産合計	428,181	負債・純資産合計	428,181

第 6 期 決 算 公 告

令和８年10月21日　東京都千代田区神田神保町二丁目２番地31
ヒューリック神保町ビル
グローバルサービス株式会社
代表取締役　白濱　良彦

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	49,706	流動負債	362,076
固定資産	296,747	固定負債	94,496
		長期借入金	89,550
		退職給付引当金	4,946
		株主資本	△110,118
		資本金	50,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	△210,118
		繰越利益準備金	△210,118
		（うち当期純損失）	（22,617）
資産合計	346,454	負債・純資産合計	346,454

第 39 期 決 算 公 告

令和８年10月21日　富山市新桜町６番22号
株式会社富山育英センター
代表取締役　片山　浄見

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	909,728	流動負債	881,538
固定資産	1,772,807	（賞与引当金）	（22,458）
		固定負債	1,377,177
		（退職給付引当金）	（210,855）
		株主資本	385,294
		資本金	100,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	265,294
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	260,294
		（うち当期純利益）	（85,321）
		評価・換算差額等	38,525
資産合計	2,682,535	負債・純資産合計	2,682,535

決 算 公 告

令和８年10月21日
大阪府八尾市山本町北三丁目１番28号
森田殖産株式会社
代表取締役　森田　規子

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	78	流動負債	7
固定資産	851	固定負債	289
		株主資本	632
		資本金	50
		資本剰余金	9
		資本準備金	9
		利益剰余金	577
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	573
		（うち当期純利益）	（9）
		自己株式	△　4
資産合計	929	負債・純資産合計	929

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のホテル・宿泊関連事業、不動産関連事業、有価証券保有管理運用事業並びにこれらに付随する事業に関して有する権利義務の全部又は一部、及び、丙の不動産関連事業及び有価証券保有管理運用事業並びにこれらに付随する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継し、乙及び丙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙及び丙）下記のとおりです。

令和八年十月二十一日

大分県宇佐市大字上田一七七〇番地の一
（甲）ワタナベメディカル株式会社
代表取締役　渡辺　一平

大分県宇佐市大字上田一七七〇番地の一
（乙）株式会社ワタナベ
代表取締役　渡辺　幹雄

大分県宇佐市大字上田一七七〇番地の一
（丙）アドテック株式会社
代表取締役　渡辺　幹雄

第 26 期 決 算 公 告

令和８年10月21日
大分県宇佐市大字上田1770番地の１
株式会社ワタナベ
代表取締役　渡辺　幹雄

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,154,834	流動負債	961,155
固定資産	5,635,281	固定負債	1,800,000
繰延資産	4,523	株主資本	5,033,483
		資本金	10,000
		資本剰余金	16,000
		資本準備金	16,000
		利益剰余金	5,007,483
		利益準備金	3,700
		その他利益剰余金	5,003,783
		（うち当期純利益）	（193,733）
資産合計	7,794,639	負債・純資産合計	7,794,639

第 32 期 決 算 公 告

令和８年10月21日
大分県宇佐市大字上田1770番地の１
アドテック株式会社
代表取締役　渡辺　幹雄

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,458,635	流動負債	493,555
固定資産	3,784,619	固定負債	11,861
繰延資産	7,492	株主資本	6,745,330
		資本金	30,000
		資本剰余金	13,280
		資本準備金	13,280
		利益剰余金	6,702,050
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	6,694,550
		（うち当期純利益）	（1,065,712）
資産合計	7,250,747	負債・純資産合計	7,250,747

第 41 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 21 日

熊本市中央区辛島町４番35号

株式会社明和不動産

代表取締役　川口英之介

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,615,023
	固定資産	4,463,123
	資産合計	15,078,147
負債及び純資産の部	流動負債	8,379,823
	固定負債	2,944,739
	負債合計	11,324,563
	株主資本	3,506,905
	資本金	71,600
	資本剰余金	21,600
	資本準備金	21,600
	利益剰余金	3,413,705
	利益準備金	60,000
	その他利益剰余金	3,353,705
	（うち当期純利益）	(341,708)
	評価・換算差額等	246,678
	その他有価証券評価差額金	246,678
	純資産合計	3,753,584
	負債・純資産合計	15,078,147

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和八年十月二十一日

熊本市中央区辛島町四番三五号

（甲）ミリーヴ株式会社

代表取締役　川口　圭介

熊本市中央区辛島町四番三五号

（乙）株式会社明和不動産

代表取締役　川口英之介

第１期決算公告

令和８年10月21日

熊本市中央区辛島町４番35号

ミリーヴ株式会社

代表取締役　川口　圭介

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,276
	固定資産	3,306,491
	合計	3,316,767
負純資債及び産の部	流動負債	40,087
	固定負債	200,000
	株主資本	3,076,680
	資本金	10,000
	資本剰余金	3,067,969
	その他資本剰余金	3,067,969
	利益剰余金	△1,289
	その他利益剰余金	△1,289
	（うち当期純損失）	(1,289)
	合計	3,316,767

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

公立相馬総合病院にて運営しておりました「カード式テレビシステム」につきまして、令和８年９月24日で利用終了し、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

＜払戻しを行う前払式支払手段の発行者の商号＞

パラテクノ株式会社

＜払戻しに係る前払式支払手段の種類＞

公立相馬総合病院（福島県相馬市新沼字坪ヶ迫142）で販売したテレビカード（さくら柄カード952度数）

＜払戻しの申出期間＞

令和８年10月21日（水）９時00分～令和８年12月23日（水）17時00分

受付時間　午前９時00分～午後５時00分（土、日、祝祭日は除く）

※上記の申出期間内にお申し出頂けない場合には、この払戻し手続きから除斥されます。

※郵送での申出の場合は、払戻しの申出期間の最終日の消印までが有効となります。

＜本件に関するお問い合わせ＞

パラテクノ株式会社

〒113―8415 東京都文京区本郷５丁目28番３号

電話（03）3868―0327（受付時間　土、日、祝祭日を除く、９時00分～17時00分）

令和８年10月21日

東京都文京区本郷５丁目28番３号

パラテクノ株式会社

第 9 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 21 日

神戸市東灘区御影塚町一丁目２番９―３号

株式会社ハピネス

代表取締役　奥村　拓

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	55,477
	資産合計	55,477
負純資債及び産の部	流動負債	9,513
	固定負債	120
	株主資本	45,843
	資本金	1,000
	利益剰余金	44,843
	その他利益剰余金	44,843
	（うち当期純利益）	(16,500)
	負債・純資産合計	55,477

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は戊が営むインターネットを利用した集客及び顧客紹介事業のうち、部・ペット用移動火葬車等の特殊車両の企画、設計、製造、架装、販売及び保守メンテナンス事業、葬儀、火葬及び供養に関する施設及び資格の認定講座の企画、開発、交付並びに認定、試験の実施及び資格の認定民間検定試験に関する業務に関する権利義務を、乙に付随する権利義務を、甲から一箇月以内にお申し出下さい。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）・（乙）・（丙）・（丁）・（戊）は確定した最終の事業年度は次のとおりです。

令和八年十月二十一日

神戸市東灘区御影塚町一丁目二番九―三号

（甲）株式会社ハピネス

代表取締役　奥村　拓

神戸市東灘区御影塚町一丁目二番九―三号

（乙）株式会社リブート

代表取締役　奥村　拓

京都市下京区西七条掛越町六〇番地菱ビル202A

（丙）株式会社happiness

代表取締役　奥村　拓

神戸市東灘区御影塚町一丁目二番九―三号

（丁）株式会社REPLAY

代表取締役　奥村　拓

大阪市福島区大開二丁目三番一号パネ協大阪センタービル五階

（戊）株式会社プログレス

代表取締役　奥村　拓

第 15 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 21 日

大阪市福島区大開二丁目３番１号

パネ協大阪センタービル５階

株式会社プログレス

代表取締役　奥村　拓

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	617,569
	固定資産	251,946
	繰延資産	450
	資産合計	869,965
負純資債及び産の部	流動負債	144,220
	固定負債	47,900
	株主資本	677,844
	資本金	30,000
	利益剰余金	647,844
	その他利益剰余金	647,844
	（うち当期純利益）	(153,360)
	負債・純資産合計	869,965

第 1 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 21 日

神戸市東灘区御影塚町一丁目２番９―３号

株式会社ＲＥＰＬＡＹ

代表取締役　奥村　拓

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	727
	資産合計	727
負純資債及び産の部	流動負債	72
	株主資本	655
	資本金	1,000
	利益剰余金	△344
	その他利益剰余金	△344
	（うち当期純損失）	(344)
	負債・純資産合計	727

第 6 期 決 算 公 告

令和８年 10 月 21 日

京都市下京区西七条掛越町60番地菱ビル202Ａ

株式会社ｈａｐｐｉｎｅｓｓ

代表取締役　奥村　拓

貸借対照表の要旨

（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	19,841
	資産合計	19,841
負純資債及び産の部	流動負債	4,679
	株主資本	15,162
	資本金	5,000
	利益剰余金	10,162
	その他利益剰余金	10,162
	（うち当期純利益）	(12,045)
	負債・純資産合計	19,841